

浦添市立図書館紀要

BULLETIN OF THE URASOE CITY LIBRARY

No. 13 2002・3

□ グラビア 朱漆山水人物箔絵東道盆・黒漆雲龍螺鈿東道盆

レファレンス室の窓から ―浦添市図書館業務を中心に―

＜資料＞ 県内市立及び県立図書館のレファレンスについて（アンケート）

仲西昌教／石川典子／友利幸子

宮城あきの／森田牧子 (3)

〔評定所文書覚書12〕近世琉球の下層役人について

―公事拝・庖丁人を中心に―

栗野慎一郎 (28)

〔研究論文〕東道盆はどのように使われていたか

―家わけ文書・日記などにみる漆器の用途―

謝敷真起子／岡本亜紀 (48)

〔研究論文〕沖縄戦の特質

玉木 真哲 (64)

□ 短 信 「琉球王国評定所文書」編集事業を終えて

前津 政廣 (77)

□ 「琉球王国評定所文書」既刊分の紹介

(81)

□ 短 信 貸出資料の未返却者への対応について

当山 全修 (82)

□ 沖縄学研究室寄贈受付図書資料一覧（1999年度後半～2000年度前半）

(84)

浦添市立図書館



写真1 朱漆山水人物箔絵東道盆（浦添市美術館所蔵）



写真3 黒漆雲龍螺鈿東道盆（尚家継承品 那覇市所蔵）

レファレンス室の窓から ―浦添市立図書館業務を中心に―

＜資料＞ 県内市立及び県立図書館のレファレンスについて（アンケート）

仲西 昌教・石川 典子・友利 幸子
宮城あきの・森田 牧子

はじめに一知の大海を泳ぐ

電話のベルが鳴る。

「はい図書館です」

「本の検索をしたいのですが…」

「しばらくお待ちください。レファレンス室にかかります」

「は？何室ですか？」

「レファレンス室です。れ・ふぁ・れ・ん・す…」

開館して17年になろうとしているのに、レファレンスという言葉はまだ市民権を得ていないようである。近頃では職員も「検索担当」「調べものをする部屋」「資料室」「コピー機のある部屋」等と置き換え、相手にわかりやすいようひと工夫をしている。

レファレンス（reference）とは、ラテン語のreferre、関係づける・推量する・運び去るとするのが語源で、参考・参照・照会・典拠参考資料・言及・照会先・案内・基準という広い意味があり、翻訳しづらい語だと言われる。⁽¹⁾⁽²⁾ 最近はパソコン用語で、操作方法などの詳細マニュアルを指すリファレンスと言う読み方（意味は同様）も用いられているようだ。

当館ではレファレンス室と呼ぶが、他館にも呼称こそ違え、調べものをする部屋やコーナーがある。そこには調査用資料（辞典類・持ち出し禁止資料・貴重資料・特殊コレクション・郷土資料等）が置かれ、近くに資料を開き、場合に依じて筆記するための台や机がある。複写を簡便にするためのコピー機が設置

されているのが常で、資料に詳しそうな職員が、物静かに出入り口付近に構えているのも容易にイメージできる風景だ。

ラジオで耳にしたが、詩人の荒川洋治氏は調べものを図書館に頼るのは癪なので、なるべく自分の蔵書でまかなうようにしているという。膨大な蔵書を所有するだけでなく、そのどこに何が載っているかというようなことを掌握・管理し、豊かな言論や執筆として再生する。この話を聞き、先頃完成した司馬遼太郎記念館の天井まで届く書架の連なりと、隙間なく埋め尽くされた資料群を思い出した。両氏とも、自分のためだけに存在するコレクションの持主ということになる。

それにひきかえ普通の人々である私たちは、彼等のように、溢れんばかりの本や本棚と細部を記憶する力に恵まれていない。だが、疑問を感じ解決をしてみたいことは、平凡な日常生活の端々に存在する。実際ここまで数十行をしたための間にも、ねじりはちまきで多くのページをめくらなければならなかった。手持ちの本や雑誌、自宅のインターネットでまかなえる部分もあったが、勿論限界はある。一市民として家の近くに図書館があり、辞典類や参考資料が繙けたことは幸いだった。調べるテーマに何のことはなくても、知の大海を泳ぎ、一つ一つに確証と根拠を得ていくプロセスは楽しいものである。

「図書館はみんなの本棚」という表現から、蓄積された資料を共同利用し、各人の生活に活かしていくという感じが伝わってくる。開かれたコレクションがそこにある。

1. レファレンスとは

遠い眼差しとレファレンス

遙か昔樹上で暮らしていたサルが地上に降り、四本足歩行から二本足で立ち上がった時、数十cm目の位置が変わり、地平線や水平線、昇る太陽、沈む太陽が見えるようになった。その「遠い眼差し」になった時に得た新鮮な感覚が、人間の精神の核となったといわれる。(3)これが知的好奇心の萌芽なのかもしれないと辞典をひいてみた。知的好奇心には自分の知らないことや珍しいことに興味をもつ拡散的好奇心と、興味を持ったものを深く探求し認識しようとする特殊的好奇心の2種類があり、この2つは疑問→解決、疑問→解決というように連鎖的にはたらき学習を推進するとされる。(4)

人類の祖にもたらされた新しい刺激や情報による驚きは、脳の中を駆けめぐり、次の疑問と次の一步に繋がっていき、現在私たちをレファレンス室の前に立たせているのかも知れない。

自己探求とレファレンス

禅の世界に、自分探しの過程を一人の少年による牛探しに例えた十牛図と呼ばれるものがある。ある研究者が、自分の資料探しという図書館体験を十牛図になぞらえたものが次の文で、知の探求とも重なり興味深く面白く読める。丸括弧内が彼の「資料探し途上のひとりごと」である。

第1図 尋^{じんぎゅう}牛 (自分の無知に気づく)

ー従来失せず、何ぞ追尋^{ついじん}を用いん

第2図 見跡^{けんせき} (手掛かりを見つめるためには)

ー経によって義を解し、教を閲して跡を知る

第3図 見^{けんぎゅう}牛 (ようやく本を発見する)

ー声より得^{とく}入し、見る処に源に逢う

第4図 得^{とくぎゅう}牛 (本を手に入れただけでは)

ー精神を竭^{かつじん}尽^{けつ}して渠^かを獲得す 心強く力壮んにして 卒^{そく}に除き難し

第5図 牧^{ぼくぎゅう}牛 (本を読むということ)

ー境に由って有なるにあらず、唯だ心より生ず

第6図 帰牛帰家^{きぎゅうきか} (流れにまかせて「読む」「考える」「書く」)

ー身を牛上に横たえ、目は雲霄^{うんしやう}を視る。呼喚^{こかん}すれども回らず、撈籠^{ろうろう}すれども住まらず。

第7図 忘牛存人^{ぼうぎゅうそんじん} (すべてを忘れて)

ー牛も也た空じ人も也た閑^{しずか}なり

第8図 人牛俱忘^{じんぎゅうくわう} (どうでもいいこと)

ー鞭索^{べんさく}人牛、尽く空に属す。此处に到^{いた}って方に能く祖宗^{そそう}に合^あう

第9図 返本還源^{へんほんけんげん} (窓の外に目をやれば)

ー一本に返り源に還^{かへ}って己^{すて}に功を費やす。庵中には庵前の物を見ず。水は自^{おの}ずから茫々、花は自^{おの}ずから紅なり

第10図 入塵垂手^{にってんすいしゅ} (なんだみんなと同じだ)

ー胸を露わし足を跣^{はだし}にして塵^{てん}に入り来る。神仙を用いず真の秘訣^た。直だ枯木をして花を放^{はな}って開かしむ。(5)

調べる側の立場で考えたことが以上2点である。

レファレンスーその沿革

図書館サービスとしてのレファレンス・サービスは1870年代アメリカの図書館員サミュエル・グリーン^{サミュエル・グリーン}の提唱に始まるとされる。サービスは当初「利用者援助 aid to readers」とよばれていたが、その後「レファレンス・ワーク reference work」「レファレンス・サービス reference service」という名称が定着し、読書のための資料選択を援助する「読書相談サービス reader's advisory service」とは区別して使用されるようになる。

1960年代以降には「レファレンス・情報サービス reference and information service」、現在では「情報サービス information service」という語も用いられている。(6)

国内においてレファレンス業務が知らされたのは明治期であるが、1916年(大正5)、アメリカより帰国した図書館員によって初め

て定義付けされたという。以後参考事務・参考業務・参考奉仕・相談事務・参考調査業務と訳し用いられ現在に至る。(7)

業務としてのレファレンス

図書館法第3条に図書館奉仕のための8項目が定められている中で、レファレンスについては次の2つがあげられる。

3 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

7 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

当市『浦添市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則』第2条に定める16項目のうち5項目がレファレンスに関連したものである。

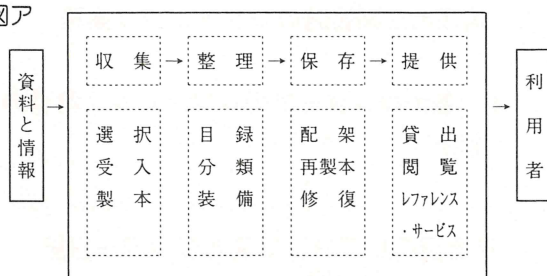
第2条 図書館は、図書館法第3条の規定に基づき、次の事業を行う。

- (1)図書館資料の収集、整理及び保存
- (3)読書案内
- (4)レファレンス
- (7)時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供
- (14)郷土資料及び地方行政資料の収集並びに提供

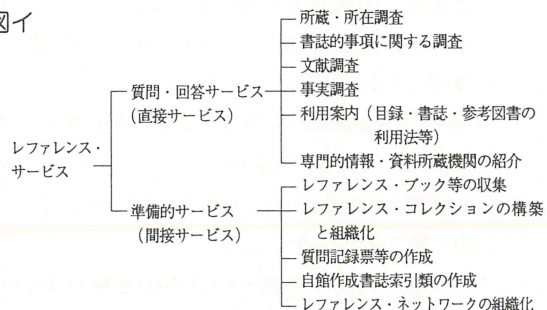
図書館の業務を資料の流れに沿って考えると図アのようになり、資料の収集、整理、保存という資料管理の先に資料提供がある。レファレンスは貸出し・閲覧とともに、資料提供業務の一環であると考えられる。

そのレファレンス（サービス）を直接・間接に分けて考えてみると図イのようになる。これは都立中央図書館の例を体系化したもので、レファレンス図書館だけあって、各係・各担当業務のレファレンスとの関わりや果たすべき事が端的に示されており参考になる。

図ア



図イ



(8)

レファレンスにおける質問者から回答者への流れを8段階にわけたグローガンのレファレンス・ステップは次のとおりである。(9)

- ステップ1 人間がもっている問題状況
- ステップ2 情報の必要性
- ステップ3 最初の質問
- ステップ4 レファレンス・インタビューと質問の変化
- ステップ5 探索戦略
- ステップ6 探索作業
- ステップ7 第1次の回答
- ステップ8 回答の受容

ステップ1・2では質問者が試行錯誤しながら課題の解決を図ろうとし、3でようやく図書館へ頼ってみようかと考えアプローチしてくる。4は相互の会話で成り立ち、5・6が図書館員の腕の見せ所である資料検索作業となる。7で回答、双方のずれを補いながら8で1つの事例が完了となる。

レファレンスでは資料探索のテクニックについてクローズアップされがちだが、質問者と回答者のコミュニケーションが大切な要素であることがわかる。

<森田>

2. 浦添市立図書館のレファレンス業務

(1) 各カウンターでのレファレンス業務の状況

ある日のレファレンスカウンター日記

10:15 今日、最初のレファレンス

○「身土不二の読み方を知りたい。」

①『日本国語大辞典』(R813ニ)より“身土”(しんど)で仏教語とある。

②『逆引き仏教語辞典』(R180ギ)より“身土不二”(しんどふに)とある。回答済み。

①の段階で仏教語とわかったことがよかった。

11:00 第二のレファレンス

○「石川啄木の詩で神童というものを探している。それがあれば全文を見たい。」

石川啄木記念館ホームページでは探せなかったとの情報をお持ちである。

①著者名「石川啄木」21件 『石川啄木全集第二巻 詩集』(918イー2)他、詩集全集を数冊見てみるがなし。

②国立国会図書館、国内出版情報のCD-ROM検索するがなし。

③インターネット検索にて、“石川啄木 神童”検索するといくつかのサイトが見つかる。そのなかの数件より、石川啄木は小さい頃神童と呼ばれていたことがわかる。また そのかみの 神童の名のかなしさよ…という文があるが、詩かどうかかわからない。

④石川啄木記念館(岩手県玉山村)へ問い合わせる。神童について尋ねると、「それは短歌で、全文は、“そのかみの 神童の名のかなしさよ ふるさとにきて泣くはそのこと”です。」と即答。すごい。

その短歌は『一握の砂』に収録されています、と回答をいただいた。『一握の砂』(911.1)当館所蔵あり

「今日もインターネットに頼ってしまった。一方、石川啄木記念館の方の対応に脱帽。」

14:30 これだけ探しても・・・。

○「沖縄の赤と黄の箸のぬりわけの由来(意味)」

①『沖縄大百科事典』「箸」「食器」になし。『郷土のくらしと文化 上』「食事」になし。『沖縄県史 22 民俗

1』「炊事用具・食器」になし。『沖縄県史23 民俗 2』「食(調理用具、飲食用具)」になし。『那覇市史 資料編 第2-中-7』「飲食器」になし。『浦添市史 4』「箸」になし。その他RK38～祭祀、冠婚葬祭関係にみあたらない。『ふるさと沖縄の民具』「調理・飲食用具」になし。

②件名「箸」の4件、「箸のはなし」(383)他になし。

③『日本大百科全書 18』「箸」に記述なし。

④『中国の食文化』(388シ)貸出中 『中国食文化事典』(R383チ)P250「食器」筷子(コワイズ)(箸)に記述なし。

⑤その他RK・民俗・歴史関係紀要・論文集の目次を一つ一つ見てみたが、見つからず。

⑥件名「染色—沖縄」38件、「沖縄染色文化の研究」(K753カ)記述なし。『色・色彩の日本史』(757ナ)P225赤、P227黄の意味はあり。回答となる文献は見つからなかった。

「沖縄学研究室の職員の協力も得て、関連のありそうな資料を一つ一つ見ていくが答えが探せない。時間だけが無情に過ぎゆく。ここまできたら意地でも探したくなるのは司書の性でしょうか。」



浦添市立図書館 レファレンス室

浦添市立図書館には、利用者と接するカウンターが5つある。中央カウンター(一般室)・児童カウンター(児童室)・BM(移動図書館)・レファレンスカウンター(レファレンス室)・沖縄学研究室である。

ここからは、現在担当が活用している当館のレファレンスマニュアル「レファレンスについて」(平成10年度作成)に基づき、レファレンス業務を説明する。

レファレンス業務 a表

レファレンスは、口頭・電話・文書・FAX・e-mail等、問い合わせの手段は問わない。但し、回答方法は口頭・電話・文書・e-mailに限る。(現在e-mailによるレファレンス受理・回答は、学校からのみ行っている。)

- ①当館所蔵資料に関する問い合わせの受理・回答。これには図書・雑誌・AVに限らず、所蔵登録していない資料(新聞・逐次刊行物等)も含まれる。
- ②国内発行図書に関する問い合わせの受理・回答。
- ③即答質問(クイック・レファレンス)の受理・回答。山の高さ、著名人の生没年等事実に関する簡単な質問。
- ④県内図書館・類縁機関所蔵検索等に関する問い合わせの受理・回答。
- ⑤探索質問(サーチ・レファレンス)の受理・回答。標準的な参考図書に加え必要な文献探索で回答する質問。
- ⑥調査質問(リサーチ・レファレンス)の受理・回答。各種の専門的な文献・情報を広範・網羅的に探索し回答する質問。
- ⑦県外図書館・類縁機関・国会図書館へのレファレンス照会。
- ⑧その他の資料検索・回答業務。

中央カウンター・児童カウンターでのレファレンス業務

中央カウンター・児童カウンターは、資料の貸出し・返却に伴う業務を主としており、そのカウンター業務は貸出し・返却に止まらず、予約手続き・利用者登録・返却トラブル手続き・弁償手続き・館内視聴対応(中央のみ)・閉架書庫資料の出納等様々である。そのため探索質問や調査質問等、時間を要するレファレンスは他利用者へ支障をきたす恐れ

があり、質問者への十分な対応が困難となる。そのようなレファレンスはレファレンスカウンターでの対応となり、前述レファレンス業務a表(以下、a表とする)①、②の資料検索は各カウンターで対応している。②の検索ツールはTRC(図書館流通センター)新刊全件MARC、TRCD(週及分データ搭載CD-ROM)を使用している。検索結果、所蔵している場合は書架案内、貸出中は予約、未所蔵はリクエストへとサービスを展開していき、それ以上の資料検索(県内外図書館・類縁機関等)はレファレンスカウンターへ引き継ぐ。必要に応じ当館所蔵に関する一覧リストの印刷、提供もしている。また児童室には児童用レファレンス資料を置いてあるので、児童カウンターではa表③の即答質問の対応も行っている。

BMでのレファレンス業務

当館のBMはノート型パソコン2台とPOTYと呼ばれる携帯端末3台を所有していて、基本的に出先ではノート型パソコン2台を活用し貸出し・返却等の業務を行っている。移動図書館でのレファレンスは、パソコンの環境上当館所蔵資料検索のみとなる。それ以上の検索やレファレンスについては、質問者から回答までの時間をいただき、館に持ち帰り受け付けた職員で検索する。必要に応じレファレンス担当と連携し、後日回答となる。出先から携帯電話で本館のレファレンスカウンターと連絡を取り合い、即回答することが理想的ではあるが、1ステーションの滞在時間が決められているなか、貸出・返却などの業務を同時にこなしながらのレファレンス対応は現実には厳しい状況である。

沖縄学研究室でのレファレンス

各カウンターで受けたレファレンスの内容に応じて、沖縄学研究室へ引き継いでいる。沖縄学研究室レファレンス業務については後

述で説明する。

学校からのレファレンス業務

市内の小・中・高等学校からのレファレンスについては、学校レファレンス・集配担当（1名）に窓口を一本化し、担当で受理・回答まで行う。質問内容や回答期限によっては他職員に協力してもらう。学校からのレファレンス・予約については2000年（平成12）4月からe-mailでの受付を開始した。しかし、迅速性という利点からか、現在も電話やFAXでの質問がほとんどである。回答後担当は必要に応じ貸出し・集配処理まで行う。集配については当館が委託している市内の指定業者が行い、市立図書館から学校図書館へ（貸出し）、学校図書館から市立図書館へ（返却）資料を配送している。

資料検索等レファレンスを受付ける全てのカウンターに該当するレファレンスの流れ

〔受付時間〕開館時間内を原則とする。

〔受付場所〕

◇口頭の場合

中央カウンター・児童カウンター・B
M・レファレンス室・沖縄学研究室

◇電話・FAX・文書・e-mailの場合 レファレンス室・沖縄学研究室のみ

〔1. 質問受理〕利用者→職員

基本的に受け付けた職員で最後まで対応する。（但し、質問内容や回答期限によってはレファレンス担当、他の職員に協力してもらう）

学校からのレファレンスは直接担当職員へ

〔2. 聞き取り〕職員←→利用者

利用者がのぞんでいることを「聞き取り」「インタビュー」作業を通して明確化する。

聞き取りのポイント

●何について知りたいのか（書名・テーマ・文献等）

○利用者の言う単語・固有名詞等の確認

○聞き覚えのない語等は可能な限りジャンル（分類）等の確認。

●どの程度までの回答を要するのか

●いつまでに必要か

●後日回答を要す場合は、連絡先・連絡方法を確認する

※職員の先入観で聞き取りをすすめてはならない。

〔3. 資料検索・諸ツール確認〕職員

制限時間の範囲内でよりよい回答ができるように最大限の努力をする。但し、多大な時間や人手を要するものの見極めは必要。

○最新かつ信頼性の高いデータを提供

○（必要に応じ）〔他館・他機関へ照会〕

※他館職員にも、質問内容・回答制限時間等をはっきり伝える。

○（必要に応じ）〔相互貸借対応〕

→担当へ

○（必要に応じ）〔国会図書館からの借用〕→担当へ

〔4. 回答〕職員→利用者

資料・データ等に基づいた回答を行う職員個人の記憶・知識・推量を基にした回答であってはならない。データを加工して提供してはならない。

※回答不能の場合でもその旨連絡。

○（場合によっては）〔再質問・再回答〕

〔5. 記録・資料保管〕職員

日誌・レファレンス記録・資料綴・データベース構築

◎レファレンス終了

※利用履歴の削除。利用者に関する情報は一切残してはならない。

○（必要に応じ）〔データ再活用〕

レファレンスの回答に関する留意事項 (回答してはならないもの)

※これは全カウンター同様である。

- ①将来予測など、図書館員の推理、推論、価値判断を求める質問。
- ②良書の推薦、図書の購入や売却の斡旋仲介
- ③古書・古文書・美術品などの鑑定および市場価格の調査。
- ④文献の解説・注釈・翻訳・抜粋の作成。
- ⑤学習課題、レポート・卒業論文、懸賞問題などの解答の調査。
- ⑥個人のプライバシーに係わる事柄の調査。
- ⑦身上相談、法律相談、医療・投薬相談。
- ⑧網羅的な文献目録の作成。
- ⑨調査・研究の代行。
- ⑩合理的な検索手段のない記事や写真などの調査。

(『図書館協力ハンドブック2001』国立国会図書館より)

(2) レファレンス室業務

次に具体的なレファレンス室の業務について説明したい。当館のレファレンスカウンターは1～2時間ごとの輪番でレファレンス担当職員・奉仕係を中心にあらゆる経験年数の職員が担当している。

レファレンス業務

レファレンスカウンターは、当館に寄せられるレファレンスの総括として、a表①～⑧の全てのレファレンスを行う。a表②、④、⑦について、詳しく説明するために補足する。②ツールにインターネット（レファレンスカウンターのみ）が追加となる。レファレンスカウンターがコンピューター面で他貸出カウンターと異なる点は、インターネットが事務用に使用できることで、最新刊は、インターネットでの検索がおおいに有効である。④について、①での検索結果、当館に所蔵のない資料については必要に応じて他館、他機関へ

照会を行う。ここでも役立つのがインターネットを使用しての検索である。所蔵資料の提供に併せて、様々な情報を検索し利用者に提示することが可能になった。また沖縄県立図書館ホームページ内の総合目録の導入により、これまで各館へ電話で問い合わせを行うかまたは各館のホームページで資料の確認をとっていたことが、一度の検索でどの館が所蔵しているかわかるようになった。これにより検索がスムーズに行われ、回答時間が短縮されたことは確実である。（現在、総合目録の参加館は県立・那覇市・具志川市の3館）研究論文や専門雑誌などの問い合わせについては、国立情報学研究所ホームページでの大学図書館目録検索（webcat）もおおいに活用している。雑誌・新聞の県内所蔵館に関しては、「県内公共図書館雑誌・新聞総合目録」（冊子）を活用するなど、検索対象となる資料に合わせた検索を行っている。⑦について、④の延長上にある検索。県内図書館に所蔵のない資料については県外図書館や国会図書館、類縁機関への検索となる。特に国会図書館では資料の相互貸借や複写サービス、図書館からのレファレンスサービスも行っているため、必要に応じ利用している。

レファレンス業務の記録・保存・活用 (データベース構築)

(ア) レファレンス室日誌

各カウンターでは、その時間の業務内容を記録するために毎時日誌をつけている。日誌には資料検索・クイックレファレンス等の簡単な質問の内容を記入する。留意点は利用者の氏名、利用者番号等の利用者に関する情報は一切記録として残してはならないことである。質問事項等の記入により、同様の検索や資料購入時の参考とすることができる。また、是非当館に必要と思われる資料の場合は「資料提案カード（職員用）」に記入し、資料購入に役立てている。

(イ) レファレンス処理票

(巻末諸様式 1-1, 1-2)

○資料探索の参考になる質問

○同様の質問がくり返し寄せられると予想される質問

○回答が困難であった質問

○質問の内容とかけはなれた資料から解決が得られた質問

○回答不能であった質問

等、特に記録が必要と思われるレファレンス⁽¹⁰⁾については「レファレンス処理票」に質問内容、回答経過等を記入する。質問者名、連絡先は回答後確実に削除する。

(ウ) データベース構築

現在、当館が使用しているコンピュータシステムでは、レファレンス記録(質問・回答資料等)をコンピュータ上に入力し、検索することが可能である。データはレファレンス処理票を基に入力しており、これによって、レファレンスの迅速な対応や記録の保存と活用が幅広く広がった。

レファレンス業務に関する日次統計

レファレンス室ではその日のレファレンス件数、コピー枚数をコンピュータに入力し統計をとっている。レファレンス件数には平成11年度からクイックレファレンスの件数も含んでおり、一般・郷土に分けカウントしている。但し、このレファレンス件数は受付件数であり、実際に回答できた件数がどれだけのかは定かではない。

利用者による資料検索・文献探索に必要な場とツールの提供

当館のレファレンス室には、キャレルデスク11台、利用者端末1台(資料検索用)が設置されている。また、図書館資料で調べものをする方で、持ち込みのパソコンを使用する方にレファレンス室のデスクを2台開放している。その際は基本的に入力のみでプリントアウトは認めていない。インターネット検索については、利用者には開放していないので、

カウンター職員の操作により、資料検索のみ可能である。

利用者による図書館資料の複写受付

レファレンス室内にコピー機を1台設置している。B5・A4・B4・A3全サイズ一枚10円である。コピーは、著作権法31条において行われるよう、コピー機周辺に条文、日本図書館協会作成の「資料には著作権があります」というポスターを掲示し、利用者へお知らせしている。利用者はコピーをする際、事前に「コピーサービス申込書」(巻末諸様式2)に資料名・コピーする頁・氏名を記入しカウンターへ提出する。カウンター職員は、
・当館の資料であるか・コピー枚数(資料の一部分であるか、半分以下かどうか)・一人一部であるか。(同一頁の複数コピーは不可)
・氏名の記入漏れがないか。以上4点を確認している。コピーは基本的にセルフサービスであるが、コピー機の操作方法の説明やトラブル時の対応等、カウンター職員は臨機応変に対応する。※両替は一切行わない。(コインラックのお金の管理は庶務担当が行う)コピー機のトラブル、またはコピー利用者が混み合っている等でやむを得ない場合は2階にある事務用のコピー機を案内する。(料金の精算はレファレンスカウンターで行う)

「コピーサービス申込書」について。現在当館が使用している申込書の様式は、平成9年4月に改訂されたものである。当館では近年の著作権問題の動きや株式会社ゼンリンの住宅地図の複写についての禁止事項等を受け、申込書の様式を検討し平成12年3月に改訂している(巻末諸様式3)が、職員間の受付事務の統一、利用者への伝達・掲示などの運用全般がうまくいかず実際には使用に至っていない。その際の改訂の留意点は次の通りである。

- ①資料1点につき1申請書(用紙1枚)
- ②根拠の明示
- ③法や規則にもとづく制限事項の明示

- ④申込手続きの明示
- ⑤申込者責任の明示
- ⑥当館資料とわかるよう分類ラベルの記入欄の追加
- ⑦受付職員責任の明示
- ⑧著作物という捉え方が独自であり、かつ取り扱い方法について当館あてに正式に依頼のあったゼンリン製住宅地図の申込みについての別枠取り扱い

その後、新たに、コピー後のコピー枚数確認についても、行うべきではないかということでその欄を設けた様式を現在検討中である。

所蔵資料・閉架書庫資料の提供

新聞・雑誌のバックナンバーや複数の資料提示が必要な場合の窓口となる。利用者の要望に応じ適宜提供し日誌等に閉架資料の出納状況を記入する。

郷土コーナー資料の貸出し

郷土資料は、レファレンス用郷土資料と貸出用郷土資料を統合し、レファレンス室に郷土コーナーとして排架している。統合の理由のひとつに資料の分散を減らし、利用者の導線を短くすることがあった。統合以前の一般向け郷土資料はレファレンス室（レファレンス用）・一般室（貸出用）・閉架書庫・沖縄学研究室と排架場所がいくつもあり、調べものをする際に数カ所見なくてはならず、利用に不都合が生じていた。統合時には、レファレンス室内の一般書レファレンス資料書架と郷土コーナーがひとめでわかるように色分けする等利用者が資料を探しやすいような工夫をした。統合後の郷土資料の貸出し・返却については、管理場所であるレファレンスカウンターで行っている。

レファレンス資料の特別貸出し

レファレンスカウンターは特別貸出しの窓口となる。『浦添市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則』第11条・第15条に基づく貸出しを「特別貸出し」といい、次のような場合は、貸出不可資料を貸し出すことが

できる。

イ、該当資料…貴重図書その他館長が特に必要と認めた場合

ロ、貸出点数…5点まで

ハ、貸出期間…閉館時から翌日の開館時まで

ニ、対象利用者…個人利用者・団体利用者・市外特別利用者・特殊利用者・特別利用者
閉館15分前から貸出手続きを行い翌日の開館時にレファレンスカウンターへ返却となる。

レファレンス室利用のルール

レファレンス室を気持ち良く利用してもらうため、以下のマナーとルールを設ける。これらの点が守られていない場合、他の利用者の迷惑になる場合には注意を促す。

- ①レファレンス室の利用にあたっては、レファレンス室の資料を使つての調べものであること。（図書館の資料以外であっても、レファレンス室の資料を併用しての場合は可。）
- ②持ち込みの学習（受験勉強等）は断る。（2階学習室を案内する）
- ③レファレンス室の資料は室内利用のみで持ち出しはできない。（未貸出しの郷土資料、学習室、または開架への持ち出し）
- ④飲食物の持ち込みは断る。
- ⑤レファレンス室のカバンの持ち込みは断り、ロッカーの利用を案内する。（但し、筆記用具、貴重品、ポーチ、セカンドバッグ程度なら可）
- ⑥長時間席をはずしている場合は席を譲ってもらう。
- ⑦通常の調べもので利用者が、「ワープロ、パソコン利用者優先席」を利用されている場合、ワープロ、パソコン利用者に席をゆずってもらうことがある。
- ⑧他の利用者の迷惑になるような行動があった場合は注意する。（携帯電話、大きな話し声）

(3) レファレンス担当

奉仕係の中にレファレンス担当を置き、前述のレファレンス業務、レファレンス室業務の総括、以下のレファレンス室管理を行う。

- ① レファレンス室日誌・レファレンス記録
・レファレンス資料綴の保管・活用
- ② レファレンス関連諸則・諸様式（用紙）
・掲示物（サイン）の維持管理
- ③ レファレンスに関する諸統計の維持管理
・活用
- ④ 学校レファレンス・沖縄学レファレンス
担当との連携・協力
- ⑤ 他館・他機関レファレンス担当との連携
・協力

また、資料係の中に以下のレファレンス資料に関する各担当を置く。

- ①レファレンス資料（一般書）の維持管理・
活用…一般書担当
- ②レファレンス資料（郷土書）及び「郷土
コーナー」資料の維持管理・活用…郷土書
担当
- ③レファレンス記録（レファレンス室・沖縄
学）データベースの維持管理・活用

よって、奉仕係レファレンス担当、資料係レファレンス資料担当との連携も必要となる。

レファレンス担当として

現在行われている当館のレファレンス業務を説明してきた。職員の間でよくレファレンスカウンターに立つのはドキドキする、と話をする。レファレンスカウンターはどのようなレファレンスが何時くるかわからず、その質問に対する回答ができるかという司書としての力量が問われるカウンターである。実際、質問の中に聞き覚えのない単語があったり、分類すら思い浮かばなくて恥ずかしながら教えてもらったことも何度となくある。日誌や処理票を見ていると自分がよく知らないジャンルの質問、答えが出るまでに時間を要した

質問等がある。その記録を見るとこんな資料があるのか、このジャンルになるのか、などとても勉強になる。自分の時でなくて良かったと内心ほっとするがその反面、自分だと答えが出せたか、と不安にもなる。また逆に、この質問ならこの資料から回答できたのではないか、などと思うこともある。質問者に回答となる的確な資料を迅速に提供することがレファレンスの最大の課題である。一人で判断し「わかりません」「ありません」と答える前にレファレンス担当職員や他職員に相談するなど、職員からの情報収集も大切である。

またレファレンスカウンターに立つ職員及びレファレンス担当職員は、資料に関する広い知識や必要な情報をつきとめる資料検索技術を身につけるなどの資質向上も望まれる。そのためにはレファレンスに関する研修に参加することや自己研修の積み重ねが必要である。（参考『図書館ハンドブック』第5版）

そして、ここからは当館の課題と言えるが、今回この拙論をまとめるにあたり、基本的なレファレンス業務のマニュアルについて職員間で再確認の必要性を強く感じた。

それは、レファレンス処理票の記録の少なさと繁雑さが目立ったことと同時に、記録の共有がなされていないことが感じられたからである。レファレンス業務の取り決めに明らかにすることで、回答することの責任の自覚や回答率の把握・類似質問・資料購入時の参考となるための回答経過記録を徹底し、そのデータを保存・有効活用することも必要である。また自館のレファレンス状況を知る（分析する）ために、レファレンスの種類ごとの受付件数、これまでカウントしていなかった回答件数の集計もしていかなければならない。課題はたくさんあるが、レファレンス室の窓（入口）を大きく開き胸を張ってカウンターに立てるように日々進化していきたい。

＜宮城＞

(4) 沖縄学研究室レファレンス業務

1990年（平成2）7月に開設された沖縄学研究室の設置の経過と目的は、主に次の5つによるものであった。

- ①沖縄研究の拠点づくりを図る。
- ②レファレンス機能の強化。
- ③浦添市史編集事業の成果を普及。
- ④アジア関係資料の充実を図り、国際交流推進事業の基本的な支援体制の一つとする。
- ⑤『琉球王国評定所文書』の編集体制の強化。

これらの背景を踏まえ設立された沖縄学研究室は、これまで主に歴史・民俗関係の資料収集の努力と職員の専門性を活かし、浦添市立図書館の郷土関係のレファレンスを強化してきた。本館と沖縄学研究室の開設当時の資料収集方針については『浦添市立図書館報』第7号、開設10年の記録として『浦添市立図書館紀要』第11号に詳しく述べられている。ここでは開設から11年が経過した沖縄学研究室のレファレンス業務の現状と課題について触れたい。

沖縄学研究室には沖縄学担当の専門職員が2人配置されている。レファレンスの流れは基本的に本館と同様である。受け付けたレファレンスは所蔵資料を駆使して調べるのはもちろん、その内容に合わせて各専門分野の研究論文や研究者の著作等を考慮しながら臨んでいる。その他インターネットで県内図書館、大学図書館の研究論文等の検索や市町村史の関連機関へ直接問い合わせる場合もある。

研修については職員の資質向上のため、積極的な参加が行われている。団体会員でもある沖縄県地域史協議会の研修会へ年3回延べ7人参加している。その中で貴重な情報収集・情報交換が行われ、地域のネットワークが作られている。また、『沖縄県地域史協議会誌』（沖縄県地域史協議会）が年1回発行され、この中で県内各市町村史（誌）の編纂事業の近況がわかる。他、日常業務ではレファレン

スへの対応に備えるため日々新聞に目を通し、歴史・民俗・沖縄学関係の新聞クリッピングを研究室独自で行っている。

資料収集については、沖縄学研究室と本館で郷土書の分担収集を行っている。本館は主に新刊書を中心とし、沖縄学研究室は専門書、研究論文、古書等を収集している。また、重複購入を避けるために担当者どうしで協議を行い収集している。

沖縄学研究室の資料の特徴は、『琉球王国評定所文書』刊行のために収集した琉球関係の古文書類（約850点）及び『浦添市史』刊行の際に収集した複写製本資料、戦後の浦添関係の写真資料（パネル含）等があげられる。他、市・県内資料はもちろん、奄美・アジア関係も幅広く収集している。

沖縄学研究室のレファレンス業務のあり方については、研究者の集まりにならないかの懸念⁽¹¹⁾や、沖縄学のより専門的なレファレンスを中心に行いたい⁽¹²⁾等、既にいくつかの検討事項があげられており、そのすみ分けは現在の課題でもある。後者の案では、最初はクイックレファレンスと思われても、やりとりの中で大量の資料を駆使して調査していく場合もあり、一般的・専門的という区別も困難である。

近年の利用者の動きとしては、研究者のみでなく一般の方の利用が増えている傾向がみられる。事例として「火の神（ヒヌカン）はいつから祀るようになったのか」「我が家の家譜について」等、生活上での身近な疑問の問い合わせも多く寄せられる。特に沖縄学を研究しているという意識ではなく、郷土に関する関心が年々高まっているようである。

巻末資料問7（p.25）のレファレンス件数の中で、当館は一般レファレンスより郷土レファレンスの件数が高く、また年々増加傾向にある。「沖縄学」という学問も研究者のための研究ではなく、より一般化、多様化しているといえるのではないかと考えられる。

これらのことも踏まえ、今後の課題として郷土関係のレファレンスのあり方も一般的・専門的と分けることなく、業務一本化の形で取り組み及び体制の強化が望まれる。また、もうひとつの課題として、より主体的な情報収集活動があげられる。地域資料の掘り起こしを行うことで、その資料を更なる郷土レファレンスの強化へとつなげていきたいものである。

<友利>

3. 今後のレファレンス業務

これまで当館レファレンス業務を見直し、自己評価をまじえ筆を進めてきた。この章では別の視点からレファレンスの課題を書きつらねてみたい。

①広報・公聴

- 公的サービスのひとつであるレファレンスを広くしらせる。
- サービスの如何を問う。

②レファレンス二本立てプラスワン

- 郷土の歴史に特色のある本県でもあり、郷土資料と一般的なレファレンスの両方とも大事。どちらかひとつではいけない。
- 双方に占有スペースとそれなりの情報量、そして資料を駆使できる職員が必要。
- 児童やヤングアダルト対象のレファレンスも特殊技能である。忘るべからず。

③レファレンスツールの収集

- その場で答えられることを安易に「他館・他機関まわし」にしてはならない。
- 但し、国内レファレンス資料出版点数が約2,500点⁽¹³⁾の年、当館で購入できたのは一般書レファレンス資料で約20分の1の冊数。レファレンスツールが不十分という感は否めない。
- 高価な辞典類ばかりではなく、普通の本が回答の役に立つ数多くの実例がある。
- きちんとした業務のためには資料費全体の底上げが必要不可欠である。

- 販売用でなければ出版情報を得られず入手することが難しい、各種チラシ・パンフレット・ビラ・逐次刊行物等に対しても更に力を入れて収集する。

- 津々浦々の情報を網羅することは困難としても、レファレンスの多いジャンルからテーマを絞って収集したい。

- いずれにしても資料あつてのレファレンス業務であることに間違いはない。

④ツールの生産

- 郷土関係に多く見られる、ニーズがあるのに出版物がないジャンルをどうするか。
- 郷土資料だけでなく欲しい資料は自分たちで企画し出版していくことはできないか。
- 単館での発行は無理かもしれない。公共図書館で協力してで編集する道は？
- また、出版社への働きかけは不可能か。

⑤貸出しの行方

- 書誌データ充実で役に立つ情報の掲載先がわかって、貸出し中で「今調査したい人にその場で資料を手渡せない」現実。
- 予約制度や他館紹介（レフェラル・サービス）でも、即時提供からすると付け焼き刃にしか過ぎないこともある。
- 購入費の減額で複本購入が困難。
- 日々刻々かわるコンピュータ関係やビジネス書、料理のレシピ、総合学習で利用される本などは、雑誌の最新号と同様に一定期間・一定量を館内で使用できないか。
- 貸出しとレファレンスの共存を探りたい。

⑥コミュニケーションー言葉みがき

- レファレンスの聞き取りから回答までの過程は言葉に終始する。
- 相手の言葉をシステム言語（辞典中の見出し語や件名）に置き換える作業上で失敗し、回答ができない例は枚挙にいとまがない。
- 語彙力の点検をし、対話方法も含めて言葉の問題を再チェックする。

⑦職員論

- ここまでの①～⑥は全て職員の問題。

○72年前ワイヤーがあげたレファレンス担当者に望む27の資質。

一般的知識、正確さ、判断力、専門的知識、信頼性、礼儀正しさ、臨機応変、手練、配慮、仕事への興味、記憶力、好奇心、人間への関心、想像力、適応性、忍耐力、好感、協調性、システム能力、健康、創造力、勤勉、迅速性、物腰、我慢強さ、力強さ、几帳面……。⁽¹⁴⁾

○「資料提供における人的援助がレファレンス」とは図書館側の解釈。

○市民自体が専門的知識を有し、情報通信技術の発達が進み、情報源への直接アクセスも可能となった現在。資料（情報）の橋渡しとしての役割は続いていくのか。

○中間介在者を除いた販売で成功を収めるデル・コンピュータの例が、図書館職員の未来を暗示するように思えてならない。

⑧調べる側の変化—時代の流れ

○2000年4月、いわゆる教育サミットが東京で開かれた。その前年のケルン・サミットの際に「ケルン憲章—生涯学習の目的と希望」により、社会経済的発展における教育の重要性が強調され、それを受けて主要8カ国（G8）の教育大臣と欧州委員会の教育担当委員が歴史上初めて一同に会したという記念すべき会合だったと言われる。

○議長サマリーより。「労働市場で求められる技能レベルは高く、すべての社会は教育レベルの向上という課題に直面している。高い技能レベルを身につけ維持できる者は社会的にも経済的にも大成功を収めることができるが、そうでない者は（中略）かつてない阻害の危険に直面している。このような状況にあって、生涯学習はすべてのひとにとって高い優先課題となっている。」

○政治・行政の課題としては「幼児から高齢者まですべての人々が生涯を通じていつでもどこにいても教育にアクセスできるようにするため、生涯学習機会の拡充に努める

こと」があげられている。

○これらのことをふまえ、知識社会を生き延びるためには、場を用意するので一生涯学び続けなさい、常に勉強し能力アップを図らない人には冷たい社会になりますよ、と警告する評論家もいる。⁽¹⁵⁾

○そこには生涯学習まつりやフェスティバルに見られる、「なごやかなまなび」のかけらもなく、図書館で知的好奇心の充足をなどという悠長さも感じられない。

○よりシビアな生涯学習時代の到来について使う側にも場を提供する側にも意識改革が迫られていることは間違いない。

おわりに—あるある図書館

ノンフィクション作家の苦言。

「私はふだんから近所の図書館にはほとんど絶望している。司書の肩書きをもっているのに、みずず書房の『現代史資料』を知らない図書館員がいたのには、驚いた。」⁽¹⁶⁾

レファレンスを大いに活用し恩恵を被っているというプロの物書きと図書館づくりに関わる執筆者との会話。

（物書き氏）「本当に司書の○さんはすごい。私の知りたいことをピタッと探し出してきてくれる。あれこそ国際級の職人芸だといってもいい。忙しいだろうからと他の職員に聞くのだけど、結局最後は○さんのところまでいく。一体、他の職員とどう違うのかね？」

（執筆者）「勿論能力もあるのですが、利用者の役に立ちたい、喜ぶ顔が見たい、という気持ちがある人と、ただ仕事だからしかたなくやっている、という人の違いは大きいと思いますよ。」⁽¹⁷⁾

このごろ買い物先では、アルバイト風店員に限らず、ベテランのような人にも商品に関する知識が期待できなくなっている。探せないからしかたなく声をかけているのに、迷惑そうな顔をされ、言葉を飲み込んで帰路につく

ことも多い。

だが私たちも似たようなもので、

- 何を求めているのか聞き取る技術がない
- 所蔵している資料のことがわからない
- 他館の資料情報を把握していない
- 著作者について知らない
- 資料全般に関する基礎知識がない
- お金がない
- 資料がない
- 笑顔もない

このように、ないないづくしで受付けに立ち、割り当てられた時を過ごしているー。

アニメーションの中で千尋が言う。その言葉は私たちに向かって放たれたようにも聞こえる。「来たところへ帰ったほうがいいよ。私がほしいものは、あなたには絶対出せないから。」⁽¹⁸⁾

「ないない図書館」から「あるある図書館」へー。

望まれた資料（情報）を手品のようにパッと出せる図書館、どんな質問でもどんとこいという力強い図書館、そんな図書館が身近に確実に増えていきますように。 <森田>

<参考>

- (1) 下宮忠雄〔ほか〕編『スタンダード英語語源辞典』大修館書店 1989.5
- (2) 辻由美著『図書館であそぼうー知的発見のすすめ』講談社 1999.5 p.134-135
- (3) 大島清著『人は脳なりー人間は脳によってのみ人間である』致知出版社2001.12 p.137-141
- (4) 岡本夏木〔ほか〕監修『発達心理学辞典』ミネルヴァ書房 1995.1 p.457-458
- (5) 坂本昭裕「図書館という「場」の意味探しー禅の十牛図から」『図書館・情報メディア双書・12図書館を使う』勉誠出版 1999.10 p.12-32
- (6) 田村俊作編著『新現代図書館学講座・5

情報サービス概説』東京書籍 1998.2 p.12-13

- (7) 『図書館ハンドブック第5版』日本図書館協会 1990.4 p.88-89
 - (8) 大串夏身著『レファレンス・サービスー実践とその分析』青弓社 1993.8 p.29-31
 - (9) 前出『新現代図書館学講座・5 情報サービス概説』 p.18-28
 - (10) 小田泰正編『レファレンスワーク』日本図書館協会 1966.10 p.148
 - (11) 名護正輝「浦添市立図書館のレファレンス業務について」『浦添市立図書館紀要』第2号 浦添市立図書館 1990.2 p.1-10
 - (12) 前津政廣「沖縄学研究室と10年のあゆみ」『浦添市立図書館紀要』第11号 浦添市立図書館 2000.3 p.5-14
 - (13) 紀伊國屋書店ホームページ掲載『年刊参考図書目録』2000／抄録より
 - (14) 前出『新現代図書館学講座・5 情報サービス概説』 p.58
 - (15) 和田秀樹著『大人の為の勉強法パワーアップ編』PHP研究所 2001.3 p.198-203
 - (16) 佐野真一著『だれが「本」を殺すのか』プレジデント社 2001.2 p.328
 - (17) 増山正子「双方に欲しいボランティア精神」『こどもの本棚 vol.49No.1 2002.1 p.1
 - (18) 『千と千尋の不思議の町ー千と千尋の神隠し徹底攻略ガイド』角川書店 2001.7 p.136
- ・図書館問題研究会図書館用語委員会編『図書館用語辞典』1982.10
- ・W.A.カッツ著『レファレンス・サービス』全国学校図書館協議会 1989.11
- ・「まちの図書館でしらべる」編集委員会編『まちの図書館でしらべる』柏書房 2002.1
- 協力（沖縄学研究室関係）：野原千明

* 浦添市教育委員会発行

- ・『浦添市史』全7巻別巻1
- ・『琉球王国評定所文書』全18巻補遺別巻1

* 浦添市立図書館発行

- ・『浦添市立図書館報』既18号
- ・『浦添市立図書館紀要』既12号

レファレンス事例

『浦添市立図書館報』第3号～第18号及びレファレンス処理表より

[昭和61年度]

- * 浦添市の字について、昔の由来
- * 沖縄の福祉
- * 沖縄の民具
- * 納骨堂について
- * 沖縄のエイサーと浦添のてだこ祭りについて
- * 浦添の川の汚れや歴史
- * 沖縄県における酒類売量は年間何リットルか

[昭和62年度]

- * 沖縄の門中
- * 沖縄の祭りと歴史について
- * 冊封使とは
- * テーゲー主義の意味は
- * 沖縄の草木でつくる玩具について
- * 黒糖の成分分析が知りたい

[昭和63年度]

- * 沖縄のシーサーについて
- * 沖縄の基地について
- * アマワリについて
- * 浦添の石橋について
- * 沖縄の年中行事の一覧表はないか
- * 琉球料理の歴史

[平成元年度]

- * 天保10年の干支と西暦を知りたい
- * ラテン楽器について
- * 日本の昔の農具について
- * 石敢當について
- * 県花・県鳥・県魚の正式名称
- * 儀間真常について

[平成2年度]

- * 蛍の光の歌詞が知りたい
- * 中国と日本の境界（領海）について
- * 尖閣列島について
- * 名誉市民の選定基準
- * 沖縄県のB円当時よりの米の値段の推移
- * 沖縄の貝塚
- * 復帰特別措置法
- * 琉球王国時代の通貨
- * 県内各市町村の市花（町花、村花）の名称

[平成3年度]

- * 米価の移り変わり
- * フランスの画家、ティオフィレ・ブランチャードのプロフィール
- * 富山県地名（総曲輪）の読み方
- * 年間の記念日
- * テレビの視聴率のデータが知りたい

- * ヌンチャクとトゥファーは漢字でどう書くのか
- * 沖縄のとうふとみその作り方
- * 万国津梁の鐘の銘文について
- * 世界のウチナーンチュ大会について

[平成4年度]

- * 政令都市について
- * ムラサキカタバミの有毒について
- * 1953年頃の物価が知りたい
- * もちつきについて
- * 婦人の育児休業中の給料について
- * 蘇鉄だんごの作り方
- * 健児の塔の側にある歌碑の歌と意味が知りたい
- * 沖縄と大和のカンプーの違いについて
- * 沖縄の昔のタンスについて
- * 港川人について
- * 沖縄の騒音公害について
- * 沖縄の寺、神社

[平成5年度]

- * 源為朝について
- * 自動車六法があるか
- * リゾート法について
- * 日本の祝祭日がどれくらいあるか
- * 植物の雑学がわかれている本があるか
- * 『沖縄青年』『南支南洋研究』がみたい
- * 沖縄県の在宅ヘルパーについて
- * 琉球ガラスについて
- * 浦添市当山について
- * 沖縄の家紋・紋章

[平成6年度]

- * カクテルパーティー効果について
- * アメリカの銃規制法
- * アメリカの州別の税率について
- * シンガポールの罰金制度
- * 自治体の広報活動に関する本はあるか
- * 地震雲について
- * 薬局を開業するには？
- * マテ茶について
- * アンスリウムの交配について
- * マーチングバンドのやり方
- * 結婚式招待状の正式な書き方
- * 仲間・安波茶の最近の航空写真が見たい
- * 沖縄県の一人当たりのガス料金について
- * 琉球国高究帳（たかきわめちょう）について
- * 沖縄の金融機関の昭和史
- * 1965年の米軍トレーラーによる「小学生圧死事件」について調べたい

[平成7年度]

- * 1985年5月西ドイツの大統領ワイツゼッカーの終戦40周年記念演説の全文について
- * 手旗信号の方法

- * 自費出版の場合、国会図書館から納本番号をもらい、本に印字する義務があるか、印字するならばどの位置か
 - * 児童図書のコールドコット賞について（受賞者・受賞作品一覧も含む）
 - * 大学入試センター試験の結果（受験者数・各科目の平均点など）
 - * 助数詞でおはしの数え方は“膳”だが、これはどこで決められているのか、新しい助数詞は誰がどのように決めるのか
 - * 新聞紙掲載最古の天気予報は？その新聞の所蔵の有無・及び現在の天気予報記事と比較したい
 - * 心理テスト（検査）の具体的な計算方法は？
 - * 九州圏内の私立中学校概要について（場所・規模・学校の特色等）
 - * 『四会連合協定工事請負契約約款』の最新版で第23条の全文が見たい。
 - * 沖縄の川の自然災害について。北部の川の氾濫について調べたい
 - * 沖縄の古い製糖風景がはっきりと載っている写真または絵が見たい
 - * 伊波普猷の名言「汝の足下を深く掘れ…」の正確なものが知りたい（全文）
ニーチェの言葉と言うが、伊波はどの著書でこの言葉を引用したのか
 - * 沢峠にあった旅団本部の壕の場所は？
 - * 沖縄に伝わる妊娠中の禁忌について
 - * 県内各市町村役所（場）の歴史
 - * 浦添市で一番高い所は？
- [平成8年度]
- * 医療法人の設立の仕方（実務）
 - * 蝶の正式な数え方（助数詞）について
 - * 写真付き「ヨーロッパの軍服」について
 - * 「調理師」以外の料理人の資格は？
 - * タイムカプセルの作り方
 - * 「江戸川乱歩賞」について（受賞作名のリストも含む）
 - * やまのいもとローヤルゼリーの薬効について
 - * 教育勅語を読みたい
 - * 携帯電話加入者（全国最新）について
 - * 徳川夢声か永井荷風（実は田山花袋）の関東大震災についての本の書誌的事項や書誌解題が見たい
 - * 沖縄の「本土復帰」1972年5・15の日に決まった理由は？
 - * 浦添市の水道資料（給水・水質検査等）について
 - * 県内各道路の交通量が知りたい
 - * 港川人について英文による資料
 - * 冊封使が滞在中で接待に行う宴「七宴」について

- * 玉城満氏（笑築過激団）の文章・講演録
 - * 竹富島・種子取祭の踊り「馬乗り（ンマヌシャ）」について
 - * 「カマジサー」（方言）の語源
 - * 沖縄の井泉・井戸・カーの所在地
 - * 沖縄初の電気点灯の写真が見たい
- [平成9年度]
- * 日本の公休日の制定方法について
 - * 石鹼と洗剤を判別する方法に何故酢を使うのか
 - * 「通行地役権」又は、「囲縄地通行権」に関する判例を探している
 - * 市町村の合併の記録や参考資料
 - * 水産加工の「プラサリット製造法」について
 - * 社会福祉法人の設立
 - * （正）の形式で数字を数える方法の読み方や発生の時代について
 - * ネイルアーティストになるためには？
 - * 福祉施設の通所型と入所型
 - * 日本全国の刑務所・鑑別所、各施設の受刑者（どんな刑の受刑者）について
 - * 首里の民俗、モーイ親方について
 - * 県内の八月おどりの場所・内容
 - * 八重山の漁業・生活史
 - * イソグスクの周辺のカー（井泉）について
 - * 沖縄の天文台で一般開放（入場）している天文台を知りたい
 - * 平均年令のデータ（世界・日本・沖縄）について比較できる資料はあるか
 - * 「赤嶺正則」氏の絵画の査定額・及び美術名鑑に載っているか、知りたい
 - * サトウキビの品種の変遷について（最新版）
 - * 沖縄県内の市の市章が知りたい
 - * 沖縄県の太陽位置図
- [平成10年度]
- * 太平洋戦争サイパン島の戦いの玉砕日及び当時の日本人数・沖縄県出身者の数
 - * 大正・昭和期の歌謡曲の歌詞。特に上原敏「徳利の別れ」の歌詞が知りたい。
 - * ニューヨークシティマラソンの走行距離・期日参加要項（最新版）
 - * 風呂の歴史及び入浴と病気への影響について
 - * e-mail上で使用する感情を表す記号
 - * 逆面獅子舞・関東系の獅子舞について
 - * 強制執行のやり方
 - * 10～15年前にノーベル文学賞を受賞した南米出身の人名と著作名を知りたい
 - * 風神図の作者を知りたい
 - * 石川啄木『初恋人の魂追った啄木の生涯一啄木の精神分析についてー』はあるか
 - * 戦争前の運動会について

- * 第2 尚氏の血筋のたての流れがみたい。明治初め中国に逃走した先祖について
- * 北極星による沖縄の民謡、由来
- * ニードゥイについて
- * 琉球王朝時代の言葉でナナタキ（御獄）ナナムイ（森）の参考文献を紹介して欲しい
- * ソテツの毒による症状や治療法について
- * 玉黄金（タマクガニ）ではじまる教訓（琉歌、ことわざ、金言）が知りたい
- * 位牌に書く妻の部分の名称の書き方
- * 天孫氏について各王名が知りたい
- * 勢理客の地名の由来
- * 円のきりかえ（時期等）について

[平成11年度]

- * 人口甘味料及び菌に対する害について
- * 全国と沖縄の不登校・校内暴力について
- * ノー・アニマル・テストマークが知りたい
- * 産業廃棄物と家庭ゴミの特徴と処理方法及び処理に伴う2次公害について
- * 世界各国のボーイスカウトの衣服
- * 玄孫（やしゃご）の次の次までの語が知りたい
- * 中国又は韓国で戦前から戦後に孤児院で子供達による作成のホープドールという人形について
- * クリプトストリッチウムについて
- * “こよいの君は…”の曲の作曲者は？
- * 沖縄の電車及び始まりについて
- * 沖縄の米軍基地内の地図（住宅地図）があれば見たい
- * ハブの捕獲・保存・及びハブ酒の作り方
- * 沖縄音楽、今帰仁の”路次楽（ロジガグ）”について
- * 遺老説伝（イロウセツデン）琉球古文書について
- * 伊江村の通過儀礼
- * オオゴマダラ（蝶）の生態について
- * 沖縄の赤瓦建築について知りたい
- * 沖縄の社会福祉施設について
- * 羽衣伝説の銘苅子について
- * 「身土不二」の読み方を知りたい
- * 戦後（1946～1949年頃）浦添にあった“浦添劇場”という劇場について知りたい。

[平成12年度]

- * 上総堀り（カズサボリ）について
- * 運動重視の社会的背景について
- * ISO（国際標準化機構）について
- * 現行政治資金規正法附則第九条の改正内容を詳しく知りたい
- * 二千年札の裏の源氏物語の和歌が知りたい
- * 食品成分表のビタミンAの単位について

- * マインドパワーに関する本がみたい
- * ウェディングドレスの歴史
- * サミット参加国の日本在中の大使館の所在地が知りたい
- * 「読谷山花織（ユンタンザハナウイ）」の由来・歴史
- * 沖縄の宮廷菓子
- * 月桃紙の作り方
- * 沖縄の高校野球の歴史
- * 浦添市の川の側にある植物
- * 浦添市で見つかった不発弾の場所・大きさ・種類を知りたい。
- * 沖縄のお土産品・特産物
- * 首里の龍潭（リュウタン）池について
- * 地名の読みを知りたい
 - ① 保栄茂（ビン）
 - ② 為又（ビイマタ）
 - ③ 済井出（スミイデ）
- * 浦添市経塚の井戸
- * アメリカにある日本人学校のリスト及び概要について知りたい。
- * 「心に太陽を口びるに歌を…」をのフレーズが歌なのか誰が書いたものか知りたい。

レファレンス受付件数（昭和61年度～平成12年度）

	相談件数	内 訳	
		一 般	郷 土
昭和61年度	91	56	35
62年度	98	58	40
63年度	48	27	21
平成元年度	367	222	145
2年度	576	339	237
3年度	547	352	195
4年度	732	400	332
5年度	1,209	619	590
6年度	441	222	219
7年度	384	201	183
8年度	201	116	85
9年度	307	142	165
10年度	644	312	332
11年度	2,123	1,052	1,071
12年度	2,060	1,046	1,014
合 計	9,828	5,164	4,664

注：レファレンス室受付のみの件数
 （一般室・児童室・沖縄学研究室・BM・学校レファレンスは除く）
 平成11年度よりクイックレファレンスも含む

1-1 レファレンス処理票（表）

料名（代表） 	NDC（代表） 	<u>レファレンス処理票</u>
質問内容 （口頭・電話・文書）	受付 平成 年 月 日（ ）	
		担当者 氏名（団体名）
		切
		達
		絡
		先
		り
		取
		り
		線
回答経過 口頭 ・ 電話 ・ 文書	回答 年 月 日	担当
タイトル等		期限
		連絡
		完了
		コメント

浦添市立図書館

回答経過（つづき）	切 り 取 り 続
コンピュータ上検索結果	り 続
・分類 件 ・件名 件 ・キーワード 件	
	り 続
照会（紹介）先	り 続

注：運用面に課題あり未使用

コピーサービス申込書

① コピーできるのは図書館の資料のみです。
 ② コピーはセルフサービスです。

浦添市立図書館		平成	年	月	日
資 料 名	※おひとり1ページ1枚のみ コピーするページ(など)			枚 数	
	P. ~ P.				
		合 計			枚

切 り 取 り 線

著作権で認められた範囲で、私の責任において
 コピーします。

氏名

(受付)

当館における複写は、著作権法第31条にもとづいて行うものです。
 そのため、著作権のある資料については、個人的な使用目的及び調査研究の用に供する
 場合に限りお引受けいたします。
 また、複写は目的の資料の一部をおひとり一部に限り許されております。
 あらかじめご理解いただき、著作権者との間で紛争等の起こることのないようご注意
 ください。

- コピーできる資料は当館所蔵のものに限ります。
- コピーの前に下記の事項をご記入ください。
- 記入後はカウンター職員へこの用紙をお渡ください。

○料金は全サイズ１枚１０円です。

申込者氏名

コピーサービス申込書

浦南市立図書館

		申込年月日 平成 年 月 日	
資 料 名	記入例) 図書『夏目漱石全集・第1巻』 雑誌『すてきな奥さん 2000.1月号』 新聞『日本経済新聞 2000.1.1』	分類コード	
		※新聞・雑誌は記入不要	
コピ―箇所	p. ~ p.	※『ゼンリン』地図の場合はこちらへ。(複写ページを全て記入してください)	
	p. ~ p.	p.	
	p. ~ p.	p.	
	p. ~ p.	p.	
	p. ~ p.	p.	
	p. ~ p.	p.	
	p. ~ p.	p.	
	p. ~ p.	p.	
	p. ~ p.	p.	
	p. ~ p.	p.	
	p. ~ p.	p.	
	p. ~ p.	p.	
	p. ~ p.	p.	
	p. ~ p.	p.	
コピ―枚数	合 計	枚	受付職員名

<資料> 県内市立及び県立図書館のレファレンスについて（アンケート）

レファレンス業務に関するアンケートより

※ 実施期間：平成14年1月11日～2月9日

※ 回答方法：FAX（一部電話聞き取り）

※ 県立＝本館、那覇＝那覇市立中央図書館、平良市立図書館は、回答断り

※ － は無回答

問1. 貸出カウンター以外にレファレンス（参考業務）室がありますか。

	県立	名護	石川	具志川	沖縄	宜野湾	那覇	糸満	石垣	浦添
ア、はい				○		○		○		○
イ、いいえ	○	○	○		○		○		○	

問2. 問1でア. と答えた館におたずねします。

(1) その部屋の名称と、おおまかな館内の位置関係についてお知らせ下さい。

名称

具志川) 調べものコーナー（レファレンスコーナー）

宜野湾) レファレンスコーナー

糸満) 参考図書・郷土資料コーナー

浦添) レファレンス室

沖縄学研究室

位置図：省略

(2) (1)の部屋には、どのような種類の本がありますか。資料の種類とおおまかな冊数をお知らせ下さい。

	具志川	宜野湾	糸満	浦 添	
				レファレンス室	沖縄学研究室
一般書レファレンス資料(冊)	5,067	2,800	3,000	2,500	2,500
郷土書レファレンス資料(冊)	12,202	2,000	5,000	4,000	6,000
郷土書貸出資料(冊)	—	12,000	—	4,000	—
地 図(冊)	—	100	100	200	900
新聞縮刷版(冊)	—	330	200	200	—
逐次・官報(種)	—	—	150	20	—
マイクロフィルム(冊)	—	—	—	—	100
そ の 他(冊)	—	—	1,500	—	—

注：宜野湾) 新聞縮刷版は、郷土のみ

糸満) その他（牧田文庫・平敷令治文庫）

郷土書レファレンス資料に貸出用も含む

(3) (2)資料以外のレファレンスツールがあれば教えて下さい。

具志川) ア、インターネット

宜野湾) ア、インターネット（現段階では利用者開放なし。事務所用で対応・参考業務）
イ、CD-ROM（TRCD、J-BISC）

糸 満) ア、インターネット (国立国会図書館検索 webOPAC・TRC 新刊図書検索・日本書籍出版協会 Books)

イ、TRCD

浦 添) ア、インターネット (沖縄県立図書館・国立国会図書館・国立情報学研究所 webcat・TRC 新刊図書検索・紀伊國屋書店インターネット仮想書店・日本書籍出版協会 Books)

イ、CD-ROM

(4) (1)の部屋には、開館時、人の配置をしていますか。

	具志川	宜野湾	糸 満	浦	添
				レファレンス室	沖縄学研究室
ア、はい	○	○	○	○	○
イ、いいえ					

注：具志川) 週休等の影響によりレファレンスカウンターに人が配置できない場合もある。

(5) (1)の部屋のカウンター担当職員について留意点があればお知らせ下さい。

具志川) 参考資料の複写の際、複写申込書を提出しないで複写したり、ゼンリン地図等許諾の範囲を超えて複写したりする利用者がいて要注意。

レファレンスを受ける場合どのような情報が必要なのか明確に把握し対応する。

宜野湾) 2～3時間ごとの輪番制であるが、レファレンスカウンターにはレファレンス勤務表に基づき4ヶ月経過した職員を配置している。

レファレンスは基本的には、受け付けした人で調査回答するが、込み入った内容になるとレファレンス担当に引き継ぎ調査回答してもらう。

糸 満) レファレンス専任は配置せず、奉仕係を1・2班に分け、早番・遅番で交替でレファレンスに当たる。その実施時間帯は次のとおりです。

平日：①10:00～12:00 ②12:00～13:00 ③13:00～14:30

④14:30～16:00 ⑤16:00～17:30 ⑥17:30～19:00

土日：①10:00～11:30 ②11:30～13:00 ③13:00～14:00

④14:00～15:00 ⑤15:00～16:00 ⑥16:00～17:00

浦 添) 1～2時間ごとの輪番制。数年前は、資料係を中心としたベテラン職員を配置していたが現在は、1ヶ月を経過した奉仕係職員・レファレンス担当職員を中心に配置している。

レファレンスは基本的には、受け付けした人で調査・回答するが、蔵書検索以外のインターネットでの検索はレファレンス担当で調査・回答している。

カウンターは、なるべく空けないようにする。(電話検索や不明資料防止のため)レファレンス室内では利用者の情報を読み上げたり、複唱したりしてはいけない。

問3. (1) 平成12年度の一般書レファレンス資料と郷土書レファレンス資料の資料費（図書費）に占める購入費の割合についてお知らせ下さい。〔資料費：円（図書費のみ）別表参照〕

		県立	名護	石川	具志川	沖縄	宜野湾	那覇	糸満	石垣	浦添	
											レファレンス室	沖縄学研究室
一般 レファ レンス 資料	冊数 (冊)	401	—	61	310	221	180	97	107	—	114	—
	資料費 (円)	3,805,868	—	733,305	—	600,000	1,575,365	585,000	1,036,103	—	954,386	—
	割合 (%)	25%	—	23%	—	2.5%	7%	11%	9%	—	7%	—
郷土 レファ レンス 資料	冊数 (冊)	103	—	82	270	993	147	358	269	—	139	158
	資料費 (円)	824,515	—	335,086	—	600,000	2,596,645	614,000	731,469	—	550,054	781,890
	割合 (%)	14%	—	10%	—	2.5%	11%	50%	7%	—	4%	100%

注：名護）資料費は、プールになっていて、各レファレンス本別に区分けしていないので回答できない。
 沖縄）郷土書は、郷土レファレンス本という受け入れでなく、すべて郷土で受け入れ。

(2) (1)のうちレファレンス継続資料の占める割合についてお知らせ下さい。

(例、ゼンリン地図、新聞縮刷版、白書類等)

※%は、(1)のレファレンス資料費に対しての割合とする。

		県立	名護	石川	具志川	沖縄	宜野湾	那覇	糸満	石垣	浦添	
											レファレンス室	沖縄学研究室
一般 レファ レンス 資料	冊数 (冊)	182	42	15	—	—	43	62	—	—	80	—
	資料費 (円)	1,244,267	136,359	193,930	—	—	249,016	175,000	—	—	507,192	—
	割合 (%)	33%	—	26%	—	—	16%	30%	—	—	53%	—
郷土 レファ レンス 資料	冊数 (冊)	47	27	16	—	—	17	6	—	—	34	16
	資料費 (円)	688,144	197,925	94,680	—	—	193,875	130,830	—	—	269,505	24,900
	割合 (%)	83%	—	28%	—	—	8%	21%	—	—	48%	3.1%

問4. 問1でイ、と答えた館におたずねします。どのような形でレファレンスを行っていますか。

(例、貸出カウンターで聞き取りをしている、など)

県立) 口頭・電話・文書で受け付けている。カウンターでは、初めに受けた職員が回答する。調査に時間がかかる場合は、レファレンス担当に引き継ぐ。

名護) レファレンスは、基本的に受け付けした職員が、他の職員の応援も得て対応している
 石川) 貸出カウンターで聞き取りをしている。

沖 縄) カウンターにレファレンスコーナーがあり、主にここでレファレンスを行っている、しかしカウンター業務のときは、貸出側でも返却側でもレファレンスに対応している。

那 覇) 貸出カウンターでの聞き取りで対応、FAX、メール、電話での対応。

石 垣) カウンターにレファレンスコーナーを設けて、直接受けている他、電話によるレファレンスも受け付けている

問 5. 学校図書館からのレファレンスはどのようにしていますか。

県 立) 特別な対応はしていない。

名護・宜野湾・那覇) 一般のレファレンスと同様

石 川) 現在レファレンスは少ないが、今後総合学習の導入に伴い多くなる可能性はある。今後レファレンスがきた場合の資料貸出については、急ぎの場合は、届けるか、担当者に来てもらう。通常は週1回の各学校回収日に届ける。

具志川) 配送システムやネットワークの充実により、学校図書館からのレファレンスは減少。館内資料で対応不可の場合は、相互貸借や、県立図書館や国立国会図書館に支援を求める場合もある。

沖 縄) レファレンスを受けた人と児童担当職員で対応。

糸 満) 学校図書館からのレファレンスは、ほとんどない。

石 垣) 学校の学年ごとにテーマを設定し、事前に項目を提出してもらう。特に地域に関する総合学習が多い。

浦 添) 学校レファレンス・集配担当が一人おり、受付、回答窓口はその担当に一本化している。(FAX・電話可) 一人で対応できない場合は奉仕係でサポート。
流れとしては学校からレファレンス→市立図書館担当で受付、回答→必要であれば貸出(指定集配業者にて学校へ配本)→返却(指定集配業者にて市立図書館へ)→市立図書館担当

問 6. B.M.でのレファレンスはどのようにしていますか。

名 護) 蔵書検索は、その場で回答、その他は、館に持ち帰り後で回答。館長以下他の職員に応援を求めることもある。

具志川) レファレンスを受けた職員が対応するのが、基本。その場で対応が困難な場合は、利用者に確認し、次回巡回日まで処理。急ぎの場合は、本館に来てもらい処理。担当した職員で対応が難しい場合は、他の職員も協力する。

沖 縄) 蔵書検索が行えないので、リクエストで対応。

那 覇) ステーションで対応。

糸満・浦添) 蔵書検索はその場で行うが、それ以上のレファレンスは一度館に持ち帰り、後程回答となる。BM担当職員で回答が困難な場合はレファレンス担当でサポートする。

注：県立・石川・宜野湾・石垣はBMなし。

問 7. 平成10～12年度のレファレンス件数を教えて下さい。

(資料検索等のクイックレファレンスを含む場合は○印をつけて下さい。)

※クイックレファレンスとは山の高さなどの簡単な質問や資料検索など

		県立	名護	石川	具志川	沖縄	宜野湾	那覇	糸満	石垣	浦添
一般 レファ レンス 児童・A Y・含 む	平成10年度	6,073	—	866	5,366	2,003	31	588	166	2,118	332
	平成11年度	6,428	2	934	5,079	2,061	30	3,064	315	1,491	1,091
	平成12年度	4,686	126	1,434	5,113	1,568	29	2,187	193	1,305	1,065
一般 レファ レンス 児童土 郷含 む	平成10年度	1,814	—	—	—	—	9	—	87	745	339
	平成11年度	4,054	—	—	—	—	14	—	197	549	1,092
	平成12年度	3,518	—	—	—	—	15	—	167	880	1,130
クイックレファレンス		含む	含まない	含む	含む	含む	含まない	含む	含まない	含む	含む

注：名護・石川・具志川・沖縄・那覇)統計時に一般・郷土と分けていない。

那覇・浦添)平成10年度のみ、クイックレファレンス含まない。

糸満)クイックレファレンスは、ほとんどない

浦添)レファレンス室・学校レファレンスのみの件数

問 8. 平成10年以降のレファレンスについてお知らせ下さい。

(1) 質問内容の傾向について

県立・沖縄・宜野湾・那覇・糸満・石垣・浦添)

総合学習のため児童・生徒のレファレンス(特に郷土・市内)が増加。

名護)クイックレファレンスが多い。

石川)当市に関する件が多い

具志川)郷土関係及び市内・自治会関係者からの字誌編集のための資料。

沖縄)専門学校生からの保育・福祉関係のレファレンスの増加。

宜野湾)総合学習のレファレンスは、郷土関係のみならず、環境・国際理解と幅広い。

那覇)行政資料の利用の増加

(2) レファレンス業務に対して利用者からの要望

県立)FAXによる回答を求められることが多い

名護・宜野湾・浦添)インターネットを開放してほしい。

名護・沖縄・宜野湾・那覇・浦添)カラーコピー機を設置してほしい。

石川)カラーコピー機の問い合わせが多い。(設置の要望は無し。)

具志川)インターネットを使って情報を収集する利用者が多く、その情報をプリントアウトしてほしい。

糸満)専任のレファレンス担当を置いて欲しい(担当が、利用登録・貸出手続きを行いレファレンスが中断、待たされたりしているため)。

白書や専門の参考資料をもっと置いてほしい。

(3) これからの課題

県 立) メールによるレファレンスの受付を検討中。

名護・宜野湾) 総合学習の対応(学校との連携)

石 川) 総合学習で来館する子ども達にどこまで、答えていいか。又、こども達自身、何を調べたいか、わかっていなくて少ない職員での対応が困難になるのでは?

具志川) 図書館資料・インターネット情報でのレファレンスの限界。他館との連携は勿論のこと、その他の関連機関との連携も一層強化し、様々な情報が得られるようにしたい。

沖 縄) 総合学習に対応できるよう学校図書館と話し合いを持ち、資料リストを提出してもらい、それに基づいて資料購入・提供しているが、各学校で同時に同一資料を使用する場合の対応策。レファレンスに精通した専門職員の養成や全般的に対応できる資料の充実。

宜野湾) レファレンス担当の研修による資質向上。レファレンス記録の基準。

那 覇) レファレンス体制(専門員配置・資料充実・情報蓄積・コーナーの設置等)の整備

糸 満) 総合的な学習の時間に対応できるように専任のレファレンス担当を置きたいが、現在の陣容では配置できない。郷土資料のレファレンスができるようになるには、一朝一夕にはできないが、専任としての自覚と継続的に専属させるという保証がなければ育たない。

石 垣) 小・中学生向けの地域資料が少なく、レファレンスの対応が困難。次年度より図書館で独自の資料を作成する計画予定。

浦 添) 総合学習の調べ学習で来館する児童、生徒の対応。(どこまでサポートするか) レファレンス担当職員の質資向上及び全職員へのレファレンス業務について再確認。レファレンス担当職員によるレファレンス業務の管理(データ構築・回答状況・回答率)インターネットでの検索(蔵書検索以外)で、本来あるべきレファレンスの資料提供を見失いがちになってきている。

別 表

県内市立図書館図書購入費(平成12年度)

(単位千円)

図書館名	人口(人)	図書費	雑誌・新聞	視聴覚費	合 計	一人当たりの 資料費(円)	開 館 年
名 護	55,967	23,900	2,880	3,100	29,880	534	1999(平11)年
石 川	22,436	3,081	501	499	4,081	182	1992(平4)年
具 志 川	62,004	13,950	2,800	1,050	17,800	287	1991(平3)年
沖 縄	120,798	23,800	2,276	1,467	27,543	228	1984(昭59)年
宜 野 湾	85,146	20,395	2,240	3,155	25,790	303	1991(平3)年
那覇(注)	299,148	33,950	6,015	1,731	41,696	139	1975(昭50)年
糸 満	55,838	11,000	2,400	900	14,300	256	1997(平9)年
平 良	35,700	3,600	1,200	—	4,800	134	1985(昭60)年
石 垣	43,982	9,550	3,009	414	12,973	295	1990(平2)年
浦 添	103,413	13,300	3,095	1,700	18,095	175	1985(昭60)年

平成13年10月電話聞き取り(平成12年度～13年度分予算)により作表

注: 那覇=那覇市立中央図書館

<仲西・石川>

<考 察>

- 問1. レファレンス室が「ある」か：アンケート回答館10館中、レファレンス室が「ある」と答えた館は4館と過半数を割っている。
- 問2-(2). レファレンス資料の種類と冊数：レファレンス室の主な資料群は、一般書・郷土書のレファレンス資料で、その他新聞縮刷版、貸出用郷土書、個人文庫を置いている館も見られる。また、各部屋の平均冊数は約13,000冊である。
- 問2-(3). 資料以外のレファレンスツール：インターネット、CD-ROMが使用されている。
- 問2-(4). レファレンス室の人の配置について：人の配置は輪番制をとっている館が多く、その中でも専任のレファレンス担当が置かれ、時間を要するレファレンスについては担当が回答するなど、レファレンス業務の体制が整われている館は2館である。また、一定期間（経験）を過ぎた職員を配置するなどの配慮が行われている館もみられる。
- 問3-(1). レファレンス資料費：限られた予算の中でレファレンス資料費に多くの割合をさくことは困難であり、その点で県立図書館の担っている部分は大きいと考えられる。一般書・郷土書共にレファレンス資料費および資料費全体に占めるレファレンス資料費の割合の高い県立図書館は、市町村立図書館を支援する立場としての資料構成の結果であることが伺える。
- 問3-(2). レファレンス継続資料費：継続資料費についても前述同様一般・郷土共に県立図書館が多い。一般継続レファレンス資料費の各館の平均割合は31.6%で、郷土継続レファレンス資料費の平均割合は31.8%である。各館共にレファレンス資料費の約3割を継続資料が占めることになる。その比重は大きいと思われるが、各館で継続資料の分担収集を行うことで、資料の有効活用を図りたいものである。
- 問4. レファレンス室が「ない」館でのレファレンス：対応は主にレファレンスを貸出カウンターで兼務して受け付けている。その中でもカウンターにレファレンスコーナーを設けて対応している館が2館みられる。レファレンスの受付方法としては、カウンターで直接受け付ける他、電話・文書・FAX・e-mail等があげられている。レファレンス室のある館と比較すると、専任のレファレンス担当の職員が配置されている館は6館中わずか1館である。
- 問5. 学校図書館からのレファレンス：配送システムや児童担当の対応などの体制が整い、学校への支援を積極的に行っている館がみられる。1998年の教育課程審議会答申で導入が提言された「総合学習」は、小・中・高校で2000年度から移行措置による実施が始まり、2002年度から導入となる。⁽¹⁾ アンケート中でも総合学習という言葉が随所に見られ、今後も図書館に対する要望は増えていくものと思われる。
- 問6. BMでのレファレンス：蔵書検索等のクイックレファレンスは行われているが、本館同様のレファレンスは困難とみられ、館に持ち帰り後日回答する館が多い。
- 問7. 平成10～12年度のレファレンス件数：一般と郷土で比較してみると、半数の館が統計時に一般・郷土と分けていないため一概には言えないが、クイックレファレンスを含む館・含まない館共に、ほぼ一般レファレンスが郷土をうわまわっている。
- 問8-(1). 平成10年度以降のレファレンス傾向：「字誌編集の資料」「行政資料の利用の増加」「福祉関係のレファレンスの増加」等、郷土関係でもその地域の実状に基づくレファレンスの傾向が見受けられる。
- 問8-(2). 利用者からの要望：インターネットの開放やカラーコピー機の設置等、設備面での要望が多く見られた。他、「専任のレファレンス担当を置いて欲しい（他の業務との兼務でレファレンスが中断されるため）」糸満」との声があがっている。館によっては「週休等の理由でレファレンスカウンターに職員が配置できない場合がある。」（問3-(4)具志川）という館もあり、職員不足によりレファレンスへの対応が不十分である状況が伺える。
- 問8-(3). これからの課題：「（レファレンスができるようになるには）一朝一夕にはできないが、専任としての自覚と継続的に専属させるという保証がなければ育たない」糸満」という言葉に代表されるように、レファレンスは職員の専門性や経験の豊富さが非常に重要であり、職員の資質向上についていくつかの館がこれからの課題としてあげていることから、各館が日常業務で痛切に感じている問題であることがわかる。前述の利用者からの要望を踏まえ、館内のレファレンス業務体制の強化、また、「他館との連携は勿論のこと、その他の関連機関との連携も一層強化し、様々な情報が得られるようにしたい」具志川」とあるように他機関との協力体制もとりながら、一人一人の自覚のもとにレファレンスの強化につなげていくことが大切なのではないだろうか。

<友利>

近世琉球の下層役人について

—公事拝・庖丁人を中心に—

栗 野 慎一郎

はじめに

近世琉球社会は、言うまでもなく身分制社会である。身分制社会という語から連想するのは、たとえば日本の封建制度であり、士農工商の制度として知られる、江戸時代の身分社会であろう。ところで、同時代の日本社会と比較して、琉球近世社会は社会構成史上どのような特色を持っていたのか、また、琉球社会が近世社会として形成・再編される過程でどのような契機・社会的条件を必要としたのか、そして近世琉球社会の社会構成史上の特質が近世期全体をつうじて琉球社会にどのような陰を落とし、近代以降の沖縄の歴史にどのような影響を及ぼしたか、といった点にかんしては解答はおろか、十分な議論すらなされていないように思える⁽¹⁾。近世琉球の社会制度を把握するために、明らかにすべき事柄がまだ多分に残されていると思える。

一方で、近世期琉球の官職制度の全体像もいまだ十分に解明されているとは言えない状況にある⁽²⁾。評定所文書をはじめとする、近世期の史料中で、由来・意味・発音等が未解明の官職名の多いことに驚嘆する。本稿の目的は近世琉球の官職制のうち、制度の底辺あるいは欄外にいたと思われる、一群の下層役人に焦点を当てることにある。その作業を通じて近世期琉球社会の一面を解明する手掛かりをつかみたいと考えた。

ここで「下層」という言い方について説明する。何をもって「下層」とするかについて議論がありうるからだ。摂政・三司官及び評定所の構成員である十五人衆までを「上級」

役人とし、評定所文書中で異国人対応で活躍する通事や筆者までを「中級」、それ以下を「下級」とするなど、分類の仕方は種々ありうる。だが、ここでは無系＝百姓身分の者が就くことができた役職・役名を「下層役人」の基準としたい。

官職制の史料について

近世期琉球の「下層役人」について考察するには、近世琉球の身分制度と官職制度を十分に把握しておかなくてはならないだろう。そこで、とりあえず近世期の官職制度を概観できる史料に「下層役人」についての記述の有無を確認・調査することから本稿をスタートさせたい。

現在、比較的簡単に閲覧できる資料の中で琉球の官職制についての、まとまった記述を含む史料に以下のものがある。

- ①「中山官制」（康熙45＝1706年）⁽³⁾
- ②「琉球国由来記」（康熙52＝1713年）
- ③「琉球国旧記」（雍正9＝1731年）
- ④「事寄」（同治8＝1869年）⁽⁴⁾
- ⑤「職制秘覧」（同治11＝1872年）⁽⁵⁾
- ⑥「琉球藩官職制」（明治12年以後）⁽⁶⁾
- ⑦『東汀随筆』（大正2年）⁽⁷⁾
- ⑧旧慣制度調査資料⁽⁸⁾

以上の史料はその成立の時代別に、以下の三つの時期に分類・区分できる。

I. 18世紀前半の制度改革期（①②③）

Ⅱ. 王国末期＝琉球処分直前期 (④⑤)

Ⅲ. 琉球処分以後の「旧慣」期 (⑥⑦⑧)⁽⁹⁾

第Ⅰ期の史料には、各役所ごとの官職名、人員、官職の由来・考証はあるものの(②③)、任職の基準、任期、待遇等の記載がなく、「下層役人」にかんする情報に乏しい。但し、第Ⅱ期、第Ⅲ期の史料から百姓身分であることが判る多くの官職名と人員の記載がみられる(馬佐事、夫筑、下代等)。また、この時期の官職制史料には、古琉球以来の官職制の名残をとどめると思われる記述・分類が見られることが特徴的である。

第Ⅱ期の史料には、赤頭、公事拝について具体的な記載が見られる。各役所への配置・人員・俸給・処遇等がある程度詳しく記述されている。しかし、第Ⅲ期の史料にある任期・資格・昇進等の記載は見られない。

第Ⅲ期の史料のうち、⑥⑦には公事拝、佐事、下代等の下層役人の配置・人員・任期・資格・昇進の基準等が詳しく書かれている。⑥には「首里平民ヨリス」「首里町百姓ヨリ勤ム」等、資格・昇進の具体的な規定があるが、俸給の記載はない。⑦には俸給の記載はあるが、資格・昇進の具体的な記述はない。このように記述内容に多少異同があるが、⑥⑦には用語・表記に共通性があり、史料的に何らかの関連性があると考えられる。⑥⑦が旧琉球藩の内部的な視点で記述されているのに対し、⑧は明治政府の調査資料であり、外在的かつ事後的な視点であることに特徴がある。⑧の史料中では、「沖縄旧慣地方制度」(明治26年)に、各間切の地方役人の職名・任期・定員・俸給・職務権限等が詳しく記載されている。但し、評定所文書や⑥⑦に多く登場する公事拝等、中央官庁の下層役人についての調査資料は乏しく、例を挙げれば、明治6年大蔵省調「琉球藩雜記」中「琉球藩臣官禄記」には公事拝他百姓身分の役人の記載がない。「旧琉球藩諸役署筆者以下ノ者へ授

産資金恩賜其他ノ件」(明治17年)の恩賜金出願者リストに評定所公事拝、螺赤頭、庖丁役が見え、「秩禄処分ヲ要スル事由」(明治32年)に各部署の下代、手代が見られるほかは、中央官庁の下層役人に関するまとまった記事は見あたらない。

本稿は、評定所文書に登場する下層役人の諸相を把握・分析したいという要求から出発している。このような観点から、以上の史料のうち、⑥⑦の記事を中心に④⑤及び⑧中の関連する史料を参照したい。

評定所文書に見る下層役人の分類

評定所文書には各種の官職をあらわす多様な表現・名称が登場する。それらの官職名を調査・分類するだけでも、近世期琉球の社会制度の一端をかいま見ることができるはずである⁽¹⁰⁾。以下は評定所文書の各巻から拾い出した下層役人の職名である。暫定的な分類ながら説明を付しておく。

【分類1：渡唐役人と考えられるもの】

五主
佐事
水主
あはん
かまうちん

【分類2：小使・下遣と考えられるもの】

佐事
手代
下代
赤頭
家来赤頭
公事拝

【分類3：地方の末端役と考えられるもの】

遠目(遠目人・遠目番・遠目番人)
小横目
耕作当
耕作筆者
山当人

【分類4：私的な従者と考えられるもの】

倅者
内証聞
儀者
大夫儀者
【分類5：その他】

馬佐事
草切
螺赤頭
筑佐事
用聞
庖丁人

【分類1：渡唐役人と考えられるもの】

渡唐役人中の下層役人については、古琉球以来の王国体制の分析と並行して詳細に解明されるべき課題が存在すると思われる。

五主の任命記事は評定所文書中にも記録があり⁽¹¹⁾、百姓身分の者が多く任命されていたことが確認できる。

あはんとかまうちんは、語義不詳であるが渡唐役名である。前掲の仲吉朝助史料「事寄」中にも「ワクタイ」「アフワン」等の名称が見える⁽¹²⁾。

【分類2：小使・下遣と考えられるもの】

「琉球藩官職制」及び『東汀隨筆』に、「小使ヲ勤ム」と説明されている百姓出身の役人がこの項目に入る。

佐事は各役所の小使として「琉球藩官職制」に記載がある（後出）。

下代、手代は史料により性格づけが異なる。「琉球藩官職制」では、手代は「斤衡斗量ヲ掌ル」（米蔵）、下代は「小使ヲ勤ム」とされているのに対して、旧慣調査資料中の用語集である「沖縄旧記書類字句註解書」には、下代は「諸収納座ヘアツテ升取或ハ茶湯煮方或ハ掃除方ヲナス役名ナリ但壯年ノモノナリ」、手代は「全上ノ役目ニシテ老年ノモノナリ」と解説されている⁽¹³⁾。手代は、厳密には小使としての職務ではないとも言えるが、便宜上ここに分類することにした。

赤頭、家来赤頭の記事は評定所文書中には

少ない。沖縄歴史情報ホームページ上の検索システムで赤頭は1件、家来赤頭は3件検出できたのみである⁽¹⁴⁾。赤頭は、英人ベッテルハイムの「蓄銭」盗難事件で、甥と共謀して罰を受けた「辻奥村渠居住赤頭仲村渠にや」の記事のみである⁽¹⁵⁾。また、家来赤頭は、3件とも普天間参詣の記事中で供奉人数として見えているにすぎない⁽¹⁶⁾。

公事拝は異国人逗留の記事中で頻繁に登場する。本稿はこの公事拝に焦点を当てたい。

なお、ここに挙げた職名のほか、前記史料（「琉球藩官職制」「沖縄旧慣地方制度」）中に登場する仮佐事・町佐事・常住者等も同様の職種と考えられる。

【分類3：地方の末端役と考えられるもの】

地方役人については本稿では分析の対象としない。評定所文書には地方役人が登場する記事がまれであること、また、一般に地頭代以下の地方役人の各階層全体が「百姓身分」だったこと、また地方＝間切の世界は相対的に独立した世界を形成していたと思われること等が理由である。さらに先島の世界は別格であり、「下層役人」あるいは「百姓身分」について、琉球王国全体で統一したイメージを持ちにくいことも理由になる。

「沖縄旧慣地方制度」の筆者は各間切及び首里・那覇・久米村・泊村の「地方吏員」を四つの「階級」に分類している⁽¹⁷⁾。各間切の地方役人の階層性を身分制社会の全体構造の中でとらえるためには、この分類の妥当性を含めて、発掘されつつある地方文書の分析を踏まえた検討が必要になる。

八重山資料集⁽¹⁸⁾や「沖縄旧慣地方制度」に記載されている先島の下層役人、田ぶさ、世持、村佐事、村筑、村小横目、猪垣当、札持頭、馬ぶさ、女頭、藍遣人、布晒人等についても今後の課題としたい。

【分類4：私的な従者と考えられるもの】

私的な従者と考えられる役名も家譜史料をはじめとする近世史料及び評定所文書に登場

する。本稿では対象としないが、その私的な性格、職名の由来、身分社会における地位が分析されなくてはならないだろう。

倅者は「こもの」と読んでおく。ただし、日本語の「やっこ」「やつがれ」に通じる他の読みの可能性も否定できない⁽¹⁹⁾。評定所文書中では「北谷・恵祖事件」に関連して北谷親方の倅者として登場する記事が印象的である⁽²⁰⁾。

内証聞、大夫儀者、儀者は渡唐役人の従者として評定所文書に登場する⁽²¹⁾。儀者の他に同様の意味をあらわす語として従内、内といった表現も見られる。これらの従者の由来・身分もつまびらかにされていない。

【分類5：その他】

馬佐事、草切は評定所文書中では在番奉行や守衛方の薩摩役人付きの下役として登場する人が多い⁽²²⁾。一方、「琉球藩官職制」では既の下役として馬佐事、別当下代の名称が見え、馬佐事は「官馬ノ畜養ヲ管ス」、別当下代は「秣苅ヲ勤ム」と説明が付されている。既の説明としては「官馬ヲ掌ル申口双紙庫理ノ所轄ナリ」とあり、評定所文書に出てくる薩摩役人付きの馬佐事、草切と同一かと思われるが、派遣の様態等不明な点が多い。このうち草切は、評定所文書中ではフランス艦隊員とのトラブルの記事が印象的である。咸豊5年(1855)、来琉中のフランス人小官が放った鉄砲の「返り玉」に当たるといふ災難の被害者として登場しているからである⁽²³⁾。

螺赤頭は、首里町百姓から任命されたことを示す記事が評定所文書に一件ある⁽²⁴⁾。

筑佐事は通常、平等所の下級役人の総称である。「琉球藩官職制」と「東汀随筆」には、大筑、脇筑、大佐事、脇佐事、三方目、夫筑の六種が挙げられ、資格・昇進等の説明が付されている。

用聞は仕上世座の下役である。「琉球藩官職制」には「反布諸品売買代価聞合方ヲ掌ル那覇町百姓ヨリ勤ム勤功ヲ積テ心附役ニ充ル」

と説明がある。

また、現存する評定所文書中には見当たらないが、「事寄」「琉球藩官職制」に、以下の職名が百姓出身の役職として記載・解説されている。諷中門、轎夫、酒庫理、笙家来、箒大主、払除下代、中門下代、中門佐事、中門勢頭(以上、下庫理)、馬請(那覇里主御物城方)、筑(物奉行所・船手)、紙漉(紙座)

以上、評定所文書中に登場する下層役人=百姓身分の役名をおおまかに分類・列挙し、簡単な解説を試みた。近世琉球の下層役人像を全体的に把握するには、評定所文書の記事だけでは限界があり、諸史料を駆使して再度網羅的に分析・解釈する必要があるだろう。

ともあれ、本稿では評定所文書を中心に、【分類2：小使・下遣と考えられるもの】を対象とし、特に評定所文書に頻出する公事押と庖丁人に焦点を当てて論じたい。

官職制度の中の下層役人

評定所文書中の下層役人をひとつとおり分類したうえで、今度は先に挙げた官職制史料の記事から【分類2】の役名を中心に下層役人の分析を試みる。

前項及び註(9)で述べたように、「琉球藩官職制」及び『東汀随筆』で「小遣ヲ勤ム」と付記されている一群の下層役人がある。これらの下層役人の各部署への配置人数を明示・比較する目的で主として「琉球藩官職制」の記載に基づき、各官庁に所属する下層役人の一覧表を作成した(次頁【表1】)。

表を作成するにあたり「琉球藩官職制」に準拠した理由は、その数値がもっとも整然と整理されているという理由による。対照として、『東汀随筆』と「職制秘覧」の数値との異同を、その異なる場合に限って挙げた。数値が同一の場合、及び数値の記載がない場合は記載しなかった。()内の数値は『東汀随筆』の、<>内の数値は「職制秘覧」の数値である。各官庁ごとの役人数はほぼ一定であっ

表 1 : 王府各官庁所属下層役人数一覧

	公事拝	佐 事	下 代	手 代	そ の 他
評定所	32 <24>				
申口方	2	6 <18>			
系図座	3				
惣役長史方		2			
那覇里主物城方		5 (6)			庖丁人 1 馬請 3
国学	3				払除当 2
明倫堂			3		
三平等学校			6 (9)		
下庫理		1	12		螺赤頭33 常住者 3 *
書院		3	2(3)<3>		
茶屋			3		
納殿			2		
小細工奉行所			2		
貝摺奉行			2		
厩		6	2		
寺社座	3				
大与座	3				
惣横目方		11			
泊頭取方		2			
鍛冶奉行所			2		
平等所			2		夫筑14 三方目 3
所帯方	20				筑 6
給地方	2				
用意方	4 (41)				
瓦奉行所		(2)	(1)		
普請奉行所		(3)	(4)		
田地方	6				
高所	6				
取納座	15 (3)				
諸製方		2 (4)			
墨製造方		2			
米蔵			1	2 <1>	
仕上世座			2(1)<1>	2 <1>	用聞 4
宮古蔵			1	2	
銭蔵			3	1	
蘇鉄方		*6			
紙座					紙漉 8
櫓垂方		*2			
請地方	3 (2)				
勘定座	4 <6>				
用物座			2	2	
船手			1	1	筑 1
給地蔵			1	2	
救助蔵			1	1	
道具当			2		
山奉行方	6(3)<3>	*6			
砂糖座			2 (3)	2	
用意蔵			1	1	
大台所			2	2	庖丁人 1
料理座			2		庖丁役10
近習方	9				

* 仮佐事

* 他に笙家来11、諷中門6、
中門勢頭3、箒大主2
轎夫27、酒庫理6

たとえられるが、「琉球藩官職制」と『東汀随筆』及び「職制秘覧」との間で若干の異同がある。とりわけ、申口方の佐事、用意方の公事拝、取納座の公事拝の数には大きな異同がある。ただし、各史料ともその数値が正確・完全であるとは考えられず、とりわけ「職制秘覧」と「事寄」(【表1】では不採用)の二史料では同一史料内で人員数の不一致・不記載・不確かな箇所等が見られる。また、臨時の役所と考えられている瓦奉行所、普請奉行所についての記述が「琉球藩官職制」には見られないこと、『東汀随筆』の「諸間切下知役ノ事」の項に「花当及ビ手代下代公事拝等四百二十一人」という記述が見られることなど⁽²⁵⁾、注意を要する点や、今後検討されるべき課題も多い⁽²⁶⁾。ただし、時代による変動を考慮に入れても、おおよその輪郭はイメージできると思う。

【表1】を見るかぎり、各官庁の公事拝の合計は百名を越える。「琉球藩官職制」で総計121名、『東汀随筆』記載の各間切の人数を加えれば500名を越える公事拝及び類似の職種の者が存在したことになる。

公事拝・庖丁人・下遣

近世琉球の下層役人中、評定所文書に頻繁に登場し、その活動の多彩ぶりで注目されるのが、護国寺や天久寺(聖現寺)に滞留した異国人宣教師付きの、「公事拝」「庖丁(人)」「下遣」等の下役である。

既刊の評定所文書を検索してみると「下遣」「公事拝」「庖丁・庖丁人」の順に頻度があり、「下代」「手代」「赤頭」等、他の無系=百姓身分の下層役人との間でその登場回数に大きな差がある⁽²⁷⁾。現存する評定所文書の多数が異国人関係の史料であることを割り引いても、近世末における彼らの活躍・功績は通事等のそれに次ぐと言っても過言ではない。

しかし、評定所文書や官職制史料中の常連である彼らの実体は、意外なほど知られてい

ない。彼らの職務、勤務形態、官職の由来について詳細な調査がなされていない。

そもそも「公事拝」とは何か。

そして「公事拝」はどう読むのか。

『沖縄大百科事典』は「公事拝」を「ウェーダイウガン」と読んでいる⁽²⁸⁾。

また、『混効験集』に「みおやだいら」の項があり「公事を云フ」とある⁽²⁹⁾。

「公事拝」の読みと意味を綿密に論じて、現在でももっとも説得力に富むのが伊波普猷の「おやだいら考」である⁽³⁰⁾。

伊波によれば、「公事拝」は「みおやだいらおがみ」であり、「み」と「おや」は敬意の接頭辞、「だいら」は「内裏」、つまり「公事拝」は「宮中に出仕すること」が原義であり、転じて「出仕者」の意味になったと言う⁽³¹⁾。

先述のように、「公事拝」が百姓身分であることは「琉球藩官職制」に規定されている。評定所公事拝は「首里平民ヨリス」とされ、申口方と近習方の公事拝は「評定所公事拝ニ同シ」、系図座、国学、寺社座、大与座、高所の公事拝は「各所オワバ公事拝ヨリ勤(進)ム」とあり、山奉行方の公事拝は「首里泊町百姓ヨリ勤ム年期ナシ」とされている。系図座等の公事拝が「オワバ公事拝ヨリ勤(進)ム」とあるのは、評定所公事拝の説明に「役俸アルモノ又ナキ者二種アリ役俸アル者ハ年齢四十迄相勤筑登之座敷位ヲ賜テ退役ス役俸ナキ者ハ勤功数年ヲ積ミ各所下代並公事拝ニ充ル」とあるのに対応している。「オワバ公事拝」とはここに言う「役俸ナキ者」であり、若年の小使・下遣を意味していた⁽³²⁾。

ここで【表1】に続き、各官庁下層役人の俸給一覧表を作成した(次頁【表2】)。

【表2】の数字は石高を示している。1.5は1石5斗、1.25は1石2斗5升である。0は無給の者を示す。諸製方佐事、仕上世座用聞と櫛垂方仮佐事は無給である。評定所公事拝と用意方公事拝が2/0とあるのは、俸給2石の公事拝と無給の「オワバ公事拝」がい

表 2 : 王府各官庁所属下層役人俸禄一覧 (数字は石高)

	公事拝	佐 事	下 代	手 代	そ の 他
評定所	2/0				
申口方		2			
系図座	3 <2>				
久米村		<1,5>			
親見世方		2	<3>		
国学	2				払除当 3
三平等学校			1,5		
下庫理		中門佐事 2	中門下代1,5		笙家来1,05 螺赤頭 2 *
書院		3	3		
茶屋			<3>		
納殿			3		
小細工奉行所			3		
貝摺奉行			2 <3>		
厩		馬佐事1,5	3		
寺社方	2				
大与座	2				
泊村		町佐事2			
鍛冶奉行所			2 <3>		
平等方			4		夫筑4 三方目4
両天后宮			<3>		
御飯屋			<3>		
御兵具当				<1,5>	
大和横目				<1,5>	
用意方	2/0				御物奉行方筑 <2>
瓦奉行所		2	3		
普請奉行所		2	3		
高所	2				
取納座	2				
諸製方		0			
米蔵			3	2	
仕上世座			3	2	用聞 0
宮古蔵			3	2	
銭蔵			<3>	2	
櫓垂方		仮佐事0			
請地方	0 <2,5>				
勘定座	2				
用物座			3	3	
船手蔵			2 <3>	2	筑 2
給地蔵			3	2	
救助蔵			3	2	
道具当			2 <3>		
山奉行方	2		<3>		
砂糖蔵 (座)			3	2	
用意蔵			3	2	
大台所			3	4 <2>	庖丁人 2
料理座			3		

*他に諷中門1,25 <2,5>
酒庫理1,25 <2,5>
轎夫2,5、常住2
掃除下代1,05
簪大主2
門中勢頭2

たことを示している。前述のように「琉球藩官職制」には俸給の記載がなく、数値は『東汀随筆』に依った。〈〉の数値は「職制秘覧」のものである。表の仕様・官庁の記載順等は【表1】に準じたが、若干の官庁名の表記は『東汀随筆』に拠った。数値が同一の場合の省略等は【表1】と同様である。

『東汀随筆』によれば、評定所には公事拝が12名、「オソバ公事拝」⁽³³⁾が20名、用意方に公事拝が21名、「オソバ公事拝」が20名いたことになる。

これらの公事拝の日常業務や勤務形態等については不明な点が多いが、評定所文書には異国船漂着／来着時や接貢船の帰帆改めなどの際に、評定所筆者等とともに派遣される彼らの姿が記録されている⁽³⁴⁾。

また、検使付きで両先島に派遣される公事拝の記事⁽³⁵⁾や、異国御用の筆者に付き随い久米島に渡海する公事拝⁽³⁶⁾、あるいはロバート・バウン号事件の事後処理のため八重山に派遣される役人付きの公事拝⁽³⁷⁾の例など、多様な例が見られる⁽³⁸⁾。

さて、異国人関係記事中の公事拝の場合はどうだろうか。

護国寺や聖現寺（天久寺）の異国人付きの公事拝が評定所や帳当座、御用意方といった部署から派遣されてくる事例が、評定所文書の複数の史料に見える⁽³⁹⁾。

一方、各役所付きの俸給2石ないし3石の正規の公事拝の他、無給の「オワバ公事拝」が派遣される例も散見される。

但し、公事拝として派遣された下役の誰が正規の公事拝で、誰が「オワバ公事拝」かは、史料にそのような明記がない以上、具体的にすべてを確定することができない。

ここで、公事拝派遣・転勤に関する史料を数点あげてみる。

【史料1】

護国寺詰帳当座おハは公事拝かめ与那覇

事、此節御評定所公事拝足明合ニ付願出有之由、然者右与那覇二者寺詰ニ而勤柄宜敷者二者候得共、功重相成申由候得者右願立難差押、いつれ不申付候而不叶事候付、右代可相勸人体吟味為致候処、御評定所おハは公事拝かめ照屋・儀保村次良新城・赤平村次良新垣三人罷在、尤儀保・新垣二者此間ニ茂相詰被追放者候得共、是迄右様之者重而差遣相詰させ候儀段々有之候間、右三人之内見合差遣候而者何様可有之哉、被致吟味御案内之上何分可被申越候。此段致問合候。以上。（⑧404頁、1513号304番文書）

【史料2】

附、本文下遣之儀仏人より者十五歳より二十歳迄之者より与申立候得共、年若者より者御念遣之事ニ而西之御殿公事拝之内式拾四・五歳比之者五・六人人体見合相賦候様ニ仰汲置候付、御仮屋御相談相済其許申越次第差下候様可致候間、仏人江都合之儀者於其元何分宜取計候。（⑩67頁、1533号132番文書）

【史料3】

一翁長里之子親雲上列渡候御評定所公事拝与那城にや事、家内差支之儀有之、代り同所仮佐事城間筑登之被差渡候段、御評定所筆者宮城筑登之親雲上より左之通問合到来、右城間今日致下着候付、与那城者帰帆申付、是又宮城江左之通問合差遣せ候事。

仮佐事

城間筑登之

右者、其元詰公事拝与那城にや事長々相詰候付而者、畠耕方不行届至而差支居候由ニ而、とふそ代合被仰付度旨、親父より無摺申出趣有之、奉行衆江も御案内之上、右城間代として被差渡候間、与那城者便宜次第早々帰帆可被申渡候。此段致問合候。以上。

（④445頁、1407号101番文書）

任意に選んだが、いずれも公事拝の派遣・転勤の様態を示す好史料と言える。

【史料1】は、護国寺に詰めていた帳当座「おはは公事拝」かめ与那覇の、評定所公事拝足のポストが空いたので転勤（＝栄転）したいという申し出が認められ、後任に評定所の「おはは公事拝」かめ照屋他から選任するようにと指示する内容である。「公事拝足」が「おはは公事拝」とは別格であり、おそらく無給でなかったことが窺われる内容である。

【史料2】は、仏人宣教師の下遣派遣要求にたいして、24、5歳の西之御殿公事拝を派遣することを決定・通達する内容である。この指示には変更があり、結果的には仏人の要求どおり二十歳前後の若者（評定所と帳当座の「公事拝おわは」）を交代で派遣することに決した模様である⁽⁴⁰⁾。ちなみに、仏人付き下遣派遣をめぐるのは、下遣は那覇人から雇いたいと仏人側の要求があるなど、興味深いエピソードに富んだ史料が多い⁽⁴¹⁾。

【史料3】は、座礁した英船救助のため派遣された評定所公事拝与那城にやが、島の耕作方が行き届かないので戻してほしいという父親からの申し出により差し戻され、仮佐事の城間筑登之と交代させられる内容である。いわば「家庭の事情」がすんなり認められたことと、史料の記述に誤りがなければ、評定所に公事拝のほかに仮佐事が存在したことを示していて興味深い（無論、前述の官職制史料には記載がない）。

以上、三点の史料をとりあえず見てきた。

これらの史料から言えることは、公事拝という職務が王府の通常の官職と異なり、その任官・転勤・退職等の様態において、必要に応じて伸び縮みのきく、ある程度ゆるやかな職務体系だったということである。首里王府としては、諸行事や臨時の公務に際して下役・下遣として勤務できる百姓身分の人員を常に確保しておく必要があった。評定所をはじめとする、いくつかの部署にストックしておい

た首里村出身の百姓などを公務の必要に応じて（護国寺・天久寺等に）派遣したというのが実態ではなかろうか。

これらの公事拝は王府組織から派遣され、異国人付きの寺詰め「公事拝」として勤めを果たしていた。護国寺や天久寺詰めの彼らが英人らの意志を琉球側に伝え、逆に異国人の動向を王府・薩摩に報告する貴重な情報提供者としての役割をも果たしていた。

これらの「公事拝」経験者が、年期勤めののちに、諸蔵の下代・手代などの「心附役」⁽⁴²⁾に進んだことが、「琉球藩官職制」等の史料に記載されている⁽⁴³⁾。

このように見てくると、「公事拝」とは百姓身分出身者が首里王府の公務に就く時の総称のようなものだったことが了解されてくる。

ただし、「公事拝」とはあくまで王宮（首里城）への出仕を許された者のことであり、後に触れるが、たんなる「下遣」とは異なるニュアンスを保持する言葉だったと思われる。

では、「庖丁人」の場合はどうか。

評定所文書には、公事拝とならんで異国人付きで活躍する、多くの「庖丁」「庖丁人」の記述が存在する。

前出の「職制秘覧」は俸給別の一覧表を含む史料であるが、その一覧表中に「御庖丁」「御内原御庖丁」（御扶持方四石完）、「御庖丁小盤」「御内原御庖丁小盤」「親見世庖丁」（同三石完）、「御台所庖丁」（同二石完）の記載が見られる。『東汀随筆』にもほぼ同額の俸給の対象としての「庖丁人」の存在が確認できる（書院方及び近習方の庖丁人が四石、書院方及び近習方の庖丁人小盤が三石、大台所庖丁が二石、中城殿の庖丁が三石）。

他方、雍正10（1732）年の「位階定」⁽⁴⁴⁾には、「庖丁人」は無系・百姓身分出身でも「直二黄八卷可被下」（御書院御庖丁大盤役相勤候者）「式拾五歳より筑登之座敷四拾五歳より黄八卷階越不仕様二可被下」（同小盤役并御内原御庖丁役相勤候者）と待遇が保証さ

れていた。いずれも首里百姓などから採用された者たちだが、しかし、これは「職制秘覧」や『東汀随筆』の記載で確認できる、首里城内で勤務していた庖丁人の場合である。

評定所文書の異国人関連記事に見る「庖丁」「庖丁人」の場合は、事情が異なっていたと考えられる。

そのことを端的に示すのが、以下の史料である。

【史料4】

覚

庖丁帳当座公事拝

石川

子守右同

新垣

同御評定所公事拝

宮平

日用汀志良次村

城間

(③巻357頁、1390号141番文書)

史料は、通常は評定所や帳当座に所属している公事拝が「庖丁」や「子守」や「日用」として護国寺に派遣されていたことを示している。つまり異国人付きの「庖丁」「庖丁人」は官職制度の表に記載のある料理座や大台所付きの庖丁人とは別物であり、慣れない業務をこなさねばならない公事拝身分の者による臨時の「庖丁人」だった訳である。

評定所文書の異国人関係史料中の「庖丁」「庖丁人」とは、イコール「公事拝」と考えてさしつかえないことが判明した。

異国人とのかかわりのなかで

護国寺や天久寺に逗留中の英人や仏人の身のまわりの世話を焼き、要望をかなえ、外出に付き従い、物品の調達等のほか、王府役人との連絡・調整係として活躍する一群の下層役人が存在する。彼らは「公事拝」「庖丁人」

「下遣」等の名称で呼ばれ、呼び名すら一定していない。本稿では彼ら異国人付きの下層役人に注目したいと考えてきた。

琉球に逗留した異国人との関係・交流という視点から、彼ら下層役人に関する特徴的な記事を評定所文書の巻数順にまとめたものが次頁【表3】である。

逗留異国人中、公事拝等下層役人との関係・交流が様々な意味でもっとも盛んであり、特色のある記事に富んでいるのが、英人宣教師ベッテルハイムである。

ベッテルハイムは道光26年(1846年)4月5日(新暦4月30日)来航、咸豊4年(1854年)6月23日(新暦7月17日)退去するまで8年余、琉球に滞在している。

【表3】の記事のうち、ベッテルハイムに関するものを中心に内容にしたがい、以下に分類してみる(括弧内の数字は【表3】中の通し番号)。

(a) 英人及び家族の世話 【6・35・38】

(b) 英人に料理や勤務ぶりをほめられる
【37・40】

(c) 英人から贈り物を受ける
【23・39・40・42・50・53・55・56】

(d) 英人にしかられる
【9・12・16・29】

(e) 英人に盗難の嫌疑をかけられる
【7・9・10】

(f) その他、英人とのトラブル
【7・12・14・16・22・54】

(g) 人間的な交流 【35・36】

(h) 交代一件
【3・4・8・9・10・11・15・17・18・54等多数】

(i) 王府の意向を受けて行動する
【25・31】

(j) 王府の待遇 【1・5・30・33・52】

(k) 薩摩への報告 【49・51】

表3：評定所文書に見る異国人関連下層役人記事一覧

	役	巻 頁	内 容	文書番号(号・番)	関連文書番号
1	下遣	②580～582	下遣待遇改善の件	1386-7、8	
2	下遣	③98	休式調用の下遣を英人が復活要求	1388-5	
3	公事拝	③98	公事拝新垣暇乞	1388-5	
4	公事拝	③99	新垣代りの下遣の件	1388-7	
5	公事拝	③214	故実飯米一日分二何程相及候哉・・	1389-42	
6	公事拝	③216、219	「衣裳包之様成物」を預かる	1389-46、51	
7	庖丁人	③250	銀子盗難一件、庖丁人金城疑われる	1389-117	
8	庖丁人	③256、258	護国寺詰庖丁人、公事拝先繰りの件	1389-134、137	
9	庖丁	③260～261	庖丁人むた金城、糺し方の件	1389-143	1389-144
10	公事拝	③264	儀間、祖母死去の嘘がばれ疑われる	1389-152	
11	下遣	③280～281	むた玉城代り、桃原村仁王玉城龍下候付・・	1389-186	
12	公事拝	③281	護国寺詰公事拝むた玉城罰を当候間召寄・・	1389-187	1389-196
13	庖丁人	③282	唐人夜食鹿抹相成・・	1389-191	
14	公事拝	③293	むた玉城、護国寺へ戻る	1389-216	
15	公事拝	③297	石川にや代りとして、仁王石川龍下・・	1389-226	
16	公事拝	③298	公事拝むた屋宜不通之段致返答候付・・	1389-228	
17	公事拝	③298～299	英人、公事拝交代期間の変更を要求	1389-230	
18	公事拝	③308～311	公事拝代合一件	1390-3、4、6、8、10	1389-230
19	公事拝	③311	むた玉城代合之相談	1390-11	
20	庖丁	③312	石川にや代合之相談	1390-14	1389-226
21	公事拝	③314	むた比嘉代合之相談	1390-23	
22	公事拝	③320～321	比嘉逃去、数日に及び・・	1390-42、44	1390-23
23	公事拝	③324	むた島袋に英人菓子代として唐銭を与える	1390-48	
24	公事拝	③356～358	銀之七紛失一件	1390-141、143、144	
25	公事拝等	③359	耶蘇拝礼之儀致間敷旨、堅申付・・	1390-144附	
26	庖丁人	③361、362	石川・宮平・新垣、代合之儀	1390-148、150	1390-14
27	公事拝	③362	同上、返答	1390-150	
28	庖丁人	④45～59	英人銀子盗人発見	1397-2、3、4、5、6、7	1393-4
29	庖丁人	④123～125	女雇之儀・・ 庖丁人料理調方不宜・・	1397-63	1926-14、15
30	公事拝	④190	座波にや銭式百貫文拝借之事	1398-117	
31	公事拝等	④250	国王即位に付き、取り沙汰致す間敷き事	1400-26	
32	公事拝	④288	英人より子守人召替せ候様申出	1400-146	1400-35附
33	公事拝	④306	公事拝へ布団支給	1401-4	
34	公事拝	④321	女雇之儀(返答)	1401-34	1397-63
35	公事拝	④329	英人妻出産、公事拝等徹夜で看護	1401-52	1401-55
36	公事拝	④330	公事拝新垣にや、英人妻の乳の出を心配	1401-54	1401-66、67
37	庖丁人	④333	英人庖丁人の料理をほめ、褒美を与える	1401-58	1397-63
38	公事拝	⑤57～59	英人小女抱癒いたし・・	1410-30、34、94	1410-42、91
39	庖丁人	⑤80	英人庖丁人に袴を与える	1410-92	1410-17
40	庖丁人	⑤96	庖丁人等に褒美として菓子・酒・銭を与える	1410-130	1401-58
41	庖丁人	⑤119	娘の誕生日の祝いに酒・肴・菓子を配る	1413-37	
42	庖丁人	⑤146	英人庖丁人に衣裳切れを与える	1413-114	
43	庖丁人	⑦21、26、他	巫人からの伝言、巫人等の動向報告	1501-40、48、他多数	
44	公事拝	⑦328～330	巫人、公事拝新城に帯を取付鉄砲持せ・・	1504-141、142、143	
45	公事拝	⑧347	たり金城、伝馬漕夫の唐銭收受を告発	1513-179	
46	公事拝	⑧404	おハは公事拝かめ与那覇の転勤願い	1513-304	
47	下遣	⑪65～71	仏人より下遣雇申出一件	1533-128、132、136、他	1533-145、他
48	下遣	⑫343、351	仏人は下遣として那覇人を希望	1547-13、24	1547-51、57
49	庖丁	⑬123	石川にや、在番奉行のため光餅を焼く	1551-18	1517-39、41
50	庖丁・下遣	⑮141	帰帆した冒耳敦より木綿単衣裳贈与	1598-220	
51	庖丁人・下遣	⑯169、179	薩摩役人より庖丁人名面・人数等尋向	1516-89	1516-112
52	庖丁人・下遣	⑯201	庖丁人・下遣に米五合先宛心附支給	1516-169	
53	庖丁人・下遣	⑯211	伯徳令より庖丁人・下遣に蕃銭与える	1516-196	
54	下遣	⑯251	三ら喜久本、英人に気に入られず交代	1517-68	
55	庖丁・下遣	⑯264	冒耳敦、英国皇帝誕生日に菓子等を与える	1517-95	
56	庖丁人・下遣	⑯269	冒耳敦より下遣らに布団綿を与える	1517-104	1517-109
57	下遣	⑯284	冒耳敦薬調合用下遣一件	1517-132、133	1517-140

表4：評定所文書に見るその他の公事拝関連記事一覧

1	公事拝	④193	久米村通事持物用の公事拝派遣	1398-124、125	
2	公事拝	④411、445	座礁英船救助のため、久米島に渡海する	1407-61、101	
3	公事拝	⑥21	異国御用の筆者とともに久米島に渡海する	1470号	
4	公事拝	⑥384	八重山島へ渡海する公事拝の動星申請	1498-77	
5	公事拝	⑫77	御検使付きで宮古島・八重山島に渡海	1541-71、74	1541-1

以上の分類に沿って、以下項目ごとに簡単な説明を加える。

(a) 英人及び家族の世話

ベッテルハイムをはじめとする、異国人付きの公事拝ら下層役人の任務の大半は、異国人らの身のまわりの世話である。とりわけ、英人ベッテルハイムの家族の世話を焼く姿は特徴的であり、時に感動的ですらある。英人の子供の子守をし、英人の妻の出産時には徹夜で看護している【35】。公事拝は評定所の記録中で、英人やその妻子・通事の中国人等に付き従い、所用の便宜を図るなどしており、宣教師の妻子が外出の折りの荷物持ち等にも付き従っている。

(b) 英人に料理や勤務ぶりをほめられる

ベッテルハイムとの関係が、比較的良好なものになっていった滞後半期の史料に散見される。もっとも【37】【40】とも褒美の理由は料理の出来が良かったことである。

(c) 英人から贈り物を受ける

逗留の後半期（妻の出産後の道光28年頃から）には袴や菓子・酒・唐銭などの贈り物や馳走を公事拝・庖丁人等が受ける機会が多くなっていると思われる。

これらの記事からは、英人にほめられたり贈り物を受けるなど、英人らと公事拝ら下層役人との間で一定の良好な関係が成立していたことが確認できる。また、この時期の記事には彼ら下遣いの者に対してだけではなく、那覇の民衆に英人が心を開いて交流している様が見て取れる内容のものがある。【41】には英人が娘の誕生日祝いに「困窮之者共」に酒・肴・菓子をほどこしたことが記述されている。肴・菓子を準備したのは護国寺詰めの公事拝＝庖丁人であろう。慣例により配られた贈物は王府の役人により回収されている。

(d) 英人にしかられる

この項に分類されている記事には、どれも伏線がある。すなわち【9】【12】は盗難事件や交代一件がらみであり、【16】は布教が

らみである。すなわち【16】の公事拝むた屋宜が「しかられた」理由とは、ベッテルハイムが強引に公事拝らの住居まで押し掛け、「此国之人者実神拝礼不致故たましい無之」と言いかけたのにたいして、意味が通じない旨を答えた事による。(g)の項でも触れるが、このような会話が成り立ったこと自体、不思議な気がするし、貴重だと思う。【29】は料理の不味さ・職務が粗略であること（英人の幼女が躓き倒れ怪我をしたと非難している）に対する抗議である。当時ベッテルハイムの妻は身重であり、下女を雇いたい旨を要求しているが、この要求は受け入れられず、妻出産時も通常の公事拝が下遣として世話をしている【34】【35】。

(e) 英人に盗難の嫌疑をかけられる

一方で、異国人の滞在の初期には盗難事件等のトラブルも絶えなかった。公事拝や庖丁人に嫌疑が掛けられた事例が数件ある。

たとえばベッテルハイム滞留の初期、銀子紛失の際に「庖丁」の身分で寺に詰めていた、「むた金城」と「儀間」の二人が疑いを掛けられている（道光27年6月）【7、9】。

また、衣装盗難の嫌疑（同年7月）や銀の七（あいくち）紛失の際にも寺詰めの公事拝らが嫌疑を掛けられている【24】。

これらの盗難事件には誤解（盗難ではなく紛失）もあったようだが、銀子盗難一件では一年ほどして犯人が発見されている。【28】の史料によれば、犯人は庖丁人として派遣された公事拝自身ではなく、庖丁人付き「日雇」として出入りしていた手伝いの者たちだったようである。この事実は王府から派遣された公事拝らが自身の俸給の中から都合するなどして臨時に雇っていた下役が存在したことを示すものと思われる。

(f) その他、英人とのトラブル

ベッテルハイムの滞在初期には、盗難事件を別にしても、交代一件をめぐってトラブルの連続とも言える状況だった。こうした状況

が改善したのは、盗難事件一件が落ち着いた頃からではないかと思われる。

(g) 人間的な交流

【36】の記事については、以下に原文をあげる。

一今朝寺詰公事拝新垣にやより英人江、あや前乳いまた二出不申、生産之子乳吞方差支候ハ、才覚を以相給可申与相達候処、あや前乳も出候得共、只今乳吞せ候二不及段、為申由。(④330頁、1401号54番文書)

この文章を引用し、島尻克美は同文書解題で「琉球側下遣人である新垣にやとベッテルハイムとの間に口頭での意志の疎通がはかられていたことを窺わせる」と述べている⁽⁴⁵⁾。また、興味深いことに、同番文書には、別項で、ベッテルハイムが公事拝以外の琉球役人と折り合いが悪いので、琉球役人から安否尋ねがあったことを彼の妻にも伏せておくようにしたことが記録されている。

(h) 交代一件

公事拝・庖丁人と英人・仏人等のあいだで終始、最大の懸案になっていたのが彼ら下役の任期をめぐる問題であった。英人ベッテルハイムはたびたび彼等の任期を延ばすように要請している。

道光27年の「英人来着日記」には、通訳の唐人をとおして、英人ベッテルハイムの意向として、「公事拝」の任期を十日から三ヶ月交代に変更するようにと要求が出されたことが記録されている。これにたいして、王府側は「家職産業」に専念せざるをえない以上、三ヶ月勤務などはとても無理であると答えている。なお、このやりとり・交渉の中で、王府側からは十五日交代の案も一応提案されていたが、英人側は了承しなかった【18】。

なお、7年後(咸豊4年)の英人逗留日記には、薩摩役人からの問い合わせに対して、庖丁人は二十日交代、下遣は十五日交代であると答えた事実の記録があり【51】⁽⁴⁶⁾、翌年の仏人逗留日記でも、仏人と交渉の結果、

英人冒敦耳下遣の例に準じて、下遣として近隣村の若者を十五日交代で雇うことに落ち着いている【47】。

以上の史料の記述から考えて、勤務の期間を延長するように求める異国人宣教師の要求にたいして、百姓仕事等の家業に専念しなければならないので十日ほどで交代させたいという王府側の言い分には別の理由が伴っていたと考えられる。言うまでもなく、王府が彼ら琉球の下層役人が英人宣教師の布教の対象となることを恐れたのである。

異国人滞留の初期から、首里王府は寺詰めの下遣・庖丁人らが短期間のローテーションで勤務できるよう、公事拝からリストアップした候補者を順送りに勤務させていたことが複数の史料から明らかである(「先繰を以相詰させ」といった表現がしばしば見られる)。

尚、このローテーションの様態を具体的に示す表が【51】史料中に存在する。

以下に、同史料を引用しておきたい。

【51】

護国寺詰庖丁人并下遣之儀、別紙之人数相賦、其内より見合を以廻合相詰させ可申段、御仮屋方御届可被申上、左候而以後者別紙賦外より相詰候節御届相成候様可被相心得候。此段致問合候。以上。

三月十一日 喜屋武親雲上
宜野湾親雲上

覚	汀志良次村
	金城にや
	当蔵村
	与那覇にや
	汀志良次村
	宮城にや
	赤平村
	宮里にや
	町端村
	屋宜にや
	大中村

石川にや
 右、庖丁人
 赤田村
 百歳石川
 町端村
 かま照屋
 赤田村
 かま比嘉
 赤平村
 まつ城間
 上儀保村
 次ら新城
 桃原村
 三ら玉城
 金城村
 仁わう新里
 真和志村
 たる石川
 真和志村
 次ら石川
 汀志良次村
 仁わう嶋袋
 同村
 たる金城

右、下遣

右者、是迄相勤来候庖丁人并下遣共事役職
 申付為致寺 詰候而者本職之勤差支候付、
 以後之代合より者は迄之振合を以庖丁人者
 廿日、下遣共者兩人宛十五日代二而、右面々
 江相詰させ候様可仕事。

寅

三月

(補遺別巻、179頁、1516号112番文書)

この表によれば、庖丁人は1人ずつ20日交代、下遣は2人ずつ15日交代で勤務していることがわかる。

(i) 王府の意向を受けて行動する

【25】は公事拝らに対して拝礼禁止を命じた内容である。

【31】は国王即位に際して異国人に察知されないように、公事拝らにも守秘を命じた内容の文書である。

(j) 王府の待遇

【30】はフランス人付きの公事拝として派遣された座波にやが「家計の助・冬服用」の名目で借りたいと申し出た300貫文のうち、200貫文だけ与えたことを示す史料である。寺詰になったことに対する「心付」と、さらに公事拝頭に抜擢されたことにともなう「御扶持」、また寺詰めに伴う日用の「故実飯米」等、当時「寺詰公事拝」を拝命することは一時的にせよ経済的・金銭的に潤うことであったことが、この史料からは伺える。

(k) 薩摩への報告

異国人付き公事拝ら下層役人の微妙な立場について、薩摩役人も無関心でなかったことが【51】の文書にうかがえる。このような薩摩からの調査・確認が定期的にあったことが推察できる内容である。

【49】は光餅にまつわるエピソードである。冒敦耳が去った後、英人付きの庖丁人だった石川にやが在番奉行の所望に応じて光餅を焼く場面である。光餅は西洋風菓子として評定所文書に登場するが、現在のどの菓子を指すかは不明と思われる⁽⁴⁷⁾。薩摩役人の所望で光餅を焼く場面は、英人滞在中の咸豊4年の日記中にも記事が見える⁽⁴⁸⁾。

以上、英人ベッテルハイム関係記事を中心に、琉球に滞在した異国人と公事拝・庖丁人との関わりという視点から、テーマ別に分類し、簡単な解説を試みた。

彼ら公事拝ら下層役人の任務には、日常的な監視・観察や、王府からの問い合わせに応じた報告活動等も含まれていたが、追行人(おいゆきにん)としての任務を担った係通事や関番人等とはおのずから性格を異にしていたと考えられる。近世末の「異国船迎接体制」下で⁽⁴⁹⁾、異国人のもっとも身近にいて、彼

等の日常と接していた存在、それが公事拝であり、庖丁人・下遣として登場する一群の下層役人たちであった。

このことは、彼ら下層役人たちが、王府・薩摩・幕府といった既存の近世的秩序の末端にいて、英・仏・米など西欧列強との対立・せめぎあいの現場の先端に居合わせたことを意味している。しかも宣教師として滞在した英人・仏人との関係に限れば、下層役人たちは異国人と対立する側ではなく、時に王府と対立する異国人のかたわらにあって、彼らの要望・要求に従うことをとおして、ほどなく到来する世界秩序の更新を予感し、あるいはいち早くそれを目撃する立場に立っていたと言うことができる。彼らは王府の指示に従い任務を果たしただけだが、逗留する宣教師の背後に、植民地政策を事とする19世紀の帝国主義諸国の軍隊組織が控えていたことを考慮に入れば、宣教師らを無事帰国させることに貢献した彼ら下層役人の働きは、通事らとともに末端の「平和外交官」として記憶されなければならないものである。

その他の公事拝

評定所文書中には、異国人付きで活躍する「公事拝」の記事が多く、彼らの活動が際だっている。ただし、異国人関係以外の場面で登場する「公事拝」の姿も散見される。これらの事例数件を【表4】としてまとめた。その内容については前項でも触れたが、ここに史料を引用しておきたい。

【表4-1】

爰元詰首里・久米村通事懸共事、毎日宿一所々相揃事々致相談事候間、茶炭料被成下、且久米村通事共二者困窮之者二而持物等々差支候間、以前之通公事拝一人被召付度申出候間、申立通相達候而者何様可有之哉、被致吟味何分可被申越候。以上。

(④193頁、1398号124号文書)

【表4-3】

覚

御評定所公事拝
宮城にや
西之御殿公事拝おわは
にわう当山

右、此節私江相附八重山島江渡海被仰付候付、旅内二而茂公事拝頭并公事拝明合之節、旅之勤星御取持功重相成候ハ、被仰付被下度奉願候。此節宜様被仰上可被下儀奉頼候。以上。(⑥384頁、1498号77番文書)

【表4-1】は天久寺に逗留中のフランス人宣教師の動向を監視する久米村通事の荷物持ちとして派遣される「公事拝」の例である。

【表4-3】はロバート・バウン号事件の事後処理のために八重山に派遣される役人付きの「公事拝」の例である。八重山島に取り残された唐人等を護送するという重要な任務を帯びた御使者一行とともに八重山に渡った宮城・当山両人の公事拝は当分は帰帆できなかったことと思われる。

これらの異国人関連以外の史料にかいまみえる公事拝の姿は、彼らが本来果たしていた役割を考える上で重要であると思われる。

おわりに（課題として）

本稿で注目した、公事拝・庖丁人をはじめとする下層役人の社会的地位を解明する史料は限定的である。また、本稿で触れることができなかった種類の下層役人についても解明すべき課題は多いと言える。

また、近世琉球の下層役人の全体像を把握するためには、各間切の地方役人や離島先島の役人組織の問題を視野に入れなくてはならないことは、前述したとおりである。

本稿を準備するにあたって考えたことは、評定所文書など身近な史料を駆使して近世琉球の下層役人について一つの像が描けないかということであった。

当初の意気込みはいつか消え失せ、結果は前半部では官職制史料のパッチワークに終始した感があり、後半部では評定所文書の膨大な異国人関連史料の海から関連記事をザルですくい上げるような雑な分析に終始した。

ただし、個人的な感想を言えば、この無謀な挑戦はやりがいはあった。

いつかはベッテルハイムらが滞在した近世末期の琉球社会を公事拝ら下層役人の視点を基軸にすえて本格的に分析するという課題に再挑戦したいと考える。

最後に、以上の本文では触れなかったが、下遣など下層役人の任命と待遇を考えるうえで示唆的な内容の記事を紹介しておきたい。

【表3-1】

覚 嘉手苅筑登之重長

久米村惣横目之儀、去辰年奉訴、下遣兩人被召附、蘇鉄方仮作事並之勤功御取持被仰付候段、御張紙を以被仰渡置候処、右下遣之儀無飯ニ而毎日朝出晩詰難儀之勤故、当分之御取持ニ而者輕方ニ相心得、其上役名茂下遣与御印紙相濟候付左程冥加ニ不存、彼是以相いやかり毎度断ケ間敷、僅三ケ年之間四人致交代、到当分茂断之者罷在候得共、跡代願人罷居不申至極差支居申候。依之奉訴候者、惣横目勤前之儀専風俗取締向相携、殊更当時仏人・英人逗留ニ付而ハ段々訳ケ而被仰渡趣御座候付、方々江手配を以廻見、又ハ所々江詰居法外之者ハ則々捕付、向々江差出申事ニ而、いつれ下役相揃不申候而ハ、何分手を可附様不罷成候処、右通不進有之候付、勤向差支何様御故障筋之儀出来可申哉与甚心配仕居申事御座候間、件之次第御取訳を以何卒下遣共為御引勧、一往仕上世座御用聞同前之勤功御取持被仰付、役名も仮作事与被召改御印紙被成下度奉存候。左様御座候ハ、願之者進出、我々職務之詮相立可申候条、此等之趣何分ニも宜様被仰上可被下儀奉願候。以上。

(②580頁、1386号7号文書)

【同】

覚 運天筑登之

那覇惣横目下遣之儀今式人加増、且仕上世座御用聞同様之勤功御取持被仰付度旨、先達而奉願候処、御取揚無御座段被仰渡趣承知仕候。此上願申上候儀御都合之程も如何敷奉存候得共、最初ニ茂申上候通、惣横目勤向之儀以前ニ替御用多成来、就中仏朗西人・英人逗留ニ付而ハ、御取締向連々訳而被仰渡置趣茂御座候付、平常廻見之勤懸而毎日数ケ所江手配を以朝出晩詰ニ而諸締向折角差引仕事〔候〕処、那覇者会船所ニ而旅人其外田舎諸島之者共入込罷在、下知方茂届兼候付而ハ、下役共召列、無調法之者ハ則々其取扱不仕ハ不叶事候処、下遣兩人ニ而ハ数ケ所懸而之事ニ而中々手式及兼、適無調法者与見及候而も手を付涯々取扱難成、至而差支申候。且又下遣之儀、蘇鉄方仮作事並之御取持ニ而御座候処、前件通勤向以前ニ替殊之外繁雜成立、朝出晩詰ニ而家用茂差捨、甚難儀之体御座候故、右通之勤功御取持ニ而ハ輕筋相心得、且役名も下遣与唱候故相いやかり、毎度断ケ間敷、此間相勤候者も断申出候得共、勤功御取持猶重々方奉願候間隋分相勤候様申勤相勤させ候処、願筋御取持無御座形承、早速より兩人共断申出出勤不仕、跡代願人茂今以罷居不申、旁以職務之支相成至極心配仕事御座候間、件之次第被聞召分、何卒最初奉願候通下遣今兩人被召重、都合四人被仰付、左候而勤功之儀者仕上世座御用聞同様之御取持被仰付、且御位望之者年々兩人一階宛之御位被成下、役名茂仮作事与被召改候様被仰付被下度奉願候。左様御座候ハ、往々願人茂進立、我々勤向之詮も相立可申与此段奉訴事御座候条、幾重ニも可然様被仰上可被下儀奉願候。以上。

(②582頁、1386号8号文書)

長い引用になったが、二通とも道光26年の「訴訟写」中の史料である。これらはいずれも異国人逗留にともなって増加した任務にたいする保証（勤功）を王府に求めた訴え状であり、下層役人の肉声が伝わる記述内容となっている。前者は久米村惣横目、後者は那覇惣横目付きの「下遣」の身分にかんするものである。訴えの中身は、毎日朝から晩までの勤務にもかかわらず「無飯」（飯米等の支給がない）であり、誰も任官をいやがり、なり手がいないありさまである、下役がいなくては公務が滞るのだからと王府を脅しにかかっていると読める内容である。このような訴えの結果、「蘇鉄方仮佐事」並の待遇（勤功御取持）から「諸座諸御蔵仮手代並」の待遇に改められている。但し、那覇・久米村とも役名を挙げて要求した「仕上世座御用聞同前」の待遇条件は一応しりぞけられた格好になっている。前掲【表1】【表2】で確認すれば、「蘇鉄方仮佐事」「仕上世座用聞」とともに無給だったことはわかるが、星功の内容等も含めその待遇の差違が判然としない（ちなみに、「琉球藩官職制」では、「蘇鉄方仮佐事」「仕上世座用聞」とも「勤功ヲ積テ心附役ニ充ル」とされている）。

ここで注意すべき点がいくつかある。

- ①下遣の派遣が募集によっていた事実。
- ②下遣に任命される者自身が「下遣」という役名を名誉に思わなかった（左程冥加ニ不存）という記述。
- ③無給である仮佐事などの地位よりもさらに条件の悪い下遣の立場が存在した事実。

これらの点を総合して考えると、少なくとも「下代」「公事拝」等の役名・役職を覚え理解しただけでは解釈の及ばないあいまいな領域が存在するという認識にたどりつく。ときに「下賤之者」などとさげすまれた彼らの社会的地位との関連でも考察に値する課題であると思われる。

いずれにせよ、本稿で取り上げた公事拝ら

下層役人たちの職分は廃藩の過程で消滅し、新たな歴史過程に入ったことだけはたしかな事実である。先にあげた史料「旧琉球藩諸役署筆者以下ノ者へ授産資金恩賜其他ノ件」は明治17年1月19日付けで会計検査院へ通牒・受理されている。この史料中で評定所の公事拝ら「平民」の下層役人たちは、「無禄士族」とならんで「勤中役ノ者」の一人として、恩賜給金の対象として検討されている。結論は、「下代」「手代」等の「心附役」及び「公事拝ウハヽ」等の無給の者は対象とされるが、「公事拝」や「螺赤頭」「庖丁役」は「恩賜金給与ニ及ハサルモノトス」とされている⁽⁵⁰⁾。

〔註〕

- (1)社会構成史という言葉を使ったのは無論、安良城盛昭の日本封建制成立にかんする議論を意識している。また近世期琉球の身分制度については、田名真之・高良倉吉・渡口真清の著作を参照した。自身の浅学・怠慢・無能を棚にあげた不遜な言い方で恐縮だが、これら先学の知識を参照しても、私には近世琉球の「百姓」身分とは何だったかがまだ理解できていない。なぜ琉球には「士」と「農」しかないのか、琉球の奴隷制度はいつ終焉したのか、等の疑問が膨らむばかりである。無用な論理をふりまわすようだが、近世琉球の身分制度を解明することは、アジア的段階と近代化という人類史的な課題に答えることであり、同時に、現代の沖縄社会はなぜ米軍基地を自力で撤去できないのか、といった現在時の問いと深いところで交差する課題であると考えている。

- (2)琉球の官職制度全般についての、まとまった記述は意外に少ない。本稿では以下の研究書・辞典類を参照した。

真境名安興『沖縄一千年史』

渡口真清『近世の琉球』

中山盛茂『琉球史辞典』

喜舎場一隆「琉球藩」(『藩史大事典』)

これらの参考書によっても、私の理解は十分深まったとは言えない。むしろ旧慣期の調査資料の一節に次のような言葉を発見して立ち止まっている段階である。

「旧琉球藩ノ職制ハ今日文明国ニ於テ採用セル行政組織ノ方法ニ比シ錯雑混淆随テ各機関ノ権能及責務即チ権限判然タル分界アルニアラスシテーノ機関ニ於テ外交内務大蔵農商其他万般ノ事ヲ混同シ各事件ニ就キ一定ノ資格ヲ区分スル事無キヲ以テナリ故ニ一ノ奉行ニシテ外交問題ヲ処理スルカト思ヘハ一方ニ向テハ租税滞納者ヲ裁断スルモノアル等ノ如キハ珍シカラサル顕象ナリシト云フ」(『旧藩中租税徴収ニ関スル事項』『沖縄県史』第14巻資料編4収録)

このような見解がどのていど妥当するか、ただちに検証する手だてではない。いずれにせよ、近世琉球の官職制度の解明には、幕府組織や諸藩行政機構との比較を介して、いわば意味論的・構造的な分析手法が要求されると思われる。

- (3)「琉球国中山王府官制」(琉球大学図書館伊波普猷文庫)及び「中山官制」(沖縄県立図書館東恩納寛惇文庫)。伊波文庫の写本の奥付は康熙45(1706)年であり、東恩納文庫の写本には時代が下って同治5(1866)年の記載がある。東恩納本は「明治40年8月13日尚侯爵家本ニより写」と奥書があるので、尚家本によったことが確実である。伊波本については、題名が「琉球国中山王府官制」であり、戦前期の沖縄県立図書館の資料目録である『郷土資料目録』(昭和4年)に康熙45年の同名史料が版本と写本と二点存在することから、伊波本がこの写本によったこと、同史料が版行され広く利用されたことが推量される。伊波本と東恩納本では内容が異なり、伊波本にのみ官制の琉球名と漢名を対照させた表が記載されている。中山盛茂の『琉球史辞典』

にはこの「対照表」が転載されている。

- (4)『琉球産業制度史料』第10巻「古老集記類の二」(『近世地方経済史料』第10巻)
(5)『琉球王国法制史史料の基礎的研究』(豊見山和行研究代表、2001年)
(6)『沖縄県史料 首里王府仕置2』1989年
(7)喜舎場朝賢『東汀随筆』1980年。「第8回」「第9回」の内容が旧琉球藩の官職制度の記述である。
(8)「琉球藩雑記」(明治6年、『沖縄県史』第14巻)、「旧琉球藩諸役署筆者以下ノ者へ授産資金恩賜其他ノ件」(明治17年、『沖縄県史』第13巻)、「沖縄旧慣地方制度」(明治26年、『沖縄県史』第21巻)、「旧藩中租税徴収ニ関スル事項」(明治27年、『沖縄県史』第14巻)、「秩禄処分ヲ要スル事由」(明治32年、『沖縄県史』第13巻)等。
(9)この時期の史料のうち、⑧に分類した「旧慣制度調査資料」中には「琉球藩雑記」(明治6年)のように琉球処分以前の史料も含まれる。また『東汀随筆』は大正期の著作であり、旧慣期の史料ではない。「琉球藩官職制」の作成年は不明であるが、史料全体に片仮名が多く、廃藩以後の近代史料と考えることができる。本文でも指摘したが、「琉球藩官職制」と『東汀随筆』には記述内容・用語・表記に共通性があり、史料の系統性に興味をもたれる。たとえば公事拝等下層役人の記述で「小使ヲ勤ム」という説明・表記が共通する。また、これら二つの史料の記載には廃藩以後であることを示す特徴がある。たとえば「琉球藩官職制」には、王府官制の説明書きとして、括弧内に分かち書きで、「暫ラク旧藩ノ称呼ニ従フ」(太和)、「内地出張官員ナリ」(仮屋方)等の解説的な記述が見られる。「琉球藩官職制」の来歴・成立年代を考える上でヒントになるのが、沖縄県立沖縄図書館『郷土志料目録』(昭和4年)である。同目録の「法制・経済」の項に「琉球藩官

職部問答」(明治12年)、「琉球藩官職問答」(年代なし)、「琉球職制」(年代なし)等の史料名が確認できるからだ。ちなみに前出の同治期の史料である「職制秘覧」の名も同目録の同じ項に記載がある。これらの一群の史料(④⑤⑥等)は、琉球藩設置と琉球処分前後に、明治政府からの何らかの要請を受け、琉球側の当事者によって作成されたことが推察できる史料である。新政府当局による作成が明らかな⑧の各資料や近世末期の他史料と比較考量することで、琉球藩の内部からの調査報告としての性格をより鮮明に理解できると思われる。

- (10)『琉球王国評定所文書』補遺別巻(2002年1月31日発行)に「重要語句初出一覧」として官職名と官庁名を索引化した。
- (11)評定所文書、第6巻、400頁等。
- (12)『近世地方経済史料』第10巻、336頁
- (13)『沖縄県史』第21巻、770頁
- (14)沖縄歴史情報研究会「琉球関係文献検索システム」、2000年
- (15)評定所文書、第4巻、60頁。仲村渠にやは「甥かめ仲村渠盜取候蕃銭之内、得用を存四拾一枚致売支配、国中之盗品致取扱候」罰として「位取揚名護番所江式百日所払」の刑を受けている。
- (16)評定所文書、第9巻、1526号「年中各月日記」中、600、610、612頁
- (17)『沖縄県史』第21巻、40～89頁
- (18)『石垣市史叢書1 慶来慶田城由来記』他
- (19)宮里朝光は、『沖縄大百科事典』(沖縄タイムス社)の「倅者」の項で、<御倅者^{ミスガリ}><倅者^{カシムン}><こもの>の三通りの読みを挙げたうえで、「ともに疑問があり、読みは定まっていない」としている。
- (20)『琉球王国評定所文書』第1巻7頁他
- (21)評定所文書、第1巻、539、550頁、第13巻286頁他。1557号解題(里井洋一)参照。
- (22)評定所文書、第2巻、506、508頁、第5巻235、341頁、第8巻192頁、第9巻599頁、

第15巻242、254頁

- (23)評定所文書、第13巻、1553号文書他。
- (24)評定所文書、第12巻、119頁
- (25)下知役は「王府が疲弊した間切を再興するために派遣した役人」(『沖縄歴史・古文書用語解説』)である。公事拝等下層役人はこの下知役付きで各間切に派遣された訳であるが、人員の確保・派遣の様態等は不明である。真境名安興によれば下知役の常置は明治5年からである(『沖縄一千年史』)。『東汀随筆』に「諸間切下知役38人」「筆者38人」「合計137カ所」としているのはこの事実に対応していると思われる。
- (26)その他、特筆すべき事項に取納座公事拝出米の件がある。これは「沖縄旧日記書類字句註解書」に「取納座小使ノ儀以前ハ田舎村々ヨリ更代ニテ相勤居リシカ其通ニテハ段々差支ヲ生スルニヨリ其小使ハ常雇ニナシ其給料ヲ各村人頭ニ賦課ノ事ヲ云フ」と解説されている。咸豊元年の帳当座日記には、公事拝出米が米納では調え兼ねるので粟に繰り替えて上納したい旨の申し出があったこと(間切名等不詳)が記録されている(評定所文書第5巻435頁、1457号文書)。
- (27)前出の沖縄歴史情報の検索システムに拠る。この検索システムで評定所文書第1巻～第16巻までの内容が検索できる。検索の結果は下遣545件、公事拝186件、庖丁114件(庖丁は物品としての記事を除く)。ちなみに手代は21件、下代は19件である。
- (28)同辞典、宮里朝光執筆「公事拝」の項。宮里は意味を「首里王府の下級役人。小使」としている。他方、沖縄古文書研究会編の「沖縄歴史・古文書用語解説」(『沖縄文化』第22号)は「オヤダイリオガミ」「クジオガミ」の二つの読み方を示し、意味を「官職を拝命すること」としている。
- (29)池宮正治『琉球古語辞典混効験集の研究』(1995年)、外間守善『混効験集校本と研究』(1970年)を参照。

- (30)『伊波普猷全集』第4巻、224～232頁
- (31)外間守善は前掲書の「索引」で、伊波説を踏襲して、「原義は内裏に御奉公することであるが、転じて公事を意味する語として使われている」と解説している。
- (32)「沖縄旧記書類字句註解書」は「オハバ」の項で「年若キ小使ヲ云フ」としている。
- (33)「琉球藩官職制」が「オワバ」の表記で統一され、「職制秘覧」も「おはゝ」とする一方、「事寄」に「おす」「オハラ」、『東汀隨筆』に「オソバ」の表記が見られるなど、史料による相異が大きい。宮里朝光は『沖縄大百科事典』で「おそば公事^{ウソバ}拝」としているが、『混効験集』に「おわば」の項があり、「何事も本より外之事を申也」と本文で説明している。外間守善はこれを「未詳語」としているが、池宮正治は前掲の著書及び『沖縄ことばの散歩道』で本土語「うわば」との対応を断定・解説している。本稿では『混効験集』及び池宮説を踏まえ、「オワバ」を採用したい。
- (34)唐人や朝鮮人の漂着時に派遣された公事^{ウソバ}拝の記事が第1巻236、333、575頁、第13巻208、248頁に、座礁した英国船の救助の際に派遣された評定所公事^{ウソバ}拝の記事が第4巻1405文書(411、445、449頁)に、接貢船帰帆改めの際の派遣記事が第1巻444頁に、各記録されている。
- (35)評定所文書、第12巻、12、77、78頁
- (36)評定所文書、第6巻、21頁
- (37)評定所文書、第6巻、384頁
- (38)このほか、元旦・十五日の参社や馬揃等の行事の交通整理や警備にかり出された例(第15巻322、342頁)や、オランダ船来航に備えて作成された対応マニュアル(第14巻1573号)中の派遣人員表にも公事^{ウソバ}拝の名が見える。
- (39)評定所文書、第3巻98、99、264、357頁
- (40)評定所文書、第11巻、69、70頁
- (41)評定所文書、第12巻、351頁等。
- (42)前出の「沖縄歴史・古文書用語解説」は「心付役」を「王府蔵役人の総称。蔵役心付や欠補を受ける役得がある」と説明する。また、仲原善忠は「心附役」について以下のように述べる。[琉球の官制の中に「心付け役」と称する役があり、本来は無給の役人が、その勤労に対し若干の「心付け」を与えられたものであったのが、次第に「心付」が当然の役得となり最も収入の多いポストと化して来る。行政の墮落であり政治の無能を示している。](『仲原善忠全集』第1巻336頁)とかなり手厳しい。
- (43)前掲「旧琉球藩諸役署筆者以下ノ者へ授産資金恩賜其他ノ件」中の史料「旧琉球藩心附役」(『沖縄県史』第13巻108～125頁)、及び渡口真清「定役、旅役と心付役」参照。
- (44)『沖縄県史料首里王府仕置2』1989年
- (45)評定所文書、第4巻、304頁
- (46)薩摩役人、野元一郎・堀与左衛門からの問い合わせがあったのは、この文書の日付の一年半前、咸豊2年の9月である。翌年9月にも問い合わせがあり、同様に答えたことが記録されている。
- (47)ただし、「クンペン」とする説がある。『沖縄大百科事典』「クンペン」「琉球菓子」の項参照。
- (48)評定所文書、補遺別巻、238、239頁
- (49)「異国船迎接体制」は田名真之の造語。評定所文書第14巻、田名論文参照。
- (50)『沖縄県史』第13巻、111頁

トウダーブン

東道盆はどのように使われていたか

～家わけ文書・日記などにみる漆器の用途～

謝 敷 真起子
岡 本 亜 紀



写真1-2 朱漆山水人物箔絵東道盆(浦添市美術館所蔵)

はじめに

昭和52年に『琉球漆工藝』⁽¹⁾が出版されて以降、琉球漆器研究は塗膜分析や形態の分類など、主に製作技術面での研究が進んできた。これは、明確に琉球漆器であるという判断ができない作品が数多くあるため、まずは「琉球漆器」を判別する必要に迫られてのことである。

しかし一方でほとんど手がつけられていないのが、用途の分野であり、片手落ちというしかない。美術工芸作品が「用と美」を求められるものとしたら、用途・役割といった「用」の部分を無視して、漆器の全体的な理解はできないだろう。

たとえば今回取り上げる「東道盆」は、今まで“大切な客を接待するときに料理を盛る中国渡来の道具”という漠然とした説明しかされてこなかった。では大切な客とはどの程度の客なのか、どのような宴席に出されるのか、という詳細はなく、説明を受けた側はそれぞれのイメージでとらえるしかなかった。当然その理解には落差があっただろう。これ

では東道盆をきちんと理解できない。

そこで今回、家わけ文書や日記などから東道盆の使用に関連した記述を集め、近世琉球で東道盆がどのように用いられ、どのような役割を果たしていたのかを探りたい。それによって、琉球の漆器と社会との関わりが少しでも見えてくれば幸いである。

1. 「東道盆」とは何か

どのように使用されていたかを述べる前に、まずは東道盆自体について説明したい。

東道盆は先に書いたように、琉球で料理を盛る容器の一種を指す。漆塗りで、全体の形は円形・長方形・正方形・八角形など様々で、中に小皿が組み込まれた蓋付きの盆をいう。小皿も5枚・9枚など、盆の大きさによって数が違い、素材も石・陶磁器・漆器などがある。小皿それぞれにごちそうを盛って用いる、いわばオードブル皿のようなものである。(グラビア写真1-1、写真1-2)

中国渡来の形とされるが、中国ではこのような「幾枚かの皿を組子にしてひとつの形にする形式」⁽²⁾の容器を「さん攢ごう(攢)盆」「さんばん攢盤」とよんでいる。「攢」はあつまる・あつめるの意味、「盆」はふたもの・蓋のあるはちの意味であり、“小皿をあつめ納めた蓋付きのはち、または盤”ということだろう。

中国での形は円形・正方形などの他、葉型・牡丹花形、梅花形など様々である。形によって作品名が「八瓣盆」(八枚花びらの花形盆)などと付けられたりするが、ここでは通称と

して「攢盒」を用いたい。(写真2)

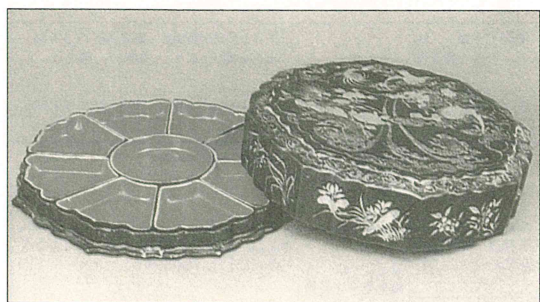


写真2 描金銀龍鳳八瓣盒(国立故宮博物院編『五千年遊眼福』所収)

東道盆の原型を“幾枚かの皿の組子を入れる盒”と考えたとき、攢盒がそれにあたると考えられる。しかし、東道盆には多く脚が付いており、攢盒にはそれが見られないことが、大きな違いとしてあげられる。この違いについては、また後ほど考えることとしたい。

攢盒は中国から、当然周辺国にも伝わったと考えられる。『朝鮮歳時記』には「九節板」として9枚皿が組子になった八角盆の写真が掲載されており、朝鮮半島でも同類の容器が用いられていることがわかる⁽³⁾。ただしこれにも脚は見られない。

2. 名称の用いられ方—攢盒と東道盆



図1 『八種畫譜』の攢盒

攢盒は「明時代の万暦年間(1573~1619)に始まったが、清時代になって康熙、乾隆の

両時期に最も多く製作された」⁽⁴⁾とされる。

例えば、図1⁽⁵⁾を見ると攢盒と思われる容器が描かれている。これは寛文12年(1672)京都で発刊された『八種畫譜』中に掲載されている絵で、もとは中国で万暦の末から天啓年間(1621~27)に出版された本を日本でまとめ翻刻したものである。この時代、中国では絵に描かれるほど攢盒が一般に認識されていたのであろう。

また「攢盒」の言葉も、乾隆57年(1792)刊の『紅樓夢』に「攢盒」の文字が出てくるところからも、この呼称が当時の中国で一般的に用いられていたことがわかる。そこには「回来吃酒的攢盒、可装上了?」(のちほどお酒をあがるときの破子はつめてあるのでしょうか?)などと使われ、酒の肴入れとしての攢盒の役割がうかがえる⁽⁶⁾。

ここで問題となるのが、琉球での呼び方「東道盆」である。『東道』とは『東道の主』の略で、主人として客の世話をするもの、主人公の意である。この意から発して、琉球では客に献げ或は饗するための、中皿に小皿を幾枚か配し高い蓋をかぶせた脚付盆を『東道盆』と呼んだ⁽⁷⁾とされているが、ではいつ頃、なぜ琉球でこの「東道盆」という呼称が用いられるようになったのだろうか。琉球と中国の関係から、当然「攢盒」の名称も知っていたはずである。

ここで、琉球の家わけ文書や日記などから「東道盆」「攢盒」を拾い出し作成した、表1をみてもらいたい。

もっとも古い記録と思われるのが、『通航一覧』にみられる正徳4年(1714)の献上品「丸とんたふ一對・とんたふ一對」である。18世紀初めにはすでに東道盆の名称で呼ばれていたことがわかる。ちなみに、鹿児島にも琉球製と考えられる東道盆が渡っており、「トンダフ」と呼ばれているらしい⁽⁸⁾。琉球での発音は、表1-31・32番伊江親方々日記の「とんたあ盆」の表記から、現在の「トゥ

表 1

	表記	文 献 名		年代 1	年代 2	記 事	内 容	目 的
1	とんたふ	通航一覽 巻10	125	1714年	康熙53年	かねの火鉢一對 手巻二軸 縮緬五十端 練芭蕉布同 青貝唐卓一 丸とんたふ一對 薄屏風一雙 泡盛酒三壺、	丸とんたふ	献上品／將軍家継慶賀・謝恩の江戸上り時。中山王(尚敬王)より、一位様へ(謝恩)
2	とんたふ					寿山石之人形鉢 縮緬三十卷 芭蕉布三十端 青貝文臺 一 とんたふ一對 泡盛酒二壺		献上品／將軍家継慶賀・謝恩の江戸上り時。中山王(尚敬王)より、月光院様へ(謝恩)
3	東道盆 トンダウボン	琉球漆器考		1748年	乾隆13年	寛延元年製 青貝摺東道盆 トンダウボン	螺鈿加飾、方形、山水人物様開図。台付。台端牡丹？唐草文	(東道盆の図面のみ)
4	東道盆	那覇市史 資 1-7 首里系・向氏家譜(嘉味田家)	320	1761年	乾隆26年	又献唐御茶一場呂々(色カ)花毬毬三枚東道盆一組(唐風御菓子甘美物入)唐御重一組(同上)焼酎二壺	東道盆一組(唐風御菓子甘美物入)	献上品／鹿児島上国ノ御屋敷の鶴之間朝見の時。太守公、島津重豪へ
5						又蒙 大守公召入磯御屋敷在鶴之間朝親恭献堆錦御見臺一東道盆一組(唐風御菓子甘美物入)		
6	東道盆	中山世譜 巻10	156	1782年	乾隆47年	賜御茶・菓品・團子・東道盆・猪肉等物。奉看花砲。及諸般技藝。		進貢時、中国皇帝より中正殿にて賜る(耳目官：毛廷棟、正議大夫：蔡世昌)
7	東道盆		158	1784年	乾隆49年	賜滿州御茶・菓品・東道盆・團子等物。賞看相撲・烟花諸藝。		進貢時、中国皇帝より山高水長にて賜る(耳目官：向獻、正議大夫：毛景裕)
8			158			賜滿州御茶・東道盆・團子。賞看諸藝・烟花。		
9	東道盆		160	1786年	乾隆51年	賜團子・諸色餅餅・東道盆。賞看盤扛・相撲・烟火。其外諸藝。		進貢時、中国皇帝より山高水長にて賜る(耳目官：翁秉義、正議大夫：阮廷寶等)
10			160			別賜團子・諸色餅餅・東道盆・綿羊肉。		
11			161			賜滿州御茶・團子・諸色餅餅・東道盆。賞看諸藝。		
12	撲盆	中山世譜 巻10	163	1788年	乾隆53年(55年?)	各退就座。賞看相撲・烟火諸藝。仍賜各使者。撲盆一具。及餅餅・菓子・甘物・糖圓。	撲盆 一具	進貢・謝天恩時、中国皇帝より賜る(紫巾官：向處中、正議大夫：鄭永功等)
13	撲盆	那覇市史 資 1-6 久米村系・鄭氏家譜(宮城家)15世 鄭得功(永功)	641	1789年	乾隆54年己酉12月21日～乾隆55年庚戌正月	十四日召入山高水長殿御前賜坐每人各賜菓盒(即撲盆也)併賜湯具且頒賜克食餅餅焼肉賞看百戯歌舞燈架烟火 十五日清早召入正大光明殿賜坐賜茶賜酒賜賞賞看百戯烟火 本日午後召入山高水長殿坐每人各賜菓盒湯具且頒賜克食餅餅焼肉賞看百戯歌舞燈架烟火且燈舞	菓盒(即撲盆也)	進貢・謝恩時、中国皇帝より山高水長殿にて賜る(皇上萬壽八十歳元旦朝賀)
14	撲盆	中山世譜 巻10	167	1790年	乾隆55年	賜撲盆各一具。元宵並鹿肉各一盤。並看烟火。	撲盆各一具	進貢時、中国皇帝より山高水長殿にて賜る(耳目官：馬繼漢、正議大夫：陳天龍等)
15			167			賜撲盆各一具。元宵並鹿肉各一盤。看諸藝烟火。	撲盆各一具	
16			167			諸官及諸國使者。一同頒賜撲盆各一具。元宵並鹿肉各一盤。看諸藝烟火。	撲盆(撲盆か?)各一具	
17	撲盆	通航一覽 巻23	273	1808年	嘉慶13年	済て右人数同心にて辨之燬江差越し、撲盆并右持参之提食籠致馳走、		冊封使接待／王府役人による／9月3日、冊封使・正副使(斎藤、費錫章)の弁之歳見物時、撲盆と提食籠で運ってきた料理を出す
18	撲盆		273			右人数同心にて末吉杜檀江差越、撲盆并右持参之提食籠馳走致し、		冊封使接待／王府役人による／9月6日、冊封使・正副使の末吉杜檀見物時、撲盆と提食籠で運ってきた料理を出す
19	撲盆		273			為重陽宴、兩勅使被申入、此時城近有之候堀にて爬舟漕ぎ候付、(略)茶并撲盆馳走爬龍舟見物相済、國王先達而城工師罷被待居、追付兩勅使被差出候付、禮儀并料理馳走方、都て仲秋宴同斷、躍等見物有之、		重陽宴(第四宴)／9月9日、国王同席で冊封使・正副使が龍輦で爬龍舟漕見物時、茶と撲盆が出される。そのあと城内で、仲秋宴(第三宴)と同様、躍りと料理によるもてなし
20	撲盆		274			兩勅使暇乞有之候付、先例之通眞和志殿江國王先達而被差越、兩勅使被申入、撲盆差出送酌有之、		拜辞宴(第六宴)／9月22日、冊封使・正副使が暇乞のため城にきた折、(国王同席で)仲秋宴同様、料理と躍りでもてなし。そのあと眞和志殿での小宴にて撲盆が出された
21			274			附(略)副將以下馳走方、仲秋宴同斷、且被罷帰候副、副將参將彈壓官者、客屋江申入先例之通、攝政相伴にて撲盆差出送酌有之、千綱把綱江者安國寺江申入、紫金大夫相伴にて、右同斷送酌有之、		冊封使・正副使以下の従人へも客屋、安國寺にて撲盆が出された
22	東道盆	中山世譜 巻11	202	1810年	嘉慶15年	賞賜克食・猪肉・菓子各色・東道盆・滿州御茶・茶膏等件。		進貢時、同樂殿にて賜る(耳目官：向國柱、正議大夫：蔡肇業等)
23	東道盆		202			賞賜克食・羊肉・菓子各色・東道盆・御茶等件。		
24	東道盆	沖縄県史 資 7 伊江親方日々記	301	1811年	嘉慶16年	晩ハ手引ノ一料理、間之吸物・取肴・東道盆差出候事、		接客／2月28日、幸地親方が(先島?へ)帰帆前ということで、その家族とともども私宅に招いた時に出した
25	東道盆		326			躍師匠始惣人数江も焼酎・砵一ツ・東道盆一組まてう汁業相付致馳走候事、		接客／10月15日、下屋敷へ月港長老と越溪長老を招き、躍見物時、躍師匠始め踊っている人々へ出す

26	東道盆	中山世譜 巻11	205	1812年	嘉慶17年	賞看跌打・相撲・烟火諸藝。賞賜元宵・東道盆。		進貢時、中国皇帝より賜る(耳目官・向謹。正議大夫・毛廷器等)
27	東道盆		205			并賞看跌打・相撲・烟火・歌舞及諸藝。賞賜元宵・東道盆。		
28	東道盆		205			又蒙古山高水長殿。賞看跌打・相撲・烟火及諸藝。且賞賜元宵・東道盆。		
29	東道盆		205			又蒙古召入該殿。賞看跌打・相撲・烟火及諸藝。賞賜元宵・東道盆・綿羊肉。		
30	東道盆	沖縄県史 資-7 伊江親方日々記	375	1813年	嘉慶18年	東道盆二取肴色々盛合出候事、	取肴	接客／7月24日、息子の送ってくれた新蕎麦一俵から蕎麦切を上々様へ差上げ、残りを囲碁の招待客へふるまった際一緒に出す
31	とんたあ盆		406 / 407			吸物・とんたあ盆桜酒上、晩者和さうめん小皿小梅相付、再進二而御馳走いたし候事、		接客／10月30日、息子朝安が和から大菊梅の作花を持帰ったので、首里の寺々の住職ら招いて見せた際出す
32	とんたあ盆		437	1815年	嘉慶20年	昼間まんてう、晩真黍・粥・間の吸物三ツ、とんたあ盆二甘物・取肴・玉氷寒盛合、白酒共出緩々御馳走いたし候事、	甘物・取肴・玉氷寒	接客／6月15日、暑さ凌ぎに物見へ晝を敷き、首里の寺々の住職らを招いて断などした際出す
33	東道盆		453	1816年	嘉慶21年	吸物・焼酎共出、東道盆二取肴盛合出し、昼間ほうへ、晩ハ粥・小平・和物共相付御馳走いたし候事、	取肴	接客／3月3日、住職らを招いて囲碁、断などした際出す
34	東道盆		456 / 457			焼酎・肴・東道盆出、間の吸物四ツ、昼間まんてう、はん四ツ組之休共御馳走いたし候事、		接客／3月29日、住職らを招いて囲碁、断などした際出す
35	東道盆		459			焼酎・肴・東道盆出、吸物四ツ、昼間まんてう、晩四ツ組之夜食御馳走いたし候事、		接客／4月19日、住職らを招いて囲碁、断などした際出す
36	東道盆	那覇市史 資1-9 日記(下)玉城親雲上	8 / 9	1829年	道光9年	東道盆 一さくら鯛 一焼し、一小ネビ 一たまり焼いか 一水砂糖・砂糖漬冬瓜 一花くらけ 一貫花生 一川茸 一ふき 酢いり	1さくら鯛、2焼し、3小ネビ、4たまり焼いか、5水砂糖・砂糖漬冬瓜、6花くらけ、7貫花生、8川茸、9酢いりのふき(9皿)	那覇里主による接待／3月3日、在番奉行へ上巳の祝儀の使いに伴った折、垣花馬場での馬寄見物の奉行、摂政、三司官家、(表御人数?)への献立
37	東道盆					右二付、御座へ東道盆二ツ鉢一西瓜、足軽小姓座工東道盆一ツ鉢一西瓜、御夜食お茶漬致御馳走候事		那覇里主による接待／6月30日、綱挽見物する在番奉行(2つ)、足軽小姓(1つ)へ出した。唐物方奉行へは御物城(岸本親雲上)が接待
38	東道盆	評定所文書 2 案書(一三四一)「七十一」	95	1845年	道光25年	一西洋焼丁子風呂 一同東道盆一通 一同長皿十 (後略)	(西洋焼)東道盆	進上物／薩摩(太守様)へ救済金拝領の御礼のため
39	東道盆	評定所文書 2 案書(一三四一)「七十八」御返答	100			少将様工 一唐焼御花入 一同 一西洋焼肴鉢十 右同 一同鍋一 汁貝十・貝置十 添 右同 一石之東道盆一通	石之東道盆(中国輸入品?)	御内証進上・進覧物 予定の品／薩摩(少将様)へ故中城王子の上官免除に対して。唐説えで予定していた進上物・進覧物が唐船が帰国せず、帰次次第その後の上官の折り差上げる
40	東道盆	評定所文書 2 案書(一三四一)「八十」御返答	102			色々御扇子十本 一西洋焼東道盆一通 一石之三重香合 一組 香餅入付 一玉掛床一 一磨板一本 一錦一本	西洋焼東道盆	御内証進上物／薩摩(少将様)へ義村王子上官時
41	東道盆	評定所文書 2 案書(一三四一)「八十一」	103			一御掛物一幅 瑞図之字 一石之人形一体 関羽 一沈金御料紙硯箱一通 一象牙作花箱 一西洋焼肴鉢十 一同大碗十 一石之東道盆一通 一同茶皿十 一扇子形藤盆十 一青貝御食籠一組 (後略)	石之東道盆	御内証進上物／薩摩(太守様)へ故中城王子の上官免除に対して。義村王子上官時
42	東道盆	評定所文書 2 案書(一三四一)「八十」御返答	103			一御掛物一幅 瑞図之字 一唐焼御花入 一石之人形一体 趙雲 一沈金御料紙硯箱一通 一鏡硯屏一 一西洋焼肴鉢十 一同鍋一 汁貝十・貝置十 添 一石之東道盆一通 一扇子形藤盆十 一青貝御食籠一組 (後略)	石之東道盆	御内証進上物／薩摩(少将様)へ故中城王子の上官免除に対して。義村王子上官時
43	東道盆	評定所文書 4 申秋走進貢船両艘仕出(一四〇六号)	358	1848年 (咸豊4年)	道光28年 (咸豊4年)	一真塗青貝角形東道盆老通、皿拾五、拾分銀調。 但、皿両目五百八拾三匁五分。 一朱塗堆錦丸形同老通、皿九、右同。 但、右同三百九拾六匁五分。	1:真塗青貝角形東道盆、皿15枚(銀製) 2:朱塗堆錦丸形東道盆、皿9枚(銀製)	献上物／中国・清の威光により琉球逗留の仏人・英人を退去させることができた場合の謝恩予定の献上物として準備。実際は咸豊4年(1854)謝恩時献上
44	東道盆	琉球漆器考		1848年	道光28年	嘉永元年製丸形東道盆 内裏、掛子、真塗外朱塗二堆錦	朱塗堆錦丸形東道盆:掛子は黒漆	(上記の東道盆の図面か?)
45	東道盆	那覇市史 資1-9 日記上下 御物城高里親雲上(福地家6世唯紀)	188	1853年	咸豊3年	東道盆 一五品 一五品	5皿のものを2組?	接待／2月1日、川上式部他(薩摩役人・守衛方)が聖廟祭見物した後、唯紀家宅で出した。
46	東道盆		203 / 204			御奉行様も東道盆老通鉢三ツ諸白老瓶御持参有之候事		9月19日 奉行一行が垣花越来の平良筑登之親雲上宅へ行った際、弁当を各々持参して皆で食べた。奉行より持参提供されたもの

47	東道盆	評定所文書 9 年中各月日記 (一五二六号)	549	1855年	咸豊5年	覚 一洪馬子一箱 一石之東道盆一通 一紺地烏組上布三端 一紺烏組上布三端 一紬三端烏白 一白羅一本	石之東道盆	贈答ノ大里王子・座喜味親方・池城親方・幸地親方の連名で、薩摩役人川上式部殿へ用を頼むため、前もって御願之側宜野湾親雲上より差上げた品
48	東道盆	評定所文書 12 年中各月日記 (帳当座) (一五四一)「三百四十三」	233	1856年	咸豊6年	外 東道盆壹通 右御注文被仰渡唐参着早速より店々致探索、外書東道盆者買調本行之分者不有候付、	東道盆 (中国輸入品)	献上品? / 中国にて、注文品のうちの東道盆は探し買い調えた。(布や焼物などは中国商人へも頼み探したが買調えられなかった)
49	東道盆	評定所文書 13 従大和下状 (一五五七号)「二百廿一」	491	1857年	咸豊7年	一御太刀一腰 一御馬代金一枚 一大官香十把 一紗綾十巻紅白 一綿細十巻紅白 一石之東道盆一通 一紬十反烏白 一組上布十反烏白 一綿子十把 一太平布十疋 一焼酎五盞	石之東道盆	進上物予定ノ薩摩 (幸様) へ中山王より来年夏に御祝儀進上物として
50	東道盆	那覇市史 資1-9 島津帯刀様御飯屋守日記ノ泉崎村 高里筑登之親雲上 (福地家唯延7世) 御飯屋守	301	1859年	咸豊8年	一東道盆壹通 五ツ入 一八寸重三ツ 烏いりき 田いも田楽 差味 一焼酎一瓶 老沸	5皿 (5種の料理?)	献上品ノ12月1日に在番奉行市来次十郎の御飯屋守を命じられ、12月6日暇乞 (留守をする) のあいさつ時に嶋津帯刀へ持参。御用達、役人らへは重箱と焼酎だけ
51	東道盆	那覇市史 資1-9 御飯屋守日記ノ高里筑登之親雲上 (福地家唯延7世) 在番奉行市来次十郎の御飯屋守	316	1860年	咸豊10年	一東道盆壹通 五皿之等 一井式ツ 八寸重二入 一焼酎老瓶 老沸	5皿	献上品ノ焼酎の結婚祝に奉行へ持っていき差上げた。役人以下は重箱2つと焼酎
52	東道盆		317			一東道盆壹通 五皿 一井式ツ 八寸重二入付 但田いも田楽并差味ニ而候也 一焼酎老瓶 老沸	5皿	献上品ノ12月6日甥の高里筑登之が、役を得た祝いとして奉行へ差上げた。役人以下皆へは、重箱2つと焼酎1
53	横盆	元治元年 支那册封使来琉諸記		1866年	同治5年			冊封使接待ノNo19~21の1808年と接待内容は同じ。(様式化されていたと考えられる) 弁之嶽、末吉社権見物は雨天取止で横盆準備の事は記されていない (正使: 趙清、副使: 干光甲)
54	東道盆	那覇市史 資1-9 日記 福地家唯延7世 (礼政那覇城主取)	119 120	1866年	同治6年	尤御馳走方者御茶菓子ニ献問之吸物二ツ五ツ組之御本二大平相付、後菓子赤飯焼酒一ツ付三ツ東道盆壹ツ茶請鉢壹ツ差出候事		家の宴席ノ正月12日、母の73の祝いに女客を招いた際、茶請鉢とともに酒のさかなとして出した
55	東道盆	評定所文書 16 案書 (一六八八号)「百四十四」	207	1869年	同治8年	一大官香四拾把 一石之東道盆一通 一紺紗綾十端 一白紗綾十端 一白綿細二十端 一輪子二十端	石之東道盆 (中国輸入品?)	進上物予定ノ進上物予定の内、調え不足があり、来年夏まで繰り延べたい用件の品々。その内、米の上納を容赦された事の国王より御礼予定の品
56	東道盆	那覇市史 資1-9 日記 福地家唯延7世 (役?)	126 127	1871年	同治10年	右読経之勤相済、僧侶衆江御馳走 一きんへ 一丸豆ふ 一酒ふ 一黄大根 一つみいり昆若	きんへ、丸豆ふ、酒ふ、黄大根、つみいり昆若 (5皿)	家の法要ノ9月21日 祖母と弟 (唯全) の33回忌の時、僧侶への御馳走として出した。ただし客へは本膳が出される。(僧侶へもか?)
57	東道盆	那覇市史 資1-9 日記 (上) 高里親雲上ノ高里親雲上 (福地家7世唯延) 御物城	373	1872年	同治11年	左候而東道盆式西瓜鉢式ツ (中略) 一同時小姓座江東道盆壹ツ差出候事		接待ノ6月8日、綱挽見物の奉行らの枝敷 (2ツ)、小姓ら (1ツ) へ出す
58	東道盆		385			申八月十五夜御奉行様御役ノ衆於沖寺月見御参会之時 御献立 (中略) 東道盆> はないか 焼し、かすていら焼 天洞たい 柴木之子	はないか、焼し、かすていら焼、天洞たい、柴木之子 (5皿)	接待ノ8月15日、奉行らの沖寺での月見会に出した。(小姓座へはなし)
59	東道盆		402	1873年	同治12年	里主私模合於善興寺御断し候、尤御馳走方者東道盆壹ツ鉢壹ツ御吸物式ツ并式ツ輕き御休め等差上候事		接待ノ3月19日、里主と金を出し合い伊地知、堀江朝官らの善興寺での夜御断に出した。(小姓座へはなし)
60	東道盆	那覇市史 資1-9 日記 (下) 高里親雲上 (福地家唯延7世 御物城)	408			東道盆式通 一あけしらす 大あひ 樺焼うなき 溜り焼いか 柴木之子 一焼し、樺焼うなき かすていら焼 あけしらす 酒麴ノ鉢式通 西瓜ノ小姓座江 東道盆小 酒麴 あけしらす かすていら焼 焼し、茶□牛房	盆1: あけしらす・大あひ・樺焼うなき・溜り焼いか・柴木之子 (5皿) 盆2: 焼し・樺焼うなき・かすていら焼・あけしらす・酒麴 (5皿) 盆小: 酒麴・あけしらす・かすていら焼・焼し・茶□牛房 (5皿)	接待ノ6月12日、里主と金を出し合い、綱挽見物の奉行ら (2ツ) の枝敷、小姓座 (1ツ) へ出した
61	東道盆		411 412			閏八月十五日夜御奉行様御役ノ衆於東禅寺月見御参会之時 (中略) 東道盆> 花いか 焼し、かすていら焼 天洞たい 柴木之子	花いか・焼し、かすていら焼、天洞たい・柴木之子 (5皿)	接待ノ8月15日、奉行らの東禅寺での月見会に出した
62	東道盆		414 415			左之通御馳走仕、(中略) 東道盆 一かすていら焼 花いか 焼し、樺焼うなき 木之子	かすていら焼、花いか・焼し・樺焼うなき・木之子 (5皿)	接待ノ9月18日 奉行らが管天間ノ詣で参りに行った折、牧志村の嘉数筑登之親雲上宅にてもてなした際出した
63	東道盆		417			一同時御膳部左之通 (中略) 東道盆 一花いか 一かすていら焼 一春巻半へん 一赤山芋 一桜たい	花いか・かすていら焼・春巻半へん・赤山芋・桜たい (5皿)	接待ノ11月19日 奉行らを嘉数はんたでの接待の代わりに東禅寺で行った際、出した

* この表は、前記史料により作成。年代順に並べた。63ページを参照。

* 史料記事は、その各史料表記に添った。部分的に > / () 等記号をつけた。

ンダーブン」に近いと思われる。

最初に琉球の史料に漢字表記の「東道盆」の文字が出てくるのが、向姓嘉味田家の家譜(表1-4番)で、乾隆26年(1761)、薩摩上国の際大守公に「東道盆一組唐風御菓子甘美物入」を献上した記事がある⁽⁹⁾。

さらに『中山世譜』(以下『世譜』)と述べる乾隆47年(1782)の記録(表1-6番)、

又蒙召入中正殿。在御前。賜御茶・菓子・團子・東道盆・猪肉等物。

が続く。これは尚穆王代の記録であるが、この後にも東道盆が出てくる。これらは中国での琉球の使者に対するもてなしの記述として出てくるが、興味深いことに、表1-12・14・15番の中国でのもてなしには、「攢盆」で記述されているのである。しかも尚灝王代嘉慶15年(1810)以降『世譜』には再び「東道盆」で記されている。

このことがおこった理由としていくつか考えてみると、

- ア) 中国にも「東道盆」と呼ばれる物があり、「攢盆」とは区別されていた。
- イ) 中国では「攢盆」と「東道盆」は区別されずに用いられており、琉球側もそれにならった。
- ウ) 「東道盆」は琉球での造語であるが、『世譜』の元となった記録の記述者、または『世譜』の編集者によって、両方の言葉が混じって使われた。

などが挙げられる。

「東道」自体は中国の言葉であるので、「東道盆」という器物や言葉が中国で用いられていた可能性はある。ただ今回はそれを確認するには至らなかった。今後、中国側の史料などで「東道盆」という言葉が出てくるかが、琉球の東道盆の名称成立を判断することになる。これは今後の課題としたい。

表から見てもわかるように、琉球で主に用いられているのは「東道盆」である。これは評定所文書のような公文書や、私的な日記も変わりなく、比べて「攢盆」の使用は少ない。

しかし全く無いわけではなく、表1-13番久米系鄭氏(宮城家)の家譜に、

十四日召入山高水長殿御前賜坐每人各賜菓盒(即攢盆也)

という記述が出てくる。これは乾隆54年(1789)に中国へ派遣された鄭得功の、翌55年正月14日の宴席での記録である。即ち～なり、とあるので、琉球でも攢盆で通用していることがわかる。

なお、表1-17~21・53番では「攢盆」の表記となっているが、攢盆と同義であると考えられる。

中国製を攢盆、琉球製を東道盆と使い分けていた可能性も考えられるが、「年中各月日記」表1-48番に、中国で注文の品を探したという記録中に「東道盆」とあるので、名称を区別していたかどうかは疑問である。

またこの記録からみると、東道盆は琉球で作るだけでなく、中国から購入して用いていたということになり、文書に記された東道盆や攢盆は、琉球製か中国製かはわからない。ここでは製作地は問わず、東道盆という様式の食具について話を進めたい。

3. 東道盆の使用状況

では次に、東道盆が琉球国内でいったいどのように用いられていたのかをみてみよう。献上品としての使用は次の章で取り上げるとして、実際にごちそうを盛って使われた事例を、使用状況・目的から分けると、次の4つになる。

ア) 王府公式の宴席

イ) 王府役人による接待

ウ) 家の宴席

エ) 個人の接待

まずア)の例を見てみると、これは4件あり、表1-19~21番『通航一覧』と53番『元治元年 支那冊封使来琉諸記』の重陽宴での使用である。

琉球滞在中に冊封使をもてなす公式の宴は7回あり、その中の一つが重陽宴である。旧9月9日に(もしくは日をずらして)催されるもので、首里城下の龍潭池で爬龍船競漕を行なった。攢盆が用いられたのは、その池の側の棧敷席である。

(前略) 兩勅使被差出候付國王棧敷階下ニテ被相迎座敷へ被申入互ニ一跪三叩頭ノ禮儀畢テ茶並攢盆馳走爬龍舟見物相濟國王先達テ城へ(中略) 料理馳走方躍見物等モ是又仲秋宴同断(後略)⁽¹⁰⁾

爬龍船競漕見物の後は、城で更なる料理でもてなし踊見物という宴会が行なわれている。仲秋の宴と同じ、とあるがそこでの料理には攢盆の文字は見当たらず、嘉慶13年(1808)の記録『通航一覧』などの“献立並卓之圖”を見ても、5段20碗の料理にスープ・デザート等である⁽¹¹⁾。このことから攢盆が、公式の宴の中でも、屋外や、儀礼的な宴席ではなく棧敷席という、くだけた場での使用がなされているということがわかる。

次にイ)の例を見てみよう。これは、王府の役人が冊封使や薩摩の在番奉行らへ、接待または献上で用いた仕事がらみのものである。

薩摩役人の綱引見物など、行事化したものをア)の公式の宴席と捉えることもできるが、儀礼の意味が弱いと考え、ここでは接待に含めた。公式の宴“拝辞の宴”の本宴後の小宴に出された攢盆も同様である(表1-20・21番)。

イ) の例としては、

・ 冊封使の弁之嶽・末吉社檀見物

(表1-17・18番)

・ 薩摩役人の綱引見物(表1-37・57・60番)

・ 〳 馬寄見物(表1-36番)

・ 〳 聖廟・普天間宮参りの帰りに琉球役人宅で(表1-45・62番)

・ 〳 月見会(表1-58番)

などが挙げられる。いずれも、どこかへ出かけた場所、もしくはその帰りなどで出されている。たとえば表1-36番垣花馬場での馬寄見物の献立は次の通りである。ただし、料理名ははぶいた(以下の献立も同じ)。

御献立

硯ふた(2枚)

鉢

御吸物

椀

中皿

長硯ふた

東道盆

井(2口)

鉢

間之御吸物

椀

大平

小茶碗

中皿

大和横目御兵具当持参

菓子

御本

小平

除小豆

御茶飯

長皿

御居付

筭寒

御菓子

ただし、薩摩役人の接待では、こうした外出の際よく使用されるのが硯蓋や提重・重箱・弁当などで、東道盆が用いられるのはそのう

ちの一部である⁽¹²⁾。

では逆に、座敷での接待とはどんなものであったのだろう。嘉慶13年(1808)2月14日伊江家に在番奉行を招いたの日の、伊江親方の日記によると、次のとおりである。

(前略)

一庭御見物直ニ後之座ニ御通被成候付、御持せ披

御吸物五計差上、御料理本膳四ツ組

御二式ツ組・御盛合菓子一ツ・間之御

吸物・御取肴等、膳部之通差上候事、

(後略)

ここでは御膳での供応であり、東道盆の名は見えない。

また、咸豊2年(1852)2月25日御物城による「御奉行様御役々衆初而夜御嘶招請之時」の献立は、次のようになっている⁽¹⁴⁾。

御献立

御盃立

御肴立

御吸物

御塩煮

御差味 猪口

御小茶碗

御本

御皿 御汁

御小皿

御糸目 御飯

御手引

大平

御菓子

間之御吸物

椀 中皿

茶碗蒸 小平

猪口

長皿

笋寒 大平

椀

硯蓋(2枚)

長盆(2枚)

井(3口)

鉢 猪口

御夜食

中皿

椀

猪口

焼酎盆

この例や、他の“夜御嘶招請之時”でも、膳や硯蓋は用いているが、東道盆の名称は見られない。上記2例は薩摩役人の接待であるため、日本的なもてなしを行ったと考えられる。従って、中国的な容器である東道盆は用いなかったとも考えられる。

しかし、ア)の例ともあわせて考えると、公的な場やある程度本格的なもてなしには、東道盆は用いられていなかったのであろう。

綱引見物などの場合は、棧敷で見物しながらの飲食であるから、格式張ったもてなしとはならない。また遠方に料理や食器を運ぶ手間を考えると、一つの容器で幾種類ものごちそうを盛れて、なおかつ豪華に見える東道盆は、どちらかというと実用的な食具だったのではなかろうか。

しかし、東道盆が実用のみで用いられていたのかというと、そうともいえない。

表1-50番の暇乞いや、51番の嫡子結婚祝い、52番甥が役を得た祝いに奉行へ献上した例をみると、この時献上されたのは、東道盆・井または重箱・焼酎である。しかし東道盆が献上されたのは奉行のみであり、役人以下へは重箱と焼酎だけで、あきらかに東道盆は差別化の品として機能しているのである。

ウ)家の宴席は、文字通り個人の家での冠婚葬祭に用いられたものである。個人の家での東道盆の使用では、八重山の石垣殿内の膳

符に東道盆使用の記録が度々ある。個人の家といっても、石垣殿内（錦芳氏大濱家）は八重山頭職を勤めた名家である。

金城須美子『宮良殿内・石垣殿内の膳符日記』⁽¹⁵⁾の記録を見ると、宮良殿内（松茂氏宮良家）は同治元年～明治34年（1862～1901）まで、石垣殿内は同治5年～昭和53年（1866～1978）の間の（献立の記録は昭和28年・1953まで）、行事の献立が書かれている。しかし、宮良殿内の膳符は弔や盆、墓参りといった法要の記録で、ここには東道盆は出てこない。これは石垣殿内も同じで、記録中35回の弔（四十九日から三十三年忌まで含む）と2回の洗骨が行われているが、東道盆の使用はない⁽¹⁶⁾。

一方、表2のように、「元服之祝」「歳日祝」「昇進之時」「旅結願」のような祝い事には、度々東道盆が使用されている。このことから、東道盆が主に祝宴で使用されるものという意識が、少なくとも石垣殿内ではあったようである。ただし、表1-56番で、福地家7世唯延の祖母と弟の三十三回忌の時に出されている記録があり、すべての家で祝宴のみの使用だったとは言い難い。

また、表2で興味深いのは、「婚礼之祝」には全く用いられていないことで、祝い事でも婚礼と元服・歳日とでは格式に差を設けていたようである。また、同じ元服でも、嫡男の祝いの時には東道盆を出し、次男の時には出されていない。長男・次男で、やはり差が付けられていることがうかがえる。歳日祝も、正月に行われた宴には東道盆が出されている。

今回作成した表1では、家の宴席での使用は、あまりみることができない。唯一、福地家7世唯延の同治6年（1867）正月12日の日記に（表1-54番）、母73歳の祝いに客を招いた際に本膳等を出した後、「後御菓子赤飯煖酒一ツ付三ツ東道盆壺ツ茶請鉢壺ツ差出候事」とあり、東道盆は膳部ではなく、食後に

酒の肴として出されていることが分る。

エ)個人の接待は、個人的な来客をもてなした例である（表1-24・25・30～35番）。これは全て伊江親方朝睦の日記によるため、東道盆の個人的な使用がどれほど士族層で一般的だったのかはわからない。しかし、嘉慶16年（1811）に2回、18年（1813）2回、20年（1815）1回、21年（1816）3回と、伊江親方ほどの上級士族ですら年に数えるほどしか用いていない。

東道盆を用いた状況で目に付くのが、寺の住職を招いて（踊り見物、囲碁等）のもてなしである。御膳を出すほどの宴席ではないが、相応の敬意を示す容器として、東道盆が用いられたのではなかろうか。

このように、ア)～エ)の例を見ても、東道盆は“最高ではないが、上等のもてなし”、松竹梅で言えば竹あたりのもてなしの容器として位置づけられていたと思われる。

4. 贈答品としての東道盆

使用ではなく、贈答品として用いられた記録を見てみると、表1に出てくるのは6件である。その贈答先としては、次の3カ所が挙げられる。

ア) 中国皇帝へ

イ) 徳川家へ

ウ) 島津家・薩摩役人へ

まずア)中国皇帝への記録は、表1-43番道光28年（1848）の評定所文書に出てくる。これは、琉球に逗留している仙人・英人を退去させたら送る予定だった謝恩使のために準備された物で、結局咸豊4年（1854）に献上されたようである。

この時準備された東道盆は2種類。

- ・真塗青貝角形東道盆 1通・皿15枚
- ・朱塗堆錦丸形東道盆 1通・皿9枚

このうち、丸形の方は『琉球漆器考』⁽¹⁷⁾ に出てくる「嘉永元年製 丸形東道盆 内裏、掛子、真塗外朱塗二堆錦」と同じものではないかと思われる(図2)。

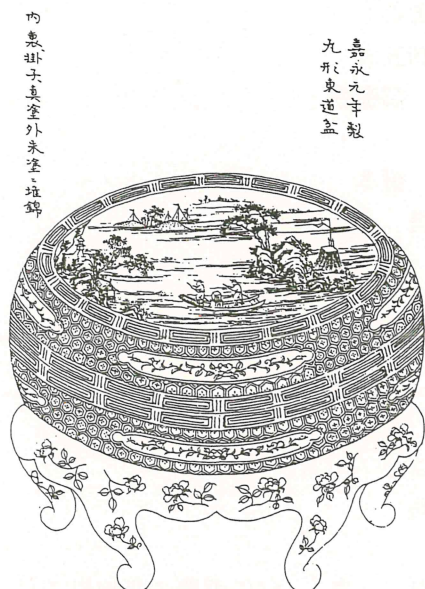


図2 『琉球漆器考』より

中国へ東道盆が贈られた記録はこれだけだが、現在北京の故宮博物院には琉球製の東道盆2点が確認されている。1点は黒漆螺鈿・長方形・銀皿15枚の東道盆で、これには、嘉慶9年(1804)「螺鈿漆長方攢盒」と書かれた紙札がついており、東道盆が攢盒と認識されていたことがわかる⁽¹⁸⁾。もう1点は朱漆堆錦の東道盆(皿12枚)である。

故宮のものとはほぼ同じ黒漆雲龍螺鈿で長方形の東道盆は尚王家にも伝わっており(グラビア写真3)、長方形で皿の数の多いこの様式が東道盆のなかでは最上位にあたるのではなかろうか。

イ)徳川家への贈答品は、康熙53年(1714)の「丸とんたふ一對・とんたふ一對」(表1-1・2番)である。丸とんたふは家宣夫人・天

英院へ、とんたふは家宣側室・月光院へ、琉球国王「自分継目に付」献上された。また、横山學『琉球国使節渡来の研究』(吉川弘文館1987年)によると、同じ年に中山王から大御所へと、正使から御台へそれぞれ丸とんたふ一對が御代替に付き贈られている。献上物にはこの時以外に東道盆は出てこない。

ウ)の、島津家・薩摩の役人への記録が、数としては一番多い。

- ・乾隆26年(1761) 太守公へ(表1-4・5番)
- ・道光25年(1845) 太守様へ(表1-38番)
- ・ 〃 少将様へ(表1-39・40番)
- ・ 〃 太守様・少将様へ(表1-41・42番)
- ・咸豊5年(1855) 川上式部へ(表1-47番)
- ・咸豊7年(1857) 宰相様へ(表1-49番)
- ・同治8年(1869) 上納御免の御礼(表1-55番)

5年で7件という数は、イ)の徳川家への数と比べてもかなり多いことがわかる。

その理由として考えられるのが、徳川家と島津家の格式を考え、差別化を図ったという理由である。その場合、東道盆が献上品のランクとしては、やや下に位置しているということになる。

もう一つ考えられるのが、薩摩では琉球の影響を受けて、東道盆の使用が多少あったのではないかということである。肴が小皿や硯蓋で出される江戸などの地域では、東道盆を献上品としてもあまり喜ばれなかったであろう。東道盆を用いる習慣があれば、贈られた東道盆を受け入れる素地となる。それであれば、中国と薩摩にはしばしば贈られて、徳川家には1回のみ、ということもうなづける。ただし薩摩における東道盆の使用については想像の段階であり、今後史料や、実際に薩摩で用いられた東道盆があるかどうか、調査する必要がある。今後の課題のひとつである。

5. 中身と役割

では次に、東道盆の中身と、宴のなかでどのような役割を持っていたのかをみてみよう。

東道盆の具体的な中身については、表1及び2を参照してもらいたいが、必ずしも決まった料理ではなく、酒ふ・焼しし・はないか・てんふら・紅梅玉子など様々である。いずれも、あまり汁気がなく、軽くつまめるものばかりである。

出される時も決まっていはいないが、多くは御吸物の後、宴の中間または終りあたりで出されている。御吸物で軽くお腹を満たして後、もしくは食事が終わった後、東道盆の肴でお酒を飲んだのではないかと考えられる。

石垣殿内の祝宴では、東道盆は男性客のみで、女性の席には出されなかった。例えば、「母六拾壺生年歳日祝」の献立は、次のようになっている⁽¹⁹⁾。

献立	
一	御菓子
一	御茶
一	立御盃
一	立御肴
御吸物	
椀	小茶碗
御持参之時	
一	立御盃
一	立御肴
間之御吸物并御肴	

東道盆	井
小皿	同
小皿	同
椀	小茶碗

休	
皿	御汁
	小皿

筍寒 色飯

御茶

女性部

- 一 御菓子
- 一 御茶
- 一 御五水

御吸物

椀

御本

膾皿 御汁

小皿

筍寒 赤飯

御湯

後御菓子

立佐法

硯ふた

(後略)

ただし、表1-54的那覇の福地家では、母親の73歳の祝に女性客がまねかれ、東道盆とともに酒も出されている。

東道盆が酒の肴入れであることをはっきり示しているのが、石垣家の膳符⁽²⁰⁾である。石垣家は山陽姓宮良親雲上長光の孫3世長明を始とし、八重山各地の間切頭職を勤めた家柄で、国の名勝「石垣氏庭園」でも知られている。

石垣家膳符には61件中5件の東道盆の使用が出てくるが、「巳十一月五日宮良親雲上三男松兼元服二付、烏帽子親相勤候付、翌六日御見舞之為御父子御来駕之時」⁽²¹⁾の献立で次のように記されている。

献立	
一、御茶	一、御茶請
一、立御盃	一、立御肴
御吸物	
椀	まかり
御持参提重御取替	

焼酎盆

東道盆

間ノ御吸物

椀

中皿 付

休

皿 御汁

小茶わん 色飯

このように東導（道）盆が、御吸物と間ノ御吸物の間に出される焼酎盆、つまり酒の肴として位置付けられている。伊江親方の日記でも「とんたあ盆ニ（略）白酒共出」（表1-32番）など、酒と一緒に東道盆が出されており、どの地域も主に肴入として用いられていたと考えられる。

6. 東道盆の造形

ここでは、東道盆の使用と形について考えたい。第1章で、中国の攢盒には脚がないが、琉球の東道盆には脚がついている、と述べた。この違いはどうしてなのかを考える際、まず考え付くのが机・椅子の文化と、床の文化の差である。中国では机の上に攢盒を乗せるので、さほど高さがなくても問題はない。逆に琉球では床（畳）に座るので、膳のように脚を付けて高さがあったほうがより良い、という理由ではなからうか。

ただ、この説が正しいかどうかは、琉球製の東道盆と中国製の攢盒の、高さの違いを統計的に出して確認する必要がある。これも今後の課題としたい。

また、東道盆でポイントとなるのが皿の材質である。前に述べた故宮博物院や尚家の東道盆には、12枚や15枚の銀の小皿が組み込まれている。それ以外の事例では、石・磁器・木製漆塗りなどがあり、そのうち石や磁器は琉球以外から購入してきたものであろう。

表1に出てくる「石之東道盆」（39・41・42・47・49・55番）「西洋焼東道盆」（38・40番）

の記述も、東道盆自体が石や西洋焼とも考えられるが、現在確認される事例によって、皿の材質を指していると考えた方が自然である。石製の東道盆と考えた場合、献上品が琉球製ではないということになる。実際表1-48番のように、中国で東道盆を求めた記録がある。しかし、皿を購入して東道盆本体は琉球で作ったということも考えられ、簡単には判断できない。

7. さいごに

以上のように、日記や公文書などの史料から、東道盆について名称や使われ方、贈答、造形など、様々な角度から見てきた。

それによって、“最高ではないが、上等のもてなし” “実用的だが、格差をつけるのにも用いる容器” “主に祝宴での、酒の肴入れ”としての東道盆の姿や、贈答先の違いなどが浮かび上がってきた。

一方で、「東道盆」という言葉がどうして琉球で主に用いられるようになったのかや、薩摩での東道盆の使用、脚・皿の問題など、調査不足も多かった。見過ごしたり、拾えなかった史料も、まだまだあるはずである。これらは今後の課題として、さらに研究していきたい。お気付きの点があれば、ご教示いただければ幸いである。

琉球漆器は今まで、制作技術の研究が中心で、用途に関してはまだまだこれからである。この東道盆を第一歩とし、いろいろな角度から漆器をみることで、漆器文化や、当時の琉球の社会の理解につなげていきたいと思う。

最後に、資料の紹介や解釈について協力いただいた那覇市歴史資料室及び浦添市立図書館沖縄学研究室に心より感謝申し上げます。

〔注〕

- (1) 荒川浩和・徳川義宣『琉球漆工藝』（日本経済新聞社1977年）
- (2) 『紫禁城の至宝－北京故宮博物院展』

- (1992年)。監修・解説西村康彦（中国美術研究家）、解説 聶崇正（北京・故宮博物院副教授）作品番号37解説より。
- (3) 洪錫謨『朝鮮歳時記』（平凡社東洋文庫1971年）138頁。金子量重『アジアの民族造形「衣」と「食の器」の美』（毎日新聞社1997年）67頁には、「九折盤」の名称で中国の漆器が紹介されている。
- (4) 前掲『紫禁城の至宝』作品番号37解説
なお康熙は1662～1722年、乾隆は1736～1795年である。
- (5) 西川寧・長澤規矩也編『和刻本 書畫集成 第六輯』（汲古書院1976年）「新鐫六言唐詩畫譜」152頁より・部分
- (6) 北京師範大学『紅樓夢 校注本二』（1987年）633頁。訳は伊藤漱平『中国古典文学大系 44紅樓夢（上）』（平凡社・1969年）553頁。
- (7) 前掲『琉球漆工藝』50頁。「東道の主」は「春秋左伝僖公三十年」に出てくる故事（鄭が晋と秦に挟撃された時、鄭の使者が秦の王に、鄭を滅ぼすより、秦が東方へ行く際にもてなす主人として存続させる方が得だと説得した）より発している。
また、「東」自体にも「主人。古、賓主相對する時、主人は東方に位置したことに本づく」（諸橋轍次『大漢和辞典』巻6・大修館書店1957年・172頁）という意味がある。
- (8) 『鹿児島県歴史資料センター黎明館 所蔵品目録（Ⅳ）民俗』（同館 1989年）
- (9) 『那覇市史 資料篇第1巻7家譜資料三』320頁
- (10) 『元治元年 支那冊封使来琉諸記』より。
これは、元治元年(1864)に書き始められた、冊封使来琉の記録である。
- (11) 『通航一覽』巻23・277～281頁。冊封使の宴席料理に関しては、金城須美子「御冠船料理にみる中国食文化の影響」（『琉中歴史関係論文集』琉球中国関係国際学術会議1993年）がある。

(12) 那覇役人の職務日記には、牛闘し合わせや爬龍船見物、遊舟、遠馬など薩摩役人の外出が数多く見られる（前掲『那覇市史』資料篇第1巻9）

(13) 前掲『沖縄県史』150頁

(14) 「日記 上下」（前掲『那覇市史 資料篇第1巻9』150頁）

(15) 金城須美子『宮良殿内・石垣殿内の膳符日記』（九州大学出版会1995年）

(16) 同284頁

(17) 石澤兵吾『琉球漆器考』（東洋堂1889年）

(18) 紙札には「嘉慶九年十一月十四日収永安寺交螺蛸漆長方攢盒一副 内盛銀匣十五箇」とある。故宮博物院の漆器については、金城聡子・安里進「北京故宮博物院蔵の琉球漆器等美術工芸品」（『漆工史 第22号』1999年）に報告がある。（ただし、その中で攢盒ではなく「匣盒」と記されているのは誤り）。

(19) 前掲『宮良殿内・石垣殿内の膳符日記』345頁

(20) 石垣市史編集委員会『石垣市史 八重山史料集1 石垣家文書』（1995年）所収

(21) 同453頁

ただし東道盆は焼酎盆の部のみで出されるわけではなく、前述の石垣殿内の膳符のように、石垣家でも間之御吸物の後で出される場合もある。「亥九月五日去子卯巳酉四ケ年旅結願之時膳符」（同475頁）では、（前略）

焼酎盆

硯ふた

間之御吸物

椀

東導盆 同 付

中皿 同 同 まかり

小平（後略）

とあり、焼酎盆の部では硯ふたを用い、東道盆は間之御吸物の後で出している。

表 2：石垣殿内「膳符日記」行事と東道盆

項 目	内 容	実施年	使用有無	献 立 の 順 序	東 道 盆 の 中 身
元服之祝	仮若文子大濱仁屋嫡子 松金元服祝儀之時	光緒18年 (1892)	有り	(前略)同日晩 御菓子・御茶→立御盃・ 立御肴→御吸物(椀・小茶碗)→御持参 之時・引出物(立御盃・立御肴)→間 之御吸物并御肴(焼酎盆・椀・小茶碗・ 小皿・長皿・猪口・小皿・小茶碗・小 皿3・一番座へ東道盆2・二番座へ東 道盆2・并4・御役人へ肴鉢・并)→休 (皿・御汁・笋寒・色飯)→御茶 女性 部(後略)	盆1：菊いか・金しし・湯陽餅・小てん ふら・粕寺焼・吉のかまほく・氷玉子・ 李桃餅・杉焼山芋 盆2：紅たく・桃形・二色花生・湯の粉 餅・付揚 盆3：花いか・小てんふら・湯陽餅・金 付しし・紅かまぶく・杉焼山芋・焼しし・ 桃形・付揚 盆4：かわち大根・二色花生・紅たく・ 湯の粉餅・竹輪とふふ
	仮若文子大濱仁屋次男 ・真山戸元服祝儀之時	光緒21年 (1895)	無し		
婚礼之祝	嫡子耕作仮筆者 大濱仁屋婚禮之時	光緒 5 年 (1879)	無し		
	長女思津兼婚姻之時	光緒 6 年 (1880)	無し		
	養女宮里里之子親雲上女子 蒲戸婚姻之時	光緒19年 (1893)	無し		
	孫大濱用奉婚禮之時 姑見舞之時	明治35年 (1902) 翌日	無し		
	嫡孫大濱用奉婚禮之時 次日姑見舞之時	明治37年 (1904)	無し		
	次孫大濱用昇婚禮之時	明治38年 (1905)	無し		
	嫡孫用宗婚禮之時	昭和 2 年 (1927)	無し		
歳日祝	大川與人母 六拾叁生年歳日祝ひ之時	光緒 3 年 (1877)	有り	御菓子・御茶→立御盃・立御肴→御吸 物(椀・小茶碗)→御持参之時(立御 盃・立御肴)→間之御吸物并御肴(東 道盆2・并2・小皿6・椀・小茶碗) →休(皿・御汁・小皿・笋寒・色飯) →御茶 女性部(後略)	松風焼・二色花生・蓑しし・ふと煮屋久 貝・菊いか・粕平焼・ひん豆丸・てんふ ら・杉焼山芋
	真謝首里大屋子母七拾三生年 歳日祝ひ之時	光緒15年 (1889)	有り	御菓子・御茶→立御盃・立御肴→御吸 物(椀)→御持参之時(立御盃・立御 肴)→御本(皿・御汁・小皿・小平・ 赤飯)→御手引(笋寒)→御湯・御菓 子・御茶→後御菓子→間之御吸物并御 肴(焼酎盆・椀・小茶碗・中皿・小皿・ 椀・長皿・猪口・小皿・小茶碗・小皿 2・小茶碗・小平・東道盆4・并4・ 御取持人方へ肴鉢2・并2) 女性部 (後略)	盆1：菊いか・金しし・松風焼・湯洋餅・ 小てんふら・蓑しし・粕平焼・紅かまふ く・かや芋 盆2：二色花生・ 金付たい・桃形・氷魚 餅・湯粉餅 盆3：西洋舟形・巻いか・紅かまふく・ 粕平焼・湯洋餅・二色花生・小てんふら・ 紅たく・杉焼山芋 盆4：筏半餅・桃形・松風焼・湯粉餅・ 紅屋久がい
	祖母歳日祝ひ之時	光緒17年 (1892)	有り	御茶・御茶請→東道盆2→御吸物(椀・ 小茶碗)→間之御吸物并御肴(椀・小 茶碗・中皿・小皿2・小茶碗・椀・小 皿・并4・肴鉢2)→休(皿・御汁・ 笋寒・色飯)→御茶 女性部(後略)、法 僧へ御茶・御茶請・東道盆→御吸物 (椀・小茶碗)→間之御吸物并御肴(椀・ 小茶碗・中皿・小皿・中皿・小茶碗・ 椀・小皿・肴・并)→休(皿・清汁・笋 寒・色飯)	盆1：菊いか・金しし・松風焼・湯洋餅・ 小てんふら・蓑しし・粕平焼・紅かまふ く・杉焼山芋 盆2：紅梅玉子・二色花生・西洋舟形・ 金付たい・柊鳥(もみじどり)・法僧用・ 二色板婦う・二色花生・湯洋餅・棒芋・ 樺大根
	石垣親雲上上国帰帆 歳日祝ひ之時	光緒19年 (1894)	無し		
	美崎天川河御前并権現堂 参詣之時	〃	無し		
	歳日之時	正月 5 日 (1898年 か)	有り	御茶・御茶請→東道盆→御吸物并御肴 (椀・小茶碗)→間之御吸物并御肴(中 皿・小茶碗・椀・小茶碗・小皿2・中 皿3・一番座・二番座へ并2・二番座 へ肴鉢2・御取持人へ肴鉢・并)→休 (膳皿・御汁・笋寒・色飯)→ 御茶 女性部(後略)	菊いか・紅丸かまふく・二色地豆・紅梅 玉子・小てんふら・金しし・粕平焼・湯 様餅・杉焼山芋・棒芋
	歳日祝ひ之時	明治34年 (1901)	無し		
昇進之時	真謝首里大屋子役昇進之時	光緒14年 (1888)	有り	御菓子・御茶→立御盃・立御肴→御吸 物(椀・小茶碗)→間之御吸物并御肴 (焼酎盆・椀・小茶碗・東導盆・中皿3・ 小皿4・御汁)→休(汁・笋寒・桜飯・ 并) 女性部(後略)	紅梅玉子・金付しし・かまふく・湯粉餅・ 竹輪豆腐・桃形・てんふらたい・湯粉 餅・粕平焼
	石垣親雲上役祝儀之時	光緒18年 (1893)	有り	御菓子・御茶→立御盃・立御肴→御吸 物(椀・小茶碗)→御持参之時(立御 盃・立御肴)→間之御吸物并御肴(焼 酎盆・椀・小茶碗・小皿・長皿・猪口・ 小皿・小茶碗・小皿3・東導盆2・二 番座へ東道盆2・并4)→休(皿・御 汁・笋寒・色飯)→御茶 女性部(後 略)	盆1：氷しし・李桃餅・紅かまぶく・二 色花生・蓑しし・金しし・湯陽餅・小て んふら・杉焼山芋 盆2：米まんしゆ・湯ノ粉餅・紅梅玉子・ 桃形・焼餅 盆3：小てんふら・花いか・ひん豆丸・ 紅白花生・焼しし・粕寺焼・付揚・湯陽餅 盆4：花毘布・紅たく・湯ノ粉餅・竹輪 とふふ・蓑蓮根
家葺調 その他祝儀	本家葺調祝儀之時	明治30年 (1897)	無し		
	細工人招之時	〃	無し		
	家願并移徙之時	〃	無し		
	本家一周回之願家願之時	明治31年 (1898)	無し		
旅結願	旅結願之時	光緒11年 (1885)	有り	(前略)御嶽より御帰之時 御菓子・ 御茶→立御盃・立御肴→御吸物(椀・ 小茶碗)→間之御吸物并御肴(東道盆 2・椀・小茶碗・小皿2・小茶碗・小 皿4・大平・并・鉢) 女性部(後略)	紅梅玉子・かすてら焼・てんふら・湯陽 餅・金しし・紅かまほく・大あび・氷砂 糖・メかや芋

※「石垣殿内『膳符日記』解題」⁽¹⁶⁾及び本文より作成 ※弔い関係の行事は省いた
※「献立の順序」は、膳符から大まかな宴の流れを想定し、→で示した。ただし、出す区切りのはっきりしない料理もあるため、筆者の解釈による。

【表1作成に使用した史料】

- ・伊波普猷・東恩納寛惇・横山重編 琉球史料叢書第4『中山世譜』巻10、11（井上書房1962年）
- ・那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇第1巻6 家譜資料二（下）』（1980年）
- ・那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇第1巻7 家譜資料三』（1982年）
- ・那覇市経済文化部歴史資料室編『那覇市史 資料篇第1巻9 近世那覇関係資料』（1998年）
- ・琉球王国評定所文書編集委員会編・浦添市教育委員会発行
『琉球王国評定所文書』第2巻（1989年）、
第4巻（1990年）、第9巻（1993年）、
第12巻（1996年）、第13巻（1997年）、
第16巻（2000年）
- ・財団法人沖縄県文化振興会、公文書館管理部史料編集室編・沖縄県教育委員会発行
『沖縄県史 資料編7 伊江親方日々記』（1999年）
- ・早川純三郎編『通航一覽』巻10、巻23（国書刊行会 1912年）
- ・『元治元年 支那册封使来琉諸記』（写本・鹿児島県立図書館蔵）
- ・石澤兵吾編『琉球漆器考』（東陽堂沖縄県庁御蔵版1889年）

【表2作成に使用した史料】

- ・金城須美子『宮良殿内・石垣殿内の膳符日記』（九州大学出版会1995年）

沖 縄 戦 の 特 質

玉 木 真 哲

はじめに

防衛庁所蔵の沖縄戦関係史料群（以下、『沖縄大百科事典』上巻〈1983〉の項目名に従い沖縄戦防衛庁文書と呼ぶ）が公開されて以降、我部政男氏（山梨学院大学教授）と共同で約20年程「近代沖縄の軍事史的研究」を行っている。（本史料について我部『近代日本と沖縄』〈1983〉、また防衛庁の史料に援護関係資料が交じっていることに疑問を持つ方々もいるかもしれないので『近代日本研究入門』〈1983〉の野村実氏論文を参照されたい）我部氏と筆者は、当時往々に見られた運動論的沖縄戦研究を排して、実相を明らかにした上で理論化するという歴史学のあるべき姿にもどすことを最大の共通認識として分析・研究を進めてきた。ただし、解釈・結論は各々で責任を持つ、つまり相異することも当然あることを確認している。（拙稿「沖縄戦像再構成の一課題」『球陽論叢』〈1986〉）

若干前置きが長くなったが、こうして20年が経過しようとしている今、手元には膨大な目録と資料の抜粋が残り、また何編かの稚拙な論考も残ってしまった。ところが、私の見聞する限り、未だに沖縄戦に関する実証的研究、そしてそれからする各論の進捗に伴う総論の充実・深化へと事ははかどってないように思える。

そこで、あえて不遜のそしりを甘受して、本稿では、沖縄戦防衛庁文書を中心資料に前述の方法論で論じた拙稿を中心に最新の成果も可能な限り取り入れ、私なりに沖縄戦の特

質について述べ若干の課題も提示し、試論を展開してみたい。

設定項目は次の通りである。

1. 国家総力戦と沖縄戦
2. 天皇・重臣・軍部等と沖縄戦
3. 防諜と住民スパイ視

なお、参考文献・参考資料は本文中に記した。

1. 国家総力戦と沖縄戦

9・18事件（「満州事変」）を契機とする日本軍の千島列島（北方領土）、朝鮮半島、中国大陆、東南アジア、オーストラリア等のアジア・環太平洋地域への侵略戦争は、国家総力戦として実施された。

この国家総力戦の要諦と特徴は、次の二点に集約される。一つは、少なくとも明治草創期に契機を持ち近代国家としての明治政府・明治国家の近代化を支える精神的支柱として画策された天皇制（天皇）による精神面における権力支配である。我部『近代日本と沖縄』はこの権力支配の歴史構造が沖縄戦まで連続したこと、またこれと「富国強兵」の強兵が連動しいわゆる天皇制ミリタリズム（天皇制軍国主義）として展開したことを暗に示唆している。（ただし、沖縄が日本の軍事的要位・前縁としての位相については現在まで連続している、と述べている。）すなわち、「大東亜（共栄圏）」は「八紘一宇」であり、その「肇国」の「現人神」である「日本」の「天皇」の下に「共存共栄」しその「赤子」たれ、と

いうことである。また、その普及は教育勅語捧読、地方改良・風俗改良運動、国家神道への一元化等に伴う思想統制・思想弾圧の下に実施され沖縄県民の意識改革が徹底された。筆者の見聞する限りでは、この天皇制ミリタリズム思想が沖縄で浸透・定着したのは大正末期から昭和初期である。（『特高月報』、『社会運動の状況』、『沖縄教育』〈安仁屋政昭・玉木真哲編『特高沖縄関係資料目録』北谷町史編集室所蔵〉等参照）

もう一つは、軍事史的面における国家総力戦実施の理念と実態である。これについては人的・物的資源の確保と活用主眼が置かれた。（『現代史資料』8・9〈1964〉・44〈1974〉等参照）人的資源つまり兵力について、侵略地域の現地住民の活用・戦力化を図った。これが実現したのは東南アジア・インドネシア・台湾・フィリピン等主に環太平洋地域に見られる義勇軍・義勇隊・防衛隊・学徒隊・兵補等の名称で組織され戦力化された現地住民軍である。このことは単に補助兵力たるに止まらず、地勢に通じた現地住民を活かした遊撃戦・ゲリラ戦（本地域には、正規軍の他、中野学校出身の遊撃戦部隊が配備されていた）で連合軍（アメリカ軍）の圧倒的な兵力を質的にカバーするという企図も合わせて持っていた。また、物的資源についても、現地の文字どおりの資源（一例をあげると原油）、資材、食糧等を現地住民を労働力として活用し日本本土への資源補給と侵略地域におけるいわゆる現地自給（現地自活・現地調達）が画策され、実施されたことは多言を要さない。沖縄戦でいう「現地自活に徹すべし」というのは、まさにこのことを意味している。（拙稿「戦時沖縄の防衛隊に関する一考察」『琉球の歴史と文化—山本弘文博士還暦記念論集』〈1985〉参照）

この精神史における天皇制ミリタリズム思想の護持・顕揚と軍事史的・人的・物的資源の現地自給がリンクし実現したのが今大戦下に

おける日本軍の国家総力戦の理念であり実態であった。

こうした国家総力戦として沖縄戦は遂行され、特にこの国家総力戦の細部まで具現したのが伊江島であった。伊江島では、事前に住民が攻めてくるアメリカ軍に対し背後から挺身斬り込みを行うという2回の軍民合同演習が実施された後、アメリカ軍上陸時にまさに演習通りに青壮年男女の住民の約半数が斬り込みを行い戦死したことに如実に示されている。アメリカ軍の戦記は、兵士と見分けがつかなかったと述べているほどである。（『沖縄 最後の戦闘』。原題『OKINAWA: THE LAST BATTLE』〈1948〉等参照）これは、筆者の見聞する限り国家総力戦の特質中の特質であったと言わざるを得ない。（拙稿「沖縄戦史研究序説」『沖縄史料編集所紀要』第9号〈1984〉参照）

課題は、現在みられる沖縄戦研究で、こうした位置づけに基づく実証的研究が少ない点にある。すなわち、沖縄戦は国家総力戦の具現化した一地域の戦闘であり、その特質とされる事柄は実に今大戦で日本軍が侵略した地域でも同様に推進され展開したということである。したがって、今後その各地域を踏査し、そこでの展開の実態の特質と沖縄戦における特質を個別具体的に比較検討し、その特殊性と普遍性を明らかにすることが必要不可欠とされるのである。

2. 天皇・重臣・軍部等と沖縄戦

(1) サイパン陥落と沖縄決戦措置

1944年（昭和19）7月、絶対国防圏であるサイパンは陥落した。その直後、アメリカ軍（連合軍）の沖縄進攻の見通しがなされたが、これは単に見通しに止まらず、沖縄（南西諸島）が戦略上「決戦」の場として措置されたことを意図する。当時の沖縄守備第32軍司令官の言葉をかりると「曠古ノ危局ニ直面

セル皇国ガ驕米ヲ撃滅シテ狂瀾ヲ既倒ニ回スベキ天機ハ今ヤ目捷ノ間ニ在リ、而シテ軍ノ屯スル南西諸島ノ地タル正ニ其ノ運命ヲ決スベキ決勝会戦場タルノ公算極メテ大ニシテ実ニ皇国ノ興廢ヲ双肩ニ負荷シアル要位ニアル』（『沖縄戦防衛庁文書』沖縄142）ということである。

天皇・重臣・軍部等ともに、サイパン失陥による大本営参謀本部の戦争終結判断やそこでの移民「邦人」の玉碎（大半は沖縄県民）、沖縄が南方への航空補給路たることを主に位置づけられ、戦略上は一部をもって伊江島・本部半島を確保し主力をもって南半部において敵を撃滅するという持久戦（消耗戦）として準備を進めていたこと、もう少しいうと飛行場設営部隊が先行配備されこれに伴い沖縄県民老若男女が総動員され、一般戦闘部隊が中国大陆や日本本土から集結しつつあった時期であり、さらに北部に配備予定の日本本土からの戦闘部隊を乗せた富山丸、学童疎開船対馬丸等が撃沈されるという実質上の制海権の喪失等々の状況を知悉していた。

実に、この時期において天皇・重臣・軍部等の考える沖縄戦の位相は、後述するように若干の相違はあるが、明確となった。すなわち、「皇国護持」「国体護持」「皇室保衛」を図るための「決戦」であった。（以上、拙稿「細川日記にみる沖縄・沖縄戦」『沖縄文化研究』23（1997）。『日本史学年次別論文集』近現代2（2000）に収録。参照）

伊藤隆『昭和期の政治』（1983）は、この時期及びその前後の政軍関係を分析した最も優れた論究であり、特にその内政を中心とする政軍関係の見解—近衛・真崎と木戸・東条、天皇及びその側近等の政治力学を実証的に検証し、たとえばバーガミニ『天皇の陰謀』や近衛上奏文を「皇道派史観」の一種の陰謀史観とし学問として縁がないと指摘されている—に異論を唱えるのではない。が、ただ筆者は、沖縄戦を内政の歴史事象としてとらえるなら

は少なくとも先述のようにいえるのではないかと考える。

（2）10・10空襲とレイテ決戦

1944年（昭和19）10月10日、沖縄県都那覇市を中心にアメリカ軍（連合国軍）の大空襲が行われた。この10・10空襲は、天皇・重臣・軍部等及び沖縄守備第32軍首脳にとって、レイテ決戦推進を至上とする戦略を優先した結果、惹起したのであった。これが、本空襲を明確に予期しながらも等閑視した唯一の理由であったと考える。（拙稿「細川日記にみる沖縄・沖縄戦」参照）

特に、天皇は、侍従武官を同年10月16、17日の両日、現地沖縄に派遣し、被害の実態視察をさせるとともに、第32軍兵士等に「聖旨」「令旨」「下賜品」を賜い、激励した。しかし、この大空襲でアメリカ軍の圧倒的な戦力を見せつけられた第32軍兵士等の戦意は低下し、軍規風紀は乱れ、占領地のように強姦・略奪事件等が多発した。（『沖縄戦防衛庁文書』沖縄101・171・290等）その結果、実態はまったく不明であるが戦争私生児も少なからず生まれた。（拙稿前掲書参照）

こうしたありようは、天皇・重臣・軍部等も知悉しており、参謀総長から第32軍首脳にその早急の対策を講じるよう通知された。これを受けて第32軍では全域に司令官・参謀長名で嚴重通告を出し、軍規・風紀のひきしめを徹底的に行い、同時に戦意高揚の発揚に力点をおいた。（『沖縄戦防衛庁文書』沖縄101・224等、拙稿前掲書参照）

レイテ決戦は、同年10月半ばから11月末にかけて、天皇の「皇国の興廢を決する重要な戦闘である。宜しく陸海一体となり滅敵に邁進せよ」（『大本営機密日誌』（1985））という檄の下、神風特別攻撃隊まで投入し戦われたが、これもアメリカ軍の圧倒的なパワーで完膚無きまでたたきのめされたのであった。

天皇は、この前途ある20歳前後の青年の特攻に関し「よくやった」（『昭和史の天皇』2〈1969〉）と述べている。

このレイテ決戦について、伊藤氏と双璧ともくされる藤村道生『日本現代史』〈1981〉は「近代的な戦争は事実上このとき終結した。…本土上陸作戦をまたず近代国家としての日本が崩壊することは確実となった」と述べ、10・10空襲を等閑視してまで推進したレイテ決戦の敗戦をもって戦争終結を示唆されている。

これらのことを熟知しながらもなお、天皇・重臣・軍部等にとって、沖縄決戦は規定のことと認識されていた。

(3) 出血持久戦地帯・沖縄と近衛上奏

1945年（昭和20）1月20日「帝国陸海軍作戦計画大綱」（『戦史叢書 沖縄方面陸軍作戦』〈1968〉所収）が出された。和平派・重臣等は、この大綱は本土決戦を前提とする「出血作戦」と認識し、終戦工作を早急に行うべきであるとして計画性を伴う上奏が行われるのを苛立ちながら待ち望んでいた。こうした和平派・重臣等の動向は、その冷静な状況判断において、この大綱で出血持久戦（「出血消耗」）地帯として位置づけられた沖縄での決戦が惹起することを回避する可能性を有するものであった。（拙稿「細川日記にみる沖縄・沖縄戦」参照）

同年2月14日、敗戦は必至であり、国体護持の立場より最も憂うべきは共産革命であり、戦争終結の方途を講ずべきという、いわゆる近衛上奏がなされたが、天皇はもう一度戦果を挙げてからでないと難しい（『木戸幸一関係文書』〈1966〉）、とこれを拒否した。近衛上奏は、確かに伊藤隆『昭和期の政治』が指摘されるように皇道派を中心とする「権力獲得」行動であったといえようが、他面「戦争終結」を天皇に進言した事実は沖縄決戦を回避する可能性やその早期終結の可能性をその

客観的状況として有していたと筆者は考える。

ともあれ、天皇がこの上奏・進言を拒否し、徹底抗戦派・軍部等の推進する決戦継続を支持して、出血持久戦としての沖縄決戦を「戦果を挙げ」として推進したことは冷厳なる歴史的事実である。

(4) 沖縄決戦と終戦への道

天皇・重臣・軍部等の沖縄決戦＝出血持久戦時における状況認識・対応は、次の通りであった。（拙稿「細川日記にみる沖縄・沖縄戦」参照）

1945年（昭和20）4月1日、アメリカ軍（連合国軍）は、3月23日から陸海から猛爆を行い沖縄本島に「無血上陸」をはたした。この時の日本軍の作戦は天一号作戦という航空機による、いわゆる「特攻」攻撃であった。このアメリカ軍艦船への特攻攻撃は一定程度の成果を挙げたが、大半は体当たり寸前に撃破され海の藻くずと消えた。（「沖縄 最後の戦闘」）3月28日、天一号作戦に関して、参謀総長を通じて天皇の「御言葉」が第32軍に打電された。「天一号作戦ハ帝国ノ安危ノ決スルトコロ拳軍奮励以テ其ノ目的達成ニ違算ナカラシメヨ」（『沖縄戦防衛庁文書』沖縄169）という檄であり、前述のレイテ決戦の時と何ら変わらぬ「決戦」推進であった。このことについて、天皇は後に、実に忍びないものがあり無理があった（『昭和天皇独白録』〈1991〉）と述べている。一見、道理のように見受けられるが、レイテ決戦時の「よくやった」という言動、これまでみてきたように大本営参謀本部の戦争終結判断を等閑視し、近衛上奏の戦争終結進言を拒否した経緯から考えると、当時の天皇の志向は後者であるといわざるを得ない。

同年4月の戦闘開始当初から、その敗戦が必至であるとされ、さらにアメリカ軍が沖縄を拠点として日本本土を空襲することも周知していた。同年5月半ばから、第32軍司令部

の首里撤退という状況下、沖縄戦はあと2週間で敗戦するという確かな見通しもあり、沖縄作戦は失敗とする大本営参謀本部の判断も出されたが、首相、軍部・徹底抗戦派等はこれらのことを承知しながらも檄をとばして、沖縄決戦を扇動、継続させた。

天皇の終戦への意志＝講和の決意がみられるようになったのは、同年5月頃からである。その主要因は、同年5月25日の大空襲で皇居が炎上したこと（色川大吉「天皇制イデオロギーとメンタリティ」『沖縄・天皇制への逆光』〈1988〉）と、沖縄敗戦後のビルマ作戦と呼応した雲南攻撃という米英に対する攻勢の望みを参謀総長に反対されたこと（『昭和天皇独白録』）にあった。

同年6月初旬、沖縄戦終結と確信されていたが、なお首相や軍部・徹底抗戦派等は戦闘継続を図った。

そして、同年6月21日に沖縄戦は終結した。（我部政明『日米関係のなかの沖縄』〈1996〉、拙稿前掲書、『沖縄戦防衛庁文書』、*『軍用地関係』等参照）この翌日の6月22日の最高戦争指導会議で、天皇は戦争終結の実現に努力するよう発言し（『木戸幸一関係文書』）、ここに終戦工作の具体的活動への端緒が開かれたのであった。

サイパン失陥時に措置された「沖縄決戦」という戦略規定は、沖縄戦終結まで若干の紆余曲折はあったが、天皇・重臣・軍部等の不動の共通認識の下、貫徹されたことは、以上に明らかである。度重なる大本営参謀本部の戦争終結判断、近衛上奏にみられる戦争終結

進言は、結果（歴史的事実）として軍部・徹底抗戦派等や天皇に退けられた。このことにより、沖縄県民10余万人（沖縄県の全人口の3分の1余の一般住民）が沖縄決戦＝出血持久戦の犠牲となり戦死したのである。

試論とはいえ、筆者は決戦・出血持久戦として遂行された沖縄戦の位相をこのように考えるが、いかがなものであろうか、忌憚のないご教示を切望することをもって、あえて本項の課題とする。

3. 防諜と住民スパイ視

(1) 防諜法令

今大戦時の日本では、日中戦争開始を契機に、軍事機密を含む広い意味の国家機密保護立法は、防諜上の必要を理由として次々に整備拡充されていった。1937年（昭和12）の軍機保護法改正、同38年の国家総動員法、同39年の軍用資源秘密保護法、国境取締法、同40年の要塞地帯法改正、宇品港域軍事取締法改正、同41年の新聞紙等掲載制限令、軍機保護法改正、国防保安法などがそれである。このほかに、刑法、陸軍刑法、海軍刑法、新聞紙法、出版法、軍用電気通信法なども軍事機密ないし官公庁機密保護あるいは取締りに関する条項を含んでいた。（内川芳美『現代史資料41—マス・メディア統制2』〈1975〉の解説参照）

この防諜上の必要という場合の防諜とは、スパイ（間諜）の活動をふせぐことはもとより、観念の世界に止まる人間の精神活動そのものに標的を合わせるようになった。加えて、

*『軍用地関係』には、沖縄戦終結についてのアメリカの陸軍省・国防省・国務省の公式見解が記されているので、以下に抜粋・紹介する。

琉球列島は1879年正式に日本の一部となった。この地域は、第2次大戦中、米国軍にとって敵国領土とみなされ、1945年3月26日米国軍隊が侵入した。琉球における戦闘行為は、1945年6月21日に終了し、日本軍は同年8月15日公式に投降した。

1945年9月21日、琉球列島の全般的な軍政が施された。琉球は、日本の管理及び施政から切離され、このようにして、日本の戦後の法律はそのままの形ではこの地域に効力を及ぼさなくなった。

取締当局の優位、言葉をかえるならば支配権力の強権発動の恣意性がその理念と実態において正当化されたことを意図した。(拙稿『『スパイ防止法』とその土壌』『新沖縄文学』69号〈1986〉)

(2) 防諜と沖縄社会一二つの運動

1941年(昭和16)5月の国防保安法施行とあいまって、「本県は種々のデマが伝播する点他県より多い」(『沖縄新報』1941年5月16日)という状況認識の下、沖縄県でも防諜週間(同年5月12~18日)が行われた。主体は沖縄県特高課であり、市町村、警察署、学校、警防団、連隊区、憲兵等の諸団体が協力した。防諜思想の一般住民への普及が主眼であり、各地で座談会、講演会、映画館でのスライド宣伝が企画された。その普及の主眼を当時の新聞社説によっていうと「国家総力戦に於いて最も緊切なるものは思想戦である。国民の思想が脆弱であれば敵国又は第三者の宣伝謀略に乗せられて敗戦の憂目をみる外はない。国民が国策の針路を十分に理解体得し毅然たる決意強固なる信念の下に翼賛の実を挙げるべく努力するに於ては如何なる国を向ふに廻はすとも国民思想に些かの揺ぎを來たす事なく、堂々と総力戦を戦ひ抜いて行く事ができるであろう」(『沖縄新報』1941年5月5日)ということであった。これらは、まさに情報局の意図通り展開し推進されたのである。(『週報』第240号参照)

さらに、これより先、沖縄県では防諜思想の徹底を期し特高課では市町村役場、小中学校に防諜ポスターを送付、主旨の徹底を図った。八重山では、同年10月20日付で八重山警察署長から管下市町村長宛に「防諜ポスター送付二関スル件」を送付している。これには「国際情勢ノ緊迫ト共ニ本県ハ南方ノ拠点トシテ軍事的的重要性ヲ加ヘ来リ軍事上ノ諸施設ノ新ニ施行セラルルト共ニ防諜ノ完璧ヲ期スルハ緊切ノ要務タルニ鑑ミ警察部長ヨリ県内

各要所ニ防諜ポスターヲ貼付シ一般県民ノ防諜意識ノ昂揚ニ努メ以テ防諜ノ完璧ヲ期スル為メ防諜ポスターヲ作成別途送付越有之左記要領ニ基キ貼布相成度通牒候也」(『石垣町役場文書綴』)とあり、この主旨は末端組織である隣組まで伝達された。

この防諜思想は、対米英戦争惹起に備えた「聖戦」意識=先述の天皇制ミリタリズム思想の正当性の確認であり、かつそれに伴い予想される経済封鎖による経済状況の悪化をその聖戦意識で覆い隠しすりかえることを本旨としていた。このことは、先の送付文書で国際情勢の緊迫と軍事的重要性を強調し、隣組への伝達事項で国際情勢の緊迫と闇防止が強調されていること、さらにこの運動とあいまって防犯運動、銃後治安の確保、ユタの検挙、民主化運動・宗教運動への弾圧を改めて実施し、帰還軍人・軍属、外国人、移民二世が警戒・注視され、時局認識の徹底等をして防諜の徹底としていることに明らかである。(野里洋『昭和十六年 早川元・沖縄県知事日記』〈1985〉、『特高月報』、『社会運動の状況』等、拙稿「戦時防諜のかなた」『琉球・沖縄—その歴史と日本史像—』〈1987〉参照)

こうして、自覚の有無を問わず、この防諜運動を通して防諜思想は確実に沖縄県全域の住民に普及した。これが、この時期の沖縄県民の時代精神であった。

そして、沖縄県会でも、当県は目下予想される対敵行動において最重要地点であり、国民防空意識・戦時意識の昂揚がなければ諜報・謀略に陥る嫌いがある旨の発言がなされ(「第六十二通常沖縄県会 議事速記録 第四号」『沖縄県議会史』第7巻〈1985〉所収)、先の防諜思想は沖縄県の社会体制としても着実に根をおろしていたといえる。

こうした中で、1941年(昭和16)開戦した。この時点の防諜のありようは、次の特高の行動に代表される。特高は、開戦と同時に、在沖外国人は諜報活動等をなす虞、港湾海運は

不逞分子の潜入並びに諜報機関の跳梁の危険増大の虞、移民帰朝者は自由主義親英米思想あるいは共産主義思想を持つ者である虞があるとして、注視し警戒した。（『昭和十八年知事事務引継書類』『沖縄県史料』近代1〈1978〉所収）この一見さりげない事象は、前述の防諜法令の解釈の拡大と取締当局の主観的恣意性が防諜と称してダイナミックに始動したことを意味している。特に、狭隘なる島嶼としての沖縄県の自然環境や移民立県としての沖縄県の移民帰朝者がすでに、防諜の対象とされたことは後の沖縄戦での防諜対策と歴史構造上、直截に連動するのであり、注意を喚起しておく。

こうした状況の展開のなかに、1942年（昭和17）7月23～29日、戦時国民防諜強化運動が実施された。防諜の根本は日本精神の護持・顕揚にありとする点で、これも情報局の意図通り行われた。（『週報』昭和17年7月15日参照）沖縄県民へも浸透した。その内容は歴史的現実として進展・深化し、多様化した。

まず、米英の自由主義・個人主義に対する日本精神の護持・顕揚がさげばれた。このことによって、現実の政治状況に対する非個性的非自由的ありようを覚醒せず、天皇制ミリタリズム思想をその行動原理として確保・維持したと考えられる。このことが根本であり、前提であった。このことを筆者は、天皇制ミリタリズム下の防諜による権力支配と考える。そしてその深化は、こうした観念によって対外認識としてさらなる米英撃滅志向をあり、対内認識として住民相互の監視・告発体制を確立したことに明らかである。（拙稿『「スパイ防止法」とその土壌」「戦時防諜のかなた」参照）三つの事例を次に述べておく。

一つは、この運動が行われている最中「学童作品『戦時態勢版』」という、生徒・児童の作文と絵画が連載された。（『朝日新聞』沖縄版 昭和17年7月16～30日）この中の「蒋介石に与へる公開状」「ルーズヴェルトに与

へる公開状」「チャーチルへの公開状」には、日本精神に基づく聖戦意識と暴戾支那膺懲・鬼畜米英撃滅思想の浸透が如実に示されている。二つに、1943年（昭和18）6月8日受理の読谷村における女子生徒・児童による「スパイ容疑者申告」事件の発生である。（『昭和十八年 日報綴 楚辺駐在所』）スパイ容疑者は、色白で背が高く半ズボンを着て沖縄県民に見えず、沖縄方言を話し、海岸の図を描き、読谷山は何処から行くかこの字の名は何と言うかなどの不審な質問・行動をとったとして、申告されたのである。住民相互の監視体制の確立・猜疑心の涵養という防諜思想の浸透、すなわちその歴史的発現である。三つ目は、中国戦線から帰還した沖縄県出身兵士の証言である。「自分は支那に出征したが、日本軍の蛮行はひどく、その仲間に加わった沖縄出身兵が支那人を多く斬り殺したのに驚いた。暴行（強姦）というより、殺されるよりということを従軍看護婦等に言わせ、鶏が草むらに首を突っ込んで尻だけ出すように一列にならべて行っているのを見た」と家族に話し、沖縄が戦争になったら移民しようといった。（氏名を秘匿する条件で玉木採録）証言者は日米開戦前に満期除隊し在郷軍人として地域のリーダー的存在であった。先に八重山の項で述べたように帰還軍人・軍属を注視することが防諜の徹底とした真意がここに露呈している。（ちなみに、この証言はまた、「集団自決」（集団死）との関連もひめているが、本稿の趣旨ではないので注意を喚起するに止める）

次に、その防諜による権力支配を前提としつつ経済的状況を支配していったことがわかる。戦時生活の悪化、物資増産・供出の苛烈等の戦時生活の不平不満を生じかねない客観的状況を、自由主義・享楽主義・非国民だとエセ主観的観念で押さえ込んでいったことに明らかである。（以下、拙稿前掲書、参照）

その進展は、経済事犯・闇取引の大量検挙

と、それを可能にした生産組織・隣保組織のありようをみれば明白である。多様化は、この後、防諜が防空、防犯、経済道德等とあいまって煽動され、諸団体・諸方面において推進・実践された（例えば、各戦域防諜団の結成等）ことに求められる。

以上、軍部が画策した防諜普及運動を通して、防諜思想は、軍隊の駐屯しない沖縄県でも、社会体制として根をおろし、住民の精神へも浸透したことは明らかである。逆にいうと、沖縄県民の精神構造・思想構造において伝統性（祖先崇拜の習俗等）およびこれに基づく日常生活精神のもろもろと天皇制ミリタリズム思想の権力支配の擬態（防諜思想・日本精神）は併存総合したのであり、個人としても社会体制としてもその強制に対し抗うような主体性・思想性はなく、かえってその非意識の脆弱性は客観的にみるとそれを迎合し推進していったのが、当時の時代精神・時代体勢であった。

（3）沖縄戦と防諜

沖縄戦は、前項で述べたように防諜思想が軍民一体化した時代精神・社会体制として確立した下、さらに軍の沖縄蔑視のもとで防諜対策が施され、遂行された。もう少しいうと、日本軍は侵略各地域でその蔑視・防諜対策の下で住民虐待・殺害を行ったことは現在の歴史研究では周知のことであり、その延長線上で沖縄戦のそれは把握されなければならない。（以下、拙稿『「スパイ防止法」とその土壌』、「戦時沖縄の防諜について」『沖縄文化研究』13〈1987〉、「戦時防諜のかなた」等、参照）

沖縄戦を推進していく中で、1944年（昭和19）7月23日付で陸相は「軍紀ヲ振作シ秘密ヲ厳守シ、特ニ軍内部ノ人的・物的ノ状態ヲ不用意ニ漏洩シ自ラ不規律ヲ犯スヲ要ス…内外ニ於ケル敵側ノ謀略宣伝ヲ厳ニ打破潰滅スルヲ要ス」（『沖縄戦防衛庁文書』沖縄281）

と訓示した。これを受けて、同年8月31日付で沖縄守備第32軍司令官は、「現地自活ニ徹スベシ…地方官民ヲシテ喜ンデ軍ノ作戰ニ寄与シ、進ンデ郷土ヲ防衛スル如ク指導スベシ」（前掲書沖縄142）としたが、軍規を乱す者には「非違アラバ断乎之ガ芟除ニ些ノ躊躇アルベカラズ」とし、最後に「防諜ニ厳ニ注意スベシ」と訓示した。これからもわかるように軍は、現地自給のもと沖縄戦を推進するためには作戦展開のあらゆる面で沖縄県民の協力が必要不可欠だとする反面、軍事機密を漏洩する対象として住民を防諜警戒したのである。

また、「琉球王国」「日支両属」等というように育まれた、沖縄・沖縄県民の有する歴史的文化的個性・特殊性は、中央と辺境という観念、天皇を頂点とする軍国主義というように画一化した近代日本の価値体系を全的に体現した日本軍にとって、容認の範囲ではなかった。「劣等人種」、「支那係」等々（前掲書）、こうした蔑視・差別を有する認識（主観的恣意）は、沖縄県民に対する防諜対策を推進するさいに必要以上の猜疑心を浮上させた。その代表的な事例は、同年9月7日付の『沖縄戦防衛庁文書』沖縄101に「殊ニ沖縄県人ニハ他府県ニ比シ、思想的ニ忘恩、功利傾向大ナルモノ多ク、其ノ具体的表現ハ中傷、陳情、投書ヲ以テセラル…一部地域ニハ貞操観念弛緩シアル所アリ…管下ハ所謂『デマ』多キ土地柄ニシテ、又管下全般ニ亘リ軍機保護法ニ依ル特殊地域ト指定セラレアル等、防諜上極メテ警戒ヲ要スル地域ナル」と記されていることにある。これは、憲兵隊や特高等の情報によったとしている（前掲書）が、特高の記録には「デマ多キ土地柄」である事実はない。（「昭和十八年 知事事務引継書類」、『特高月報』、『社会運動の状況』等参照）実に、こうした軍の沖縄に対する認識が防諜警戒に直結し反映された事例は、枚挙に暇がない。

以下に、軍の防諜対策規定とその実際の防

諜警戒の特徴的な事例を検討する。防諜規定は、まず厭戦感（観）を助長し住民の動揺を誘発される行為・言動をなす者、次に軍の判断でアメリカ軍を領導する移民・出稼及びその帰朝者やその家族である。（「秘密戦ニ関スル書類」『本部町史』資料編1〈1979〉所収）これを『沖縄戦防衛庁文書』・証言記録等と併せてみると、その取締主体は軍（一般軍人、中野学校出身の特務要員、秘密遊撃戦における遊撃隊〈護郷隊〉）と憲兵、警察・警防団・在郷軍人会防衛隊・秘密戦における翼賛会「国土隊」等の官民であり、この規定が拡大適用され実態は不明であるが数多くの一般住民・移民及び移民二世が防諜警戒の下、虐待・虐殺されたことがわかる。ここで看過できないのは、その推進主体は軍であったが、沖縄県民も同様に推進したという事実である。この軍民一体となった防諜網・諜報網・偵諜網の中でこれらの事件は起こったのであり、沖縄県民はこの責任を厳粛に受け止めなければならない。

（4）軍のスパイ像と沖縄語使用者

沖縄語使用者はスパイとみなし処分するという資料は、研究者のみならず一般の方がたにもよく知られている。しかし、この資料は会報や規定の一部であり、前後の状況認識と連動して検討しないと誤解を招くおそれがあるので再説したい。（以下、特に明記しない限り、拙稿「戦時防諜のかなた」参照）資料は『沖縄戦防衛庁文書』であり、その他については文中に明記する。

1945年3月末の記述から始める。

3月25日。「スパイ」が入っているようであるから秘密書類の取扱に注意、との部隊長指示並びに連絡がなされる。（沖縄69）

3月27日。会報で字摩文仁在住の住民動向調査が指示される。（同上）

3月28日。地方人（一般住民を指す軍隊用

語）に対し不用意に企図を暴露するな、との部隊長指示並びに注意事項が一兵に至るまで徹底される。（同上）

スパイ像は明確でないが、スパイが潜入したと注意・連絡がされている点が最も重要である。このスパイはアメリカ軍斥候の可能性もあるが、この関連で沿岸の住民の動向調査が行われ、一般住民への警戒が徹底されたということは、日本軍はスパイを移民・移民二世としてみなしていた可能性が高い。そして、沿岸住民・一般住民の中にこのスパイが紛れ込んでおり、住民の中にもスパイがいるかあるいは住民が通敵行為をなし、連絡・接触し、機密漏洩している可能性を示したものである。このことについて、馬淵新治氏は「目下調査し得た範囲から判断すると、昭和19年10月10日の所謂那覇地区に対する大空襲以後のことと考えられるが、前記『ハワイ』二世、又は『サイパン』失陥後捕えられた沖縄人を、米軍が訓練して数名を一団として潜水艦によって国頭地区方面から上陸に先き立って隠密上陸させて諜報勤務に従事させたのである。この事実は昭和20年4月那覇市内で捕えた2名の沖縄人が8名同時に上陸したと告白しており、又戦後日本人収容所の『アメリカ』軍の通訳をしていた『ハワイ』二世が、自ら潜水艦で隠密上陸をして諜報勤務をした旨公言した等の事例によって明瞭である」（陸上自衛隊幹部学校『沖縄作戦における沖縄島民の行動に関する史実資料』〈1960〉）と報告している。現在のところ、このことに関する肝心のアメリカ軍の記録が発掘されておらず、この報告を正確なものと断定できない。が、同報告は続けて「米軍は上陸後、至るところで沖縄人を捕え、これを利用し」たが、日本軍はこれら「住民に対しても時に『スパイ』の嫌疑をかけて、これを処刑するに至った」と指摘している。後者については、上原正稔『沖縄戦アメリカ軍戦時記録』〈1986〉、『沖縄大観』〈1953〉等もほぼ同様の叙述をして

いる点からも、意外とその信憑性は高いように思える。

4月1日。潜伏斥候配備。(沖縄74)

4月2日。中頭地区一帯を敵手に至るをもって住民を使役し偵諜せしむべきは明瞭なるべし。ゆえに爾今陣地付近に至る地方人に対し兵をして不用意に対応せしめざるとともに必ず捕え尋問し我陣地配備、兵力等暴露せしめざる等の注意肝要なり。特に初年兵に対する面会はこれを厳禁す。と、部隊長注意がなされる。(沖縄69)

4月3日。地方民家の家畜を無断で持って来ないように、もし敵が来た場合に軍の行動を敵に知らせることあり、との参謀長注意がなされる。(同上)

4月4日。機関砲弾地に諜者潜入の模様、南方に遁走せりと。小浜付近にて海上に対し微光燈三回点滅あり、昨夜も同時刻行わる。(同上)

4月5日。『撃滅』4月5日号出される。一、敵諜者潜入の算大なり。二、電話をかける時は防諜に注意(盗聴の懼あり)。三、夜間未だ大声を発する者あり。間諜に対し兵力陣地を暴露す、艦砲を吸引す、諜者は常に身邊にあり。(沖縄74)

4月6日。壕を見られるなスパイも来るかもしれない、デマをなすな、との沖縄県諭告第二号が出される。(同上)

4月10日。参謀長注意がなされる。企図秘匿、ときどきあやしきものを発見したり捕えたりしている。中にはFの諜者の疑いあるものあり、命がほしいので日本人でありながら非国民的なものが我々の身邊にいるということを考えて企図の秘匿については一兵に至るまで真面目に守ること。(同上)

本時期では、スパイ像が明確になってきている。一つは、中頭地区住民がアメリカ軍の手先となって偵諜していることである。偵諜の内容は、端的にいうとアメリカ軍の案内人

であり、日本軍の陣地配備、兵力等の確認作業に従事したことである。(『沖縄戦アメリカ軍戦時記録』、『沖縄作戦における沖縄島民の行動に関する史実資料』、『沖縄大観』等、参照) また、親族の安否確認等もあった。「軍防諜参考資料」は住民が敵手に入ることも当然のことと考慮されていた(「秘密戦ニ関スル書類」)が、証言記録や馬淵報告等に明らかなように住民は実数は不明であるが虐待・殺害されたのである。いま一つはアメリカ軍のスパイ潜入である。アメリカ軍斥候と移民及び移民二世(『沖縄戦アメリカ軍戦時記録』、『沖縄作戦における沖縄島民の行動に関する史実資料』等、参照)特に後者はその大半が投降勧告をなす者であったが、既述のように日本軍の猜疑心をあおった。これらも実数は不明であるが、虐待・殺害されたのであった。海上の防諜警戒の意義については、すでに防諜運動の項で述べた通りである。最近の我部政男氏の調査で明らかになったことは、中国での住民スパイ視虐待・殺害事件の主要因に食糧略奪(食糧問題)があったという。右に示した4月3日のさりげない叙述は、この延長線で把握すると、この地方民家の住民も虐待・殺害された可能性がある。

こうした最中の4月9日付「球軍会報」に「爾今軍人軍属ヲ問ハズ標準語以外ノ使用ヲ禁ズ、沖縄語ヲ以テ談話シアル者ハ間諜トミナシ処分ス」(『沖縄戦防衛庁文書』沖縄41)と表現された。(この文言の意義・脈絡については、拙稿「戦時沖縄の防諜について」参照)この文言は、首里城下の第32軍司令部内で出されたのが確認されるのみで他部隊への伝達は現在のところ不明であり、日々の注意事項・取締事項の一つとして述べられているに過ぎず、単独の重要事項として特記されている訳でもない。(例えば、「爾今…」は正確には「五、爾今…」である)しかし、この頃、第32軍司令部内には沖縄の住民はスパイであるとする見方があり(山川泰邦『秘録沖縄戦

記』〈1969〉、『沖縄大観』等、参照)、司令部付近で豊見城村出身の女性がスパイとされ、婦女子や軍将兵によって殺害されたことは事実である。(『援護関係資料』等参照) また、我部氏の最近の研究によると、第32軍司令部の将兵がスパイ狩りと称して沖縄住民を殺害したことも明らかになった。

4月11日。山情戦第5号出される。注意、敵もまた一部便衣を着用しあり、主として我斬込に対する警戒兵なるもののごとし。『撃滅』4月11日号出される。敵は諜者として占領地邦人二世及び占領地区地方民を大々的に利用し、さらに執拗悪辣なる変装欺騙をもって我が監視線の突破を画策しあるは防諜上さらに一段の厳戒を要する所なり。某部隊において捕獲せる諜者は陸軍一等兵の制服を着用せる敵占領地青年たりし例あり。(沖縄74)

4月14日。山情戦第11号出される。潜伏斥候を活用して夜間に於ける敵の動向を偵知し要すればこれを急襲せよ。(同上)

4月15日。対諜報網強化に関する件出される。敵の島尻地区に対する二、三の例つぎのごとし。1. 将校・下士官の服装をなし潜入せるもの。2. 兵の服装をなし潜入せるもの。3. 避難民を装い潜入せるもの。避難民を装いたるものは中頭より退避し来れるを告げて洞窟の所在地及び部隊位置を聞く。幹部の服装をなし、あるものは高圧的に主として防衛隊、兵を対象としていかにも他隊よりの連絡者らしく見せかけ、あるいは道に迷いたるふうを装い甚だしきは空腹を訴えて食事を行い退去せる例あり。つぎのことに著意指導のこと。4. 地方民の居住しある洞窟には監視者を付し、侵入出を警視せしむること。5. 軍機事項にわたる質問を受けたる場合その言語(特に発音)に注意し、無条件に陣地の状況、洞窟の状

況その他を語らざること。(同上)

4月27日。市町村長会で指示事項出される。

軍事を語るな、スパイの発見逮捕に注意しよう。(『沖縄新報』1945年4月27日)

4月中旬～末。4月14日我如古、北上原での斥候報告書出される。沖縄語を聞きこれを確認するため姿勢を大きくするや敵軍用犬に発見せられ、同時に敵機関銃の射撃を受く。敵の第一線は黒人部隊並びに支那人、沖縄人(防衛隊員)をもって編成し、迫撃砲及び機関銃の主体として陣地を構築しあり。(沖縄74)

この時期、日米の戦闘は宜野湾村南方の嘉数高地・我如古を中心として東西を結ぶ戦線であり、日本軍は出血持久戦の前衛として対峙戦闘とタコツボ・洞窟等からする斬り込み攻撃(急造爆雷等による挺身奇襲)を組み合わせた激戦を展開していた。移民及び移民二世がスパイとして捕獲されたことがまず注目される。そして、中頭からの避難民について、避難民の中に移民及び移民二世のスパイが紛れ込んでいること、また一般住民じたいがスパイとされたことも見て取れる。もはや、混乱した戦場で一般住民が彷徨しているのか、あるいは単なるアメリカ軍の協力者であるのか、スパイをしているのか、客観的に識別・判断することができなかったというのが真相であろう。そこで、必要以上に軍機事項に興味を示す行動のありようと言語が注意されたが、戦況が悪化するに伴い前線の日本軍斥候の報告がこれらにさらなる猜疑を浮上させた。以上のことを総合すると、住民じたいをスパイとして特定したのではなく、日本第32軍の防諜対策から生じた、混乱した戦場における不可避の住民に対する猜疑＝スパイ視の発現・発揚であり、それを誘発した沖縄蔑視であろう。むろん、住民が利敵行為(通敵行為)を行ったことも事実である。多面、重要な軍機密をアメリカ軍に漏洩したのは日本軍将兵(捕虜)であったことも疑いのない事実であ

る。(『沖縄戦アメリカ戦時記録』等、参照) この将兵捕虜のありようを日本第32軍首脳は熟知していたのである。しかし、本土決戦を前提とする出血持久戦を完遂したという証しを立てる必要があった。が、敗戦は必至であり、その敗戦の原因を直截に沖縄の日本軍兵力総体の不足に求めることは本土決戦遂行に支障を来すと認識され、これを隠蔽する生贄を創出する必然性が生じたのであろう。

ともあれ、同年5月5日付の長勇参謀長名の「天ノ巖戸戦闘司令所取締ニ関スル規定」(沖縄41)で、再度こう述べられている。「軍人軍属ヲ問フズ標準語以外ノ使用ヲ禁ズ。(沖縄語デ談話シアルモノハ間諜ト見做シ処分ス)」と。これも先に掲げた文言と同様、現在のところ、他部隊に伝達されたか否か判然としない。文言は「第三章 起居容儀ニ関スル事項」の「第五条」の「6」として述べられており、単独の重要事項どころか、「第六章 防諜ニ関スル事項」でもない。しかし、その意義は、前掲の文言より重い。客観状況からして、これ以降、宜野湾村以南で惹起した住民スパイ視虐待・殺害事件には、右に述べた意図が秘められていたと考えるからである。

この頃、沖縄本島北部では秘密遊撃戦が展開されていた。秘密遊撃戦とは、敵の上陸前是对内の防諜・偵諜・治安維持を主とし、それに非協力的人物及び思想状況を払拭する役目をおびていた。敵の上陸後は、それに加えて対敵があり、敵の後方攪乱をしたり、便衣として生存し、戦況の勝敗を問わずあくまで戦闘を継続するということであつた。その中心で大本営直轄の遊撃隊(秘匿名を護郷隊)であり、中野学校出身の特務要員を指揮官として本部半島の兵士経験のある地域のリーダーが多数参加し編成された。また、その地方官民機関として翼賛会「国土隊」・壮年団、在郷軍人会防衛隊、青年団、警察・警防団等があつた。('秘密戦ニ関スル書類'、『沖縄戦防

衛庁文書』沖縄40・119・135・137・142・255等、『護郷隊』〈1968〉、拙稿「戦時沖縄の防諜について」等、参照) 元遊撃隊員は「護郷隊は便衣隊であり、実際に住民の服装で変装して偵察をおこなつた。これはアメリカ軍上陸後の住民地域、アメリカ軍にたいしてである。住民のなかにスパイがいたとか、アメリカ軍のスパイが潜入したことは聞いたことはなかつた。もちろん、住民がアメリカ軍に情報を流すようなことがあれば殺せ、ということだつた。護郷隊はそういう部隊で、そう命じられていた」(拙稿前掲書)と述べ、防諜・偵諜における官民機関との協力関係が積極的であつたとは証言されず、遊撃隊じたいの防諜・諜報網の緻密さを強調された。しかし、これも実数は不明であるが、本地域で多数の知識人・住民が虐待・殺害されたことは動かしがたい事実である。(『沖縄大観』、『沖縄県史』等、参照) その実施主体が敗残兵か遊撃隊か判然としない。が、戦闘前後の軍官民の防諜・治安・諜報対策のあり方から、まず遊撃隊の対民防諜監視、民情偵察等が実施されたということ、またそのための在郷軍人会防衛隊、憲兵、警察・警防団、国土隊、青年団等との提携・連絡による防諜・諜報網が整備されていたということの延長線上でその事件は発生したと考える。(拙稿前掲書参照)

また、沖縄県の島嶼地域にも、これら特務要員は隠密配備され、その住民の協力の下に、住民スパイ視虐待・殺害事件が起こつたことも明らかである。(石原昌家『虐殺の島』〈1978〉等、参照)

(5) 森脇報告

第32軍参謀長は、同司令部付将校の森脇弘二を大本営連絡として日本本土に帰還させた。(『戦史叢書 沖縄方面陸軍作戦』) その報告の詳細を筆者は寡聞にして知らないが、その概要は次の通りであつた。

敗戦後の帝国議会貴族院で、沖縄県出身の

伊江朝助は、こう述べている。「沖縄終戦ノ三日前に、盛脇（森脇カ）ト云フ陸軍ノ中尉ガ牛島司令官ノ命ヲ受ケテ沖縄カラ脱出シタ、…徳之島ニ上陸スルト盛脇中尉ハ、今回ノ沖縄戦線ノ失敗ハ琉球人ノ『スパイ』行為ニ因ルト云フコトヲ放送シタ、…此ノ人ガ九州地方ヲ廻ッテ、九州ノ疎開地ニ、今回ノ沖縄戦線ハ沖縄県人ノ『スパイ』ニ因ッテ負ケタノダト云フヤウナコトガ流行ッテ、沖縄五万ノ疎開民ガ受入地カラ非常ニ脅迫サレタト云フ事情モアルノデアリマス、我々カラ考ヘマス、非常ニ残念ニ思フノデアリマス、サウシテ疎開地ノ人間ハ、迫害サレタ為ニ、帝国臣タル光榮ニ対シテ疑問ヲ起スト云フ迄憤慨シテ居ル次第デアリマス、斯ウ云フ点ハ無論内務大臣ノ御耳ニハ達シナイデアリマセウガ、斯ウ云フコトモアッタト云フコトダケハチョット御耳ニ入レマシテ、私ノ希望ヲ打切ルコトニ致シマス」（「第八十九回帝国議会貴族院衆議院議員選挙法中改正法律案特別委員会議事速記録 第二号」『沖縄県議会史』第8巻〈1986〉所収）

このことは、九州や徳之島のみならず、当時東京にいた比嘉春潮も同様のことを言われ悲憤慷慨したことを記しており（『沖縄の歲月』〈1969〉）、ほぼ全国的な話題となったことが伺える。

馬淵報告（『沖縄作戦における沖縄島民の行動に関する史実資料』）や『沖縄大観』は、この森脇報告を、責任転嫁・デマ等と述べている。筆者もこの見解に賛同するが、本土決戦との関わりで、本土決戦（遂行）を前提とする生贄を創出する必然性があったと憶測した。しかし、その意図はいまだ釈然としないことが多い。特に、本土決戦との関わりが。森脇報告は存在するはずである。今後、本報告が発掘、公開されることを望み、本項目を閉じる。

存する。戦勝で天皇制ミリタリズム思想が社会一般の思想的経済的支配権力として席卷し、その行動原理として正当性を有するときは、軍民一体化した幻想がプラスの擬態をあらわす。そして、その状況が崩れ、自らの非個人的非自由的ありようが客体化するとき、陰翳と反動が自己同一性を揺さぶる。それが防諜のダイナミズムであり、極点が住民虐殺である。しかし、社会はあくまで軍民の総合で構成されており、そのどちらもこれを推進した責任から免れないだろう。

課題は、森脇報告である。第32軍首脳部のみの責任なのか、本土決戦と関連する政治力学等ではなかったのか、筆者には何かその契機においてその構造において釈然としないものを多々感じる。

（2001年3月3日脱稿）

〔追記〕 本稿脱稿後に我部政男「沖縄：戦中・戦後の政治社会の変容」天川晃・増田弘編『地域から見直す占領改革—戦後地方政治の連続と非連続』（山川出版社 2001）、吉浜忍「陣中日誌にみる兵営生活—玉城村に駐在した独立歩兵第十五大隊を例に—」・地主園亮「沖縄県民の戦場動員と第三十二軍の防諜対策」『史料編集室紀要』第26号（2001）等の論文が公表された。いずれも参照すべき労作である。特に、本稿との関連で我部氏の論文は、史料学的・理論的に進化（深化）の精度において優れている。

防諜とは、日本精神を陽に、猜疑を陰に併

「琉球王国評定所文書」編集事業を終えて

前 津 政 廣

1. はじめに

『琉球王国評定所文書』については、第1巻の「総説—評定所文書についての概観」（島尻勝太郎初代委員長、故人）や『旧琉球藩評定所書類目録』（浦添市教育委員会、1989年3月発刊）に我部政男（当時琉球大学教授、現山梨大学教授）の「新文書発見の経過と期待」と高良倉吉（当時県立博物館主査、現琉球大学教授）の「評定所文書をめぐる状況」に詳しく記載されている。

これによると近世の琉球王国の政治行政組織、首里王府の中枢機関を「評定所」といい、王府の各組織、各地方行政組織から発信された行政文書は「評定所」に集められ、そこで文書の整理・保存が行われていた。約500年間にわたる首里王府の膨大な文書群は、琉球評定所記録（旧琉球藩評定所書類）として、明治12年（1879）の沖縄県設置（琉球処分）後に、明治政府（当時の内務省）は琉球問題の参考資料として、この文書群を接收して東京に運んだとされていた。内務省の書庫に保管されていた時代に作成されたと考えられている「旧琉球藩評定所書類目録」によると、接收文書の数1,991件、冊数にして2,074冊の膨大な文書群であった。しかし、この貴重で膨大な琉球評定所記録は、大正12年（1923）の関東大震災によってすべて焼失してしまったと考えられていた。ところが、焼失した同文書の写本の一部が、昭和61年（1986）に東京大学法学部法制史資料室と警察庁の地下倉庫の資料室に保管されていることが我部政男氏の調査で確認された。東京大学に実質113件、警察庁（後に国立公文書館に移管）

には21件保存されていた。さらに、平成10年（1999）に東京大学史料編纂所において、原本と思われる4件の文書が新たに発見された。幸いにして焼失を免れた分は全体からみればわずか7%と少ないが、現存する「評定所文書」は、近世琉球史研究の第一級史料であり、一部が「沖縄県史料」（沖縄県教育委員会）で紹介されてはいたが、残存文書のすべてを史料集として刊行することは、琉球史研究者たちの悲願とされていた。

2. 刊行の目的・意義

刊行の目的と意義については、第1巻に当時の比嘉昇市長の「発刊によせて」や西原正次教育長の「発刊のことば」あるいはこれまでの図書館館報に掲載されている。

これによると浦添市は、歴史・文化の伝統をふまえ「太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市」を目指したまちづくりに取り組んできた。教育・文化行政には「教育の進展、文化の高揚をめざす都市づくり」を掲げとくに力を入れてきた。その政策的バックボーンとして、古琉球時代の浦添（ウラオソイ）が、首里王都以前の王都として浦添城跡を中心に政治、経済、文化の中心地であったという歴史的背景があった。

浦添市教育委員会では教育と歴史・文化事業の一環として、この数奇な運命を経てその一部が保存され、沖縄の歴史研究のうえで最重要史料ともくされる『琉球王国評定所文書』を全12巻、五か年継続の市単独事業として刊行することになった。そして編集事務局を市立図書館に置き、琉球史の究明と郷土の

歴史に対する認識を深めると同時に、市民にかつて王都として富み栄えた「浦添（ウラオソイ）の時代」の高い理想を培い、市民に誇りと自信の高揚を図り、もって新たな文化の創造・発展に寄与することを目的として本事業を推進することになった。

3. 発刊の経緯及び経過について

発刊の意義及び経過については、第1巻の編集後記や前述の『旧琉球藩評定所書類目録』に詳細に記載されている。また、その後の主な経過は、平成14年1月に刊行された「補遺別巻」の「刊行事業年譜」や『「琉球王国評定所文書」(全19巻)の編集を了えて」(編集委員会西里喜行委員長)』に詳しく掲載されている。

これまでの経過を大雑把に概観すると、昭和61年6月、我部政男氏が警察庁書庫内で「旧琉球藩評定所文書」21冊を調査・確認する。そのころ当時の比嘉昇市長(故人)と吉長盛勝総務部長が東京出張中で同書類に接し、同事業の意義と重要性を認識する。同年9月3日比嘉市長・吉長総務部長・名嘉原安寧教育部長・宮城篤正図書館長の4者で同事業について協議をする。その結果、教育委員会で取り組むことを確認。同年11月宜保成幸助役・宮城図書館長が国立公文書館等へ評定所関係資料調査及び同事業への協力依頼し、快諾を得る。翌62年の3月市議会で同事業関連の議案を提案し、審議可決された。同年5月同事業の担当嘱託員を採用し、同年7月に12名の編集委員が委嘱され、1回目の編集委員会が開催され本格的に事業がスタートした。

しかし、この15年の長期にわたる刊行事業の間には、少なくとも4回の刊行事業の見直しが行われた。

第1回目は、昭和63年5月に、当初の発刊計画の5年間で全10巻・年2巻の発刊計画を、10年間で全18巻・年2巻の発刊に計画変更した。変更の理由は、①「評定所文書」の全巻

10巻では収録が不可であること②3冊刊行年度が3年度もあり、これを維持するには大幅な人員増が必須であることと史料点検等に判読ミスの恐れが生じること③県史料や他市町村史編纂事業に携わる研究者が多忙であることを勘案したこと等であった。

第2回目は、「平成3年7月23日付け編集委員会から刊行計画の見直しの提言」をうけて、これまでの年2巻の全18巻、10年計画を年1巻の全18巻を15年計画へ5年間延長する計画に変更した。変更理由は、①業務の専門性、高度性や現編集体制の弱さ等で年2巻の刊行は困難であること②判読ミスを無くするため編集作業にゆとりをもたすこと等であった。

第3回目は、平成10年度の編成時に、市当局から刊行事業の中止あるいは凍結問題が提案されたこと。これには編集委員会から強い継続の要望と事務局サイドの編集作業の見直し(具体的には嘱託員で原文フロップ入力作業を行うと同時に、解題執筆担当の編集委員が初校を担当することで構成と編集作業の見直しを図ったこと)と2巻同時入札制度等により年2巻の発刊体制と最終年度を1年短縮し、平成12年度で事業を終了することで復活要求が認められ、継続することができた。

第4回目は、東大編纂所で新たに見つかった4件の文書の取り扱いであった。編集委員会では、4件の文書と索引や総目次等の作成を合わせて「補遺別巻」として発刊することが望ましいことの提案があり、結果的に1年間延長し、最終年度が12年から13年へ延びる事となった。その結果、全18巻と補遺別巻の計19巻を15年で完結することになった。

4. これまでの成果

これまでの発刊事業の成果としては、第1点目に、浦添市が単独事業として15年の長い年月と膨大な費用をかけ、全18巻と補遺別巻を刊行し、市の文化事業として、当初の目的である市民に誇りと自身の高揚を図り、もつ

て新たな文化の創造・発展に寄与できたことである。第2点目は、『琉球王国評定所文書』の刊行事業を市の教育・文化事業の「顔」として位置づけ、最後まで継続的に事業を推進し、琉球王国の文化遺産としての評定所文書の価値と重要性を市民はもとより、県内はじめ県外のみならず外国（中国・台湾・韓国・アメリカ・ドイツ・フランス等）の歴史・文化関係者から高い評価を受けたこと。第3点目は、各巻の巻頭論考に評定所文書の世界と関わる最新の研究論文を掲載し、豊富な史実を提示して琉球（沖縄）史の見直しを迫ったことや国内外の研究者も評定所文書を活用し斬新な研究成果を公表していることである。第4点目は、評定所文書の史料内容が一般市民には難解であるということで、第1巻からこの間、「評定所文書」が刊行されるごとに「評定所文書を読む会」や「古文書を読む会」を開催して、市民向けにわかり易く解説したり、難解な古文書の読み方を学習する等その成果を普及活用してきたことである。この全講座の詳細な内容は『浦添市立図書館紀要第11号－特集1：沖縄学研究室開所10年記念の記録』に収録されている。第5点目は、この刊行事業を通して県内外はじめ外国との研究機関、研究者との交流ができ、多くの情報が得られたこと等が挙げられる。

5. 今後の課題

『琉球王国評定所文書』全19巻の完結にあたって今後の課題については、先の編集委員会から刊行事業後の課題についての提言が次のように出されている。

「・・・略・・・『琉球王国評定所文書』は県内のみならず県外や外国（中国・台湾・韓国・アメリカ・ドイツ・フランス等）からの研究者から高い評価を得ており、世界的な貴重な史資料としての地位を築き、今や浦添市の文化事業の『顔』として定着している。
...略...

事業終了が目前に迫った今、この時点に立って、下記の要望をあえて行うことにしましたので、貴職を中心に真剣にご検討下さいますようお願いする次第です。

記

① 全19巻の史料集は貴重な歴史を伝えるものでありながら、内容が難解であるために一般市民には理解しがたい。よって史料集の内容を広く市民に普及するための諸事業を次年度からは是非推進していただきたい。

例：解説書・普及書の編集・刊行、市民講座など

② 刊行事業を通じて多くの資料・情報が事務局に蓄積されており、それを市民や利用者に提供できる体制を次年度から確保していただきたい。」

これを受け、沖縄学研究室では、ポスト評定所として、市の第3次総合計画に「歴史資料（古文書・行政資料）の収集・保存活用事業」として要求し、認められた。

平成14年度以降は、これまでの編集作業の過程で収集された膨大な資料群とこれまでの編集作業の中で培われてきた専門的知識の活用をとおして、評定所文書の成果を普及する事業を行うとともに、復帰以前の「琉政文書」や市の公文書（行政文書）で廃棄された文書の中で、今後、市の行政史を後世に伝える貴重な歴史資料の収集を図っていくことが今後の課題となった。

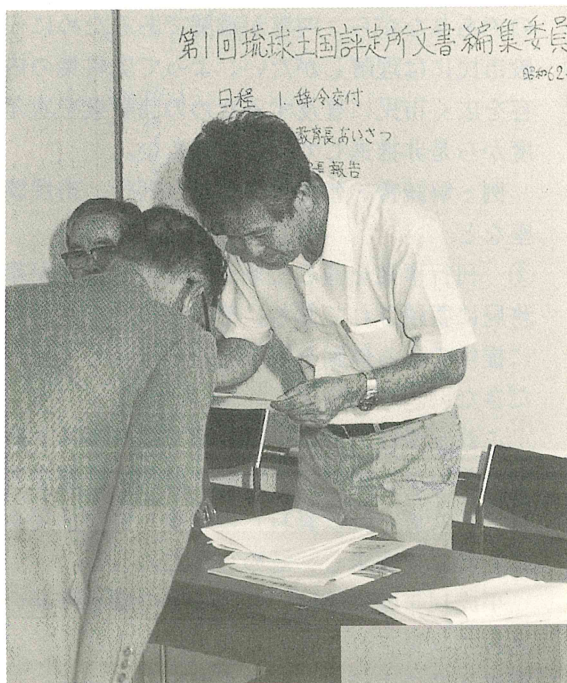
具体的には、評定所文書の総索引・正誤表の作成、用語解釈集、ビジュアル版等の発刊と評定所文書の解釈見直し作業、評定所文書関係の古文書の収集作業等を引き続き積極的に進めていくことである。

「琉球王国評定所文書刊行事業」の成果と意義は益々高まり、刊行事業に対する県内外はじめ外国からの評価を踏まえつつその成果を浦添市の誇るべき文化遺産として将来へ向けて継承発展させるべき事業の継続がより重要である。

本事業の当初3年間と最後の5年間の計8年間に携わり、評定所文書第1巻と全19巻の完刊に立ち会うことが出来たことは光栄であった。この貴重な体験を通して、本事業の重要性を改めて認識するとともに継続発展を強く

望んでやみません。

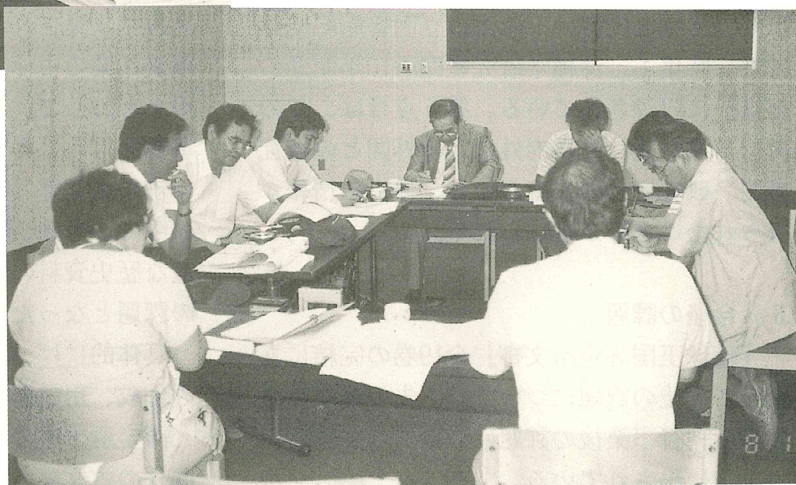
最期にこれまで長期にわたって編集・刊行事業に携わってこられた編集委員の先生方はじめ関係各位にあらためて敬意を表すとともに重ねて深く感謝申し上げます。



◀評定所文書編集委員

辞令交付式（昭和62年）

▼第1回目 評定所文書編集委員会 （昭和62年）



前12号所収〔グラビア写真解説〕の訂正とお詫び

撮影者の太宰好夫氏の経歴について「清水建設の社員」とした部分は、当方の認識違いとして改め、「建設会社の社員」と訂正いたします。また、この件につきまして太宰氏にご迷惑をお掛けいたしましたことを陳謝いたします。

◆2001年度刊行案内

『琉球王国評定所文書』補遺別巻 2002年1月発行

※口絵グラビア6P、本文450P、総456P。 ※市販価格 4,935円（消費税込み）

☐ 発刊のあいさつ ☐ 目次 ☐ 凡例

〔巻頭論考〕近世琉球における対「異国船漂着」体制 渡辺美季

1 逗留英人成行守衛方江御届申上候写（咸豊3～5年）

※1515号 ※解題：金城功

2 英人逗留ニ付那覇ニ而之日記（咸豊4年）

※1516号 ※解題：田名真之

3 英人逗留ニ付那覇ニ而之日記（咸豊4年）

※1517号 ※解題：西里喜行

4 魯西亜国船来着那覇ニ而之日記（咸豊4年）

※1518号 ※解題：高良倉吉

☐ 『琉球王国評定所文書』全巻総目次

☐ 『琉球王国評定所文書』刊行事業年譜

☐ 『琉球王国評定所文書』（全19巻）の編集を了えて 編集委員長 西里喜行

☐ 編集後記 編集事務局

☐ 編集委員会および補遺別巻執筆担当紹介

☐ 簡易索引 重要語句初出一覧

文書作成年一覧

貸出資料の未返却者への対応について

奉仕係 当 山 全 修

図書館員として今年度10月で1年半になりました。

最初に驚いたのは、貸出期限を過ぎててもかなりの人数の人が資料を返却しないまま、貸し出しされている点でした。つまり長期未返却者と言われる人がかなりいました。

他館の状況については、奉仕部会の情報交換の中で、当館同様、長期未返却者が毎年、増え続けているとの報告でした。その中で、1市だけは対策が取られていました。その中身は、「1ヶ月以上、延滞資料があった場合返却があるまで貸し出しを停止する。」というペナルティを設けた点でした。

ペナルティを実施した理由は、地域にふたつの大学をかかえ、転入・転出が多いこと、また延滞している資料本の中に、予約本が集中していること、未返却になっていることを早めに利用者へ気づかせる点などでした。

平成12年6月に沖縄県公共図書館連絡協議会第二回奉仕部会で、長期延滞者への対応について意見交換があり、県立図書館員から「1冊延滞したら返却するまで貸さないことを決済中であり、延滞日数が1ヶ月以上になった時点でやるか、または2ヶ月とか、早くして一週間とかの延滞日数の件で検討している。そのきっかけとなったのは、去年、予約者の一人が他館や書店にない本を1年以上待たされたという苦情からきた。また、除籍年数等が短い点もあり、2、3年経つと再度貸し出しができ、貸出期限を守っている人と何年も延滞をしていても借りている人との不公平感が、監査の指摘になった。それでルールを守る人が損をしないように、全会一致で決定し

た。」まさに、当館においても県立図書館と同様に貸出・未返却で不公平感があり、予約担当をはじめ半数以上の図書館員からペナルティの実施要望があり、督促担当の私の方でカウンター業務に従事する館員24名のアンケートを採りました。

私は、ほとんどの人がペナルティ実施に対し理解を示すであろうと、楽観的に考えていました。しかし、「せっかく来館した利用者を延滞があるからと言って、返すのは不公平だ。」と言う意見が多くありました。「ペナルティをさけて督促を強化した方がいい。」との意見も5名程ありました。

電話による督促は1979年日本図書館総会決議の『図書館は、利用者の秘密を守る』とのかかわりから、利用者が不在の時、家族の者に詳細を言えない点で、何度も電話をかけることとなり、苦情が出て、ある図書館では、電話による督促を一時的に取り止めたとの情報がありました。

ある時、カウンターで利用者から、「予約してから何ヶ月も待っている。自分で取りに行くので、借りている人の名前を教えてほしい。」と言われた図書館員がいました。その人が言うには、「予約本が返却されず、何度も返される方が、もっと不公平だ。」というのです。

私が、初めて家庭訪問して、未返却資料を取り返したこともありましたが、21点の未返却資料中、2年前の延滞が4冊で2冊は予約本だった。1年前の延滞が6冊、そのうちの2冊も予約本だった。残りの11点は6ヶ月前の返却予定日でした。私が玄関先でその利用者

に名前を尋ね、本人以外に本人の両親の名前で借りているとのが分かり、「督促ハガキを何回も出しているが何故返却しないのですか。4冊も予約も入っているし予約担当も何度も電話していますよ。とりあえず、そこにある分だけでいいですから、返却をお願いします。」、その利用者は「13冊は今返し、残りは後で返します。」返答したのです。

朝のミーティングでそのことを報告し、早くペナルティの実施を実現させるため2回目のアンケートを作成しました。アンケートの結果、ペナルティを科すことに24名中19名が賛成しました。平成12年6月20日に起案、上司の決済を待つことになりました。館長は全員一致の賛成を望んでいました。浦添市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則第12条『館長は、資料貸出期間経過後においても当該資料を返却しなかった者に対して、一定期間資料の貸出しを停止することができる。』が定められている。

貸し出しの資料点数の上限が10冊の宜野湾市民図書館がペナルティを実施し、15冊の本館が何故実施しなかったのか。考えてみると、貸し出し中心の業務を続けてきたように思えた。

6月下旬、県立図書館よりペナルティについて、九州全県の様子が届いた。

例として、福岡県立図書館では1ヶ月以上1冊でも遅延した場合、返却した時点から15日間の貸し出しを停止する。また、佐賀県立図書館では、4週間以上1冊でも遅延した場合、返却した時点から10日間の貸し出しを停止する。宮崎県立図書館では、①返却期限が1ヶ月過ぎたら督促の葉書を出す。②以後1ヶ月ごとに3回まで葉書を出した時点で貸し出しを停止する。③返却後、2週間の停止期限をおく、との内容であった。返却した後、すぐには貸さないということであり、これこそまさにペナルティであった。その状況資料を館長に提出して、決断の日を待ち続けまし

た。

7月上旬、館長が決断した。内容は、「1ヶ月以上の延滞資料が1冊でもあった場合、返却があるまでは貸し出しを停止し、返却をした時点で貸し出しを可能とすること」であった。

以後、実施日を10月1日からとし、その間周知案内のチラシ・浦添市立図書館だより「はながわら」による広報、督促葉書による通知、館内掲示をすませた。利用者から実施日が遅いとの声もあったが、十分な周知を徹底して行ない、無難にスタートされた。

浦添市立図書館のペナルティ実施の件は他館にも伝わり、糸満市・那覇市・石川市と実施され、県立図書館も平成13年4月1日より貸し出し上限を3冊から5冊に増やし、返却期限日から1冊でも30日以上本を返却しない利用者には、返却するまで貸し出しをしないことになったのです。

浦添市をとりまく隣接市が歩調をあわせ、ペナルティ実施をしていることは、意義深いと思います。

今年（平成13年）の10月でペナルティ実施が行なわれて1ヶ年目をむかえました。利用者の皆様の予約や貸し出しのサービス向上につながり、利用者の皆様が早めに延滞資料に気付いていただき、ルールを守ることによって、一人びとりが気持ちよく期限内の返却をして頂ける者が多くなってきています。

ここ数年、経済悪化の原因によって、図書館の資料購入費にも影響が出てきています。新刊本が少なくなると利用者の図書館ばなれにも繋がりがかねません。長期未返却者を少なくし、紛失した場合は弁償をして頂くことは当然でしょう。そのようなことからしても、図書館がある限り、ペナルティは、ずっと続けなければならないと思われます。

沖縄学研究室寄贈受付図書資料一覧

【1999年度後半～2000年度前半】

※但し、雑誌・宣伝小冊子などは除外した。

書 名	編 著 者	発 行 者	発行年月
名桜大学附属図書館報 ひろば No.9	名桜大学附属図書館	名桜大学附属図書館	1999・03
與那國 町制施行50周年記念誌	与那国町史編集委員会	与那国町	1999・03
宮古島駐屯日本軍・朝鮮人軍夫関係資料(複写)	岡本 恵昭		1999・08
長崎実記年代録〈九州文化史研究所史料集3〉	九州文化史研究所史料集刊行会	九州文化史研究所史料集刊行会	2000・03
福岡藩 寛文・延宝期御用帳(九州文化史研究所史料集2)	〃	〃	1998・03
九州文化史研究所紀要 第42・43号	九州大学九州文化史研究所	九州大学九州文化史研究所	1999・03
那覇市議会史 第4巻資料編3 新聞にみる議会 戦前期	那覇市議会事務局議会史編さん室	那覇市議会	1997・03
那覇市議会史編さんだより 第5号	〃	〃	1997・03
首里城復元期成会会報 第18号 特集:首里城賛歌	首里城復元期成会	首里城復元期成会	1999・07
南島経済史の研究	山本 弘文	法政大学出版局	1999・08
宮良 高夫	宮良 スミ	宮良 スミ	1995・07
石垣島 古郷安良の原風景―その歴史と自然―	石垣市総務部市史編集室	石垣市	1999・08
南島文化 第20号	沖縄国際大学南島文化研究所	沖縄国際大学南島文化研究所	1998・03
南島文化研究所所報 第43号	〃	〃	1998・03
南島文化研究所所報 第44号	〃	〃	1999・03
宮古・平良市調査報告書3 〈地域研究シリーズNo.25〉	〃	〃	1998・03
〔徳島県立文書館〕文書館だより 第13号	徳島県立文書館	徳島県立文書館	1999・07
阿波の絵図 PART3 分間絵図の世界(第19回企画展)	〃	〃	1999・08
沖縄シャーマニズムの社会心理学的研究(複写)	研究代表者 大橋英寿	大橋 英寿	1999・03
地域総合研究 第27巻第1号	鹿児島経済大学地域総合研究所	鹿児島経済大学地域総合研究所	1999・03
沖縄短大論叢 第13巻第1号〈通巻14号〉	沖縄大学短期大学部	沖縄大学短期大学部	1999・03
沖縄大学紀要 第16号〈通巻36号〉	沖縄大学教養部	沖縄大学教養部	1999・03
沖縄伊江島方言辞典	生塩 睦子	伊江村教育委員会	1999・03
沖縄伊江島方言辞典 索引編	〃	〃	1999・03
沖縄大学地域研究所所報 No.19	沖縄大学地域研究所	沖縄大学地域研究所	1999・09
千葉県の文書館 第4号	千葉県文書館	千葉県文書館	1999・03
聖書のらいい―その考古学・医学・神学的解明―	犀川 一夫	新教出版社	1994・03
中国の古文書に見られるハンセン病	〃	沖縄ハンセン病予防協会	1998・01
癩に関する論文集 第1編	〃	〃	1992・03
癩に関する論文集 第2編(沖縄の癩)	〃	〃	1990・09
ハンセン病政策の変遷 附・沖縄のハンセン病政策	〃	〃	1999・03
民俗文化 第431号	菅沼晃次郎	滋賀民俗学会	1999・08
民俗文化 第432号	〃	〃	1999・09
敬天愛人 第17号	西郷南洲顕彰会専門委員会	財団法人西郷南洲顕彰会	1999・09

書名	編著者	発行者	発行年月
長崎再生！出島復元（リーフレット）	出島復元準備室	出島復元準備室	
長崎居留地（リーフレット・マップ）	長崎市教育委員会	長崎市教育委員会	
ながさき阿蘭陀年（リーフレット）	ながさき阿蘭陀年推進協会	ながさき阿蘭陀年推進協会	2000・01
長崎 Foot Lights（リーフレット）	長崎市観光課	長崎市観光課	
第34回全国史跡整備市町村協議会大会 エクスカッション資料	第34回全国史跡整備市町村協議会 大会実行委員会事務局	第34回全国史跡整備市町村協議会 大会委員会事務局	1999・10
ぎのわんの文化財 〈宜野湾市文化財保護資料第49集〉	宜野湾市教育委員会	宜野湾市教育委員会	1999・03
馬ふしぎ展－珍品奇品から幻獣まで－	馬事文化財団馬の博物館	財団法人馬事文化財団	1999・10
浦添市の教育（平成11年度）	浦添市教育委員会	浦添市教育委員会	1999・09
沖縄の米軍と基地－核兵器の廃絶をめざして	芳澤 弘明	あけぼの出版	1994・08
南島研究 第40号	酒井 卯作	南島研究会	1999・10
おきなわ海の自然観察① サンゴ礁の磯・糸満市大渡海岸	沖縄県環境保健部 自然保護課	沖縄県環境保健部 自然保護課	1991・03
隣家文書 その1 宗門手札改文書（複写）	小湊隣家	小湊隣家	
隣家文書 宗門手札改文書関係（複写）	〃	〃	
隣家文書 口上覚 其他1（複写）	〃	〃	
隣家文書 口上覚 其他2（複写）	〃	〃	
人間科学 第4号 〈琉球大学法文学部人間科学紀要〉	琉球大学法文学部	琉球大学法文学部	1999・09
伊能忠敬が描いた日本	徳島県立博物館	徳島県立博物館	1999・09
宮古郷土史研究会会報 No.114	宮古郷土史研究会	宮古郷土史研究会	1999・09
沖家文書目録〈柳川古文書館史料目録第9集〉	柳川古文書館	柳川古文書館	1997・03
収集諸家文書目録・Ⅲ〈柳川古文書館史料目録第10集〉	〃	〃	1998・03
田尻家・吉弘家文書目録〈柳川古文書館史料目録第11集〉	〃	〃	1999・03
船舶特幹一期生会々報 第2号	船舶特幹一期生会事務局	船舶特幹一期生会事務局	1998・02
御茶屋御殿－21世紀へのメッセージ	御茶屋御殿復元期成会準備委員会	御茶屋御殿復元期成会準備委員会	1999・09
びぶろお Vol.32 No.4 〈琉球大学附属図書館報〉	琉球大学附属図書館	琉球大学附属図書館	1999・10
でいご 第31号〈沖縄国際大学図書館報〉	沖縄国際大学図書館	沖縄国際大学図書館	1997・12
でいご 第32号〈沖縄国際大学図書館報〉	〃	〃	1998・04
でいご 第33号〈沖縄国際大学図書館報〉	〃	〃	1999・04
きよらさ No.23〈浦添市美術館ニュース〉	浦添市美術館	浦添市美術館	1999・07
蘇氏（姓）の先人たち－家譜の批判的読み方	屋部憲次郎	屋部憲次郎	1999・04
民俗学研究所ニュース No.45	松崎 憲三	成城大学民俗学研究所	1999・07
民俗学研究所ニュース No.46	〃	〃	1999・10
琉球・中国・日本・朝鮮年代対照表	沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県公文書館史料編集室	1997・03
清代福建省地方官年表	〃	〃	1999・03
歴代宝案 訳注本 第三冊	〃	沖縄県教育委員会	1998・03
第五回琉球・中国交渉史に関する シンポジウム論文集	〃	〃	1999・10

書名	編著者	発行者	発行年月
楚辺誌 民俗編	楚辺誌編集委員会	宇楚辺公民館	1999・06
琉球大学経済研究 第58号	琉球大学法文学部	琉球大学法文学部	1999・09
内間西原古墓群〈浦添市文化財調査報告書第22集〉	浦添市教育委員会	浦添市教育委員会	1994・03
内間西原古墓群Ⅱ〈浦添市文化財調査報告書第30集〉	〃	〃	1999・03
沖縄戦から何を学ぶかー戦争を知らない世代のための平和学習書	沖縄県教育文化資料センター	沖縄時事出版	1999・09
第21回南島文化市民講座 八重山の歴史と文化	沖縄国際大学南島文化研究所	沖縄国際大学南島文化研究所	1999・11
文化課紀要 第15号	沖縄県教育庁文化課	沖縄県教育庁文化課	1999・03
民俗文化 第433号	菅沼晃次郎	滋賀民俗学会	1999・10
銘苅古墓群Ⅱ〈那覇市文化財調査報告書第40集〉	那覇市教育委員会	那覇市教育委員会	1999・03
与世永家文書 御財制（複写）	与世永家	那覇市史編集室	
仲吉朝忠本 御財制（複写）	仲吉朝忠	〃	
奥武殿内本 御財制（複写）	奥武殿内	〃	
西表島租納・星立の節祭の芸能（複写）	西表民俗芸能保存会	西表民俗芸能保存会	1979・02
戦後収容所・引揚関係資料（複写）	赤嶺 光忠	具志川市史編さん室	1999・03
広島県立文書館だより 第14号	広島県立文書館	広島県立文書館	1999・09
喜友名区文化財マップ〈宜野湾市文化財保護資料第47集〉	宜野湾市教育委員会	宜野湾市教育委員会	1997・03
洞穴〈宜野湾市文化財調査報告書第6集〉	〃	〃	1984・03
植生〈宜野湾市文化財調査報告書第9集〉	〃	〃	1987・03
宜野湾クシヌウタキ	〃	〃	1994・03
ヌバタキ〈宜野湾市文化財調査報告書第13集〉	〃	〃	1991・03
喜友名東原ヌバタキ遺跡	〃	〃	1990・03
土に埋もれた宜野湾〈宜野湾市文化財調査報告書第10集〉	〃	〃	1989・03
大謝名カンジャーガマ岩陰遺跡発掘調査記録	〃	〃	1997・03
大謝名カンジャーガマ岩陰遺跡の鍛冶関連遺物	〃	〃	1998・03
じゃなⅠ〔図版編〕	〃	〃	1990・03
野嵩ウガンヌカタ遺跡	〃	〃	1996・03
真志喜森川原遺跡	〃	〃	1994・03
伊佐前原遺跡	〃	〃	1993・03
大山岳之佐久原第一遺跡・新城古集落遺跡	〃	〃	1995・03
宜野湾クシヌウタキ〈宜野湾市文化財調査報告書第25集〉	〃	〃	1997・03
上原同原遺跡の発掘調査記録	〃	〃	1992・03
伊佐前原第一・第二遺跡	〃	〃	1998・03
個人住宅建設に伴う森川原第二遺跡			
緊急発掘調査概要図録集	〃	〃	1997・03
都市計画街路大謝名・真志喜線建設工事関係			
埋蔵文化財緊急発掘調査概要	〃	〃	1998・03
久米島仲里村の文化財	仲里村教育委員会	仲里村教育委員会	1998・03
〔徳島県立文書館〕文書館だより 第13号	徳島県立文書館	徳島県立文書館	1999・07

書名	編著者	発行者	発行年月
飛ぶ立つ生命ーまちにチョウを増やそうー	名護博物館	名護博物館	1999・10
歴代寶案 校訂本 第5冊(第2集巻31~41)	沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県教育委員会	1996・03
歴代宝案の葉	沖縄県教育委員会	〃	1999
海の流れ情報 平成11年3月~12月	第11管区海上保安本部	第11管区海上保安本部	1999・03
沖縄の振興開発 平成11年	沖縄開発庁	沖縄開発庁	1999・03
発掘された日本列島'99 新発見考古速報	文化庁	朝日新聞社	1999・06
りゅうせき美術賞展 10年のあゆみ	りゅうせきネットワーク会議	りゅうせきネットワーク会議	1999・10
沖縄芸能史研究 創刊号	沖縄芸能史研究会	沖縄芸能史研究会	1976・07
沖縄芸能史研究 第2号	〃	〃	1977・07
漆工史 第22号	漆工史学会	漆工史学会	1999・11
ぶりでい 名護博物館年報15号(平成10年度)	名護博物館	名護博物館	1999・08
あじま 名護博物館紀要9号	〃	〃	1999・03
平良市総合博物館紀要 第6号	平良市総合博物館	平良市総合博物館	1999・03
沖縄の鳥居	仲里 長和	仲里 長和	1998・06
民俗文化 第434号	菅沼晃次郎	滋賀民俗学会	1999・11
原忠順文庫貴重資料展(展示小冊子)	琉球大学附属図書館	琉球大学附属図書館	1999・11
勝連町の遺跡<勝連町の文化財第17集>	勝連町教育委員会	勝連町教育委員会	1993・03
真嘉比・古島古墓群	那覇市教育委員会	那覇市教育委員会	1999・03
名護松尾原南遺跡	〃	〃	1999・03
障害児教育実践センター紀要 創刊号	琉球大学教育学部	琉球大学教育学部	1999・10
北満初年兵の生活日記	森下 紀良	論創社	1980・11
恨(ハン) 朝鮮人軍夫の沖縄戦	海野福寿・権丙卓	河出書房新社	1987・07
昭和の戦争9 アジアの反乱	丸山 静雄	講談社	1986・02
昭和の戦争7 引揚げ	松岡 英夫	〃	1986・03
満州棄民ー孤児たちの戦後はいまだ終らずー	三留 理男	東京書籍	1988・08
棕鳩十の本第6巻 動物譚 南国動物記	棕 鳩十	理論社	1982・08
棕鳩十の本第21巻 随想集 南国風土記	〃	〃	1982・09
日の丸・君が代の法制化と公教育の役割	所 功	(社)国民会館	1999・10
隣の国からみた日本	金 美齡	〃	1999・11
沖縄演劇 第52回公演 真玉橋由来記	沖縄企画部	沖縄企画部	1974・05
沖縄演劇 第53回公演 恩納ナベ	〃	〃	1974・06
沖縄演劇 第54回公演 逆立幽霊	〃	〃	1974・08
沖縄演劇 第55回公演 仏桑華	〃	〃	1974・09
沖縄演劇 第56回公演 与那国シヨングナー	〃	〃	1974・09
琉球大観 南島の自然と人	石野 瑛	武田学園	1960・01
済州道地域図書館の郷土資料開発に関する研究	梁 相淑	梁 相淑	1999・08
言語文化研究紀要 第8号	琉球大学法文学部	琉球大学法文学部	1999・10
まぼろしの大陸 八重干瀬(やびじ)	平良市総務部企画室	平良市総務部企画室	2000・04

書名	編著者	発行者	発行年月
神奈川大学評論34 特集=ポスト現代の社会科学	神奈川大学評論編集専門委員会	神奈川大学広報委員会	1999・11
昭和の戦争10 朝鮮戦争・ベトナム戦争	山室 英男	講談社	1985・09
砂川元島〈城辺町文化財調査報告書第4集〉	城辺町教育委員会	城辺町教育委員会	1989・03
北部リゾート地区遺跡分布調査報告	沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会	1991・03
伊是名貝塚 緊急発掘調査報告書	伊是名村教育委員会	伊是名村教育委員会	1979・03
伊是名ウフジカ遺跡 発掘調査報告書	〃	〃	1980・03
文化財にみる沖縄の自然・歴史・文化(高校生版)	沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会	1996・03
那覇市水道史(複写)	那覇市役所	那覇市役所	1935・04
百名第二貝塚の試掘調査	沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会	1981・03
渡名喜島の遺跡Ⅰ 渡名喜村落の形成(抜刷)	仲松 弥秀	渡名喜村教育委員会	1979・03
知念村の遺跡―詳細分布調査報告書	知念村教育委員会	知念村教育委員会	1985・03
ナガタ原貝塚・船越貝塚発掘調査報告書	沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会	1979・03
ピンザアブ ピンザアブ洞穴発掘調査報告	〃	〃	1985・03
宮古平良市住屋遺跡緊急発掘調査報告	〃	〃	1981・03
宮古城辺町長間底遺跡発掘調査報告	〃	〃	1984・03
城辺町保良地区の遺跡分布	城辺町教育委員会	城辺町教育委員会	1980・03
城辺町高腰城跡範囲確認概報	〃	〃	1988・03
伊江島阿良貝塚発掘調査報告	沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会	1983・03
竹富町・与那国町の遺跡―詳細分布調査報告書	〃	〃	1980・03
大牧遺跡・野城遺跡―範囲確認調査報告書	城辺町教育委員会	城辺町教育委員会	1987・03
沖縄県民俗分布図―民俗文化財緊急調査報告書	沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会	1977・03
豊見城村の文化財	豊見城村教育委員会	豊見城村教育委員会	1999・03
重要文化財旧崇元寺第一門及石牆修理 工事報告書	又吉真三一級建築士事務所	尚 裕	1983・01
重要文化財 中村家住宅修理工事報告書	〃	中村 栄俊	1979・12
第9回沖縄県芸術祭古典芸能公演(昭和55年度)	沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会	1981・12
八重山諸島を中心とした古文書調査報告書	〃	〃	1981・03
空手道・古武道基本調査報告書	〃	〃	1994・03
空手道・古武道の基本調査報告書(Ⅱ)	〃	〃	1994・03
沖縄的文化 keys to Okinawan Culture	沖縄県	沖縄県	1992・10
文化財にみる沖縄の自然・歴史・文化(中学生版)	沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会	1994・03
沖縄県洞穴実態調査報告Ⅰ	〃	〃	1978・03
沖縄県洞穴実態調査報告Ⅱ	〃	〃	1979・03
沖縄県洞穴実態調査報告Ⅲ	〃	〃	1980・03
沖縄県社寺・御嶽林調査報告Ⅰ	〃	〃	1978・03
沖縄県社寺・御嶽林調査報告Ⅱ	〃	〃	1979・03
沖縄県社寺・御嶽林調査報告Ⅲ	〃	〃	1980・03
沖縄県社寺・御嶽林調査報告Ⅳ	〃	〃	1981・03

書名	編著者	発行者	発行年月
ケナガネズミ実態調査報告書	沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会	1981・03
ケラマジカ実態調査報告Ⅳ	〃	〃	1979・03
西表島慶来慶田城遺跡重要遺跡確認調査	〃	〃	1997・03
石垣市石城山動物遺骸群集の概要	長谷川善和・野原朝秀	〃	1978・03
石スク山遺跡の試掘調査	大浜 永亘	〃	1978・03
石城山に関する伝説・石城山保存運動年表	石垣久雄・石堂徳一	〃	1978・03
石城山緊急発掘調査概報	沖縄県教育庁文化課	〃	1978・03
宮城島シヌグ堂遺跡	与那城村教育委員会	与那城村教育委員会	1977・03
具志川島遺跡群ー岩立地区埋葬地区の調査ー	伊是名村教育委員会	伊是名村教育委員会	1979・03
石川市古我地原貝塚発掘調査速報	沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会	1984・03
石川市古我地原貝塚（本文編）	〃	〃	1987・12
石川市古我地原貝塚（図版編）	〃	〃	1987・12
牧港貝塚・真久原遺跡	〃	〃	1985・03
拝山遺跡〈沖縄県文化財調査報告書第83集〉	〃	〃	1987・09
住屋遺跡（俗称・尻間）発掘調査報告	平良市教育委員会	平良市教育委員会	1983・03
喜如嘉貝塚〈沖縄県文化財調査報告書第114集〉	沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会	1994・03
昭和47～58年度沖縄県芸術祭古典芸能公演	〃	〃	1987・09
渡佐次湾のヒルギ林緊急調査報告	〃	〃	1976・03
渡佐次湾のヒルギ林緊急調査報告Ⅱ	〃	〃	1977・03
アサヒナキマダラセセリ調査報告	〃	〃	1978・03
池間島のミャークツツ	池間島民謡保存会	池間島民謡保存会	1981・03
旧首里城正殿跡位置確認調査報告書・付図3枚	沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会	1986・03
安仁屋トゥンヤマ遺跡	〃	〃	1992・03
恩納村久良波貝塚〈沖縄県文化財調査報告書第108集〉	〃	〃	1992・03
歴史と実践 第20号 平和祈念資料館問題特集	沖縄県歴史教育者協議会	沖縄県歴史教育者協議会	1999・12
紀要 第1号	沖縄県教育委員会文化課	沖縄県教育委員会文化課	1984・03
紀要 第2号	〃	〃	1985・03
紀要 第3号	〃	〃	1986・03
紀要 第4号	〃	〃	1987・03
紀要 第5号	〃	〃	1988・03
文化課紀要 第14号	〃	〃	1998・03
重新校正 中山世鑑 全六巻（箱入り）	沖縄県教育庁文化課	沖縄県教育委員会	1982・10
宮古・平良市調査報告書4 〈地域研究シリーズ№26〉	沖縄国際大学南島文化研究所	沖縄国際大学南島文化研究所	1999・03
八重山、竹富町調査報告書1 〈地域研究シリーズ№27〉	〃	〃	1999・03
南島文化 第21号	〃	〃	1999・03
〔大浜アカハチ会〕設立40周年記念誌	記念事業実行委員会	大浜アカハチ会	1998・06
沖縄関係学研究論集 第5号	沖縄関係学研究会	沖縄関係学研究会	1999・12
大湾・古堅の民話〈読谷村民話資料集14〉	読谷村立歴史民俗資料館	読谷村教育委員会	1999・11

書名	編著者	発行者	発行年月
南風原町史第2巻 自然・地理資料編 付図1枚	南風原町史編集委員会	南風原町	1997・12
南風原が語る沖縄戦〈南風原町史第3巻戦争編〉	〃	〃	1999・03
佐敷町史 4 戦争	佐敷町史編集委員会	佐敷町	1999・11
沖縄県史 資料編9 MILITARY GOVERNMENT ACTI- -VITIES REPORTS 現代1(原文編)	沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県教育委員会	1999・12
沖縄キリスト教短期大学紀要 第28号	沖縄キリスト教短期大学	沖縄キリスト教短期大学	1999・12
読谷村立歴史民俗資料館年報 第24号	読谷村立歴史民俗資料館	読谷村立歴史民俗資料館	1999・09
読谷村立歴史民俗資料館紀要 第23号	〃	〃	1999・03
耕雲釣月 崎原永著伝	崎原永著伝編集委員会	崎原永著伝編集委員会	1999・11
沖国大考古 第12号 付図5枚	沖縄国際大学文学部考古学研究室	沖縄国際大学文学部考古学研究室	1999・03
清代福建省地方官年表	金城 正篤 編	沖縄県公文書館史料編集室	1999・03
沖縄県文化財地図(7枚)	沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会	
EL CASTILLO DE SHURI	〃	〃	1992・12
The Destruction of Cultural Properties inside the U.S.Military Bases	〃	〃	
柳川市史・地図編 地図のなかの柳川(セット4)	柳川古文書館	柳川古文書館	1999・10
民俗文化 第436号	菅沼晃次郎	滋賀民俗学会	2000・01
びぶろお Vol.33 No.5 〈琉球大学附属図書館報〉	琉球大学附属図書館	琉球大学附属図書館	2000・01
阿波根古島遺跡	沖縄県教育庁文化課	沖縄県教育委員会	1999・03
与那国島トゥグル浜遺跡	〃	〃	1985・03
久里原貝塚範囲確認調査報告書	伊平屋村教育委員会	伊平屋村教育委員会	1981・03
知念村の遺跡―詳細分布調査報告書―	知念村教育委員会	知念村教育委員会	1986・03
今帰仁城跡環境整備報告書Ⅰ(本文編)	今帰仁村教育委員会	今帰仁村教育委員会	1999・12
今帰仁城跡環境整備報告書Ⅰ(図面編)	〃	〃	1999・12
名護市史 資料編・4 考古資料集	名護市史編さん委員会	名護市役所	1998・03
屋部久護家文書〈名護市史資料編・5〉	名護市史編さん室	名護市教育委員会	1999・03
四本堂家礼 上(影印本)	沖縄県教育庁文化課	沖縄県教育委員会	1981・03
宮古の民俗芸能	〃	〃	1983・03
与世山親方宮古島規模帳(影印本)	〃	〃	1979・03
空から見た沖縄戦〈沖縄県史ビジュアル版5〉	沖縄県公文書館史料編集室	〃	2000・01
歴代宝案の栞	〃	〃	2000・01
昭和53年度無形文化財記録作成 歌劇 薬師堂 全九景	沖縄俳優協会	沖縄俳優協会	1979・03
昭和55年度無形文化財記録作成 歌劇 親あんま・夜半参	〃	〃	1981・03
昭和56年度無形文化財記録作成 歌劇 茶売り・仲直り三良小・桃売りアングラー	〃	〃	1982・03
伝統組踊保存会テキスト 組踊忠臣身替の巻	伝統組踊保存会	伝統組踊保存会	

書名	編著者	発行者	発行年月
伝統組踊保存会テキスト 組踊義臣物語 昭和63年度無形文化財記録作成	伝統組踊保存会	伝統組踊保存会	
歌劇 豊年・報い・愛の雨傘	沖縄俳優協会	沖縄俳優協会	1989・02
昭和63年度 沖縄県芸術祭	沖縄県	沖縄県	1988・09
人間関係学部紀要 3号	和光大学人間関係学部	和光大学人間関係学部	1999・03
人文学部紀要 33	和光大学人文学部	和光大学人文学部	1998・03
人文学部紀要 34	〃	〃	1999・12
豊見城村史だより 第5号	豊見城村史編さん室	豊見城村教育委員会	1999・12
乙姫劇団創立50周年記念誌 芝居	おもろ出版	乙姫劇団	1999・11
南涛文学 第15号	毛利 省三	南涛文学会	1999・12
沖縄県の「満州開拓民」の研究—その入植まで	沖縄女性史を考える会	沖縄女性史を考える会	1999・03
ひめゆり平和祈念資料館 資料館だより第24号	ひめゆり平和祈念資料館	ひめゆり平和祈念資料館	1999・11
備後緋	新市町立歴史民俗資料館	新市町立歴史民俗資料館	1997・03
備後緋（パンフレット）	〃	〃	1997・03
信岡家文書Ⅰ〈研究集録第1集〉	〃	〃	1999・03
信岡家文書Ⅰ〈研究集録第1集〉 CDDISCサンプル版	〃	〃	1999・03
松本市文書館だより 第4号	松本市文書館	松本市文書館	1999・11
ARCHIVES 第9号	沖縄県公文書館	沖縄県公文書館	1999・03
ARCHIVES 第10号	〃	〃	2000・01
ARCHIVES 第11号	〃	〃	2000・03
沖縄県公文書館（利用案内）	〃	〃	2000
要望書（仮称・国立組踊劇場）	沖縄県	沖縄県	1994・06
月刊 沖縄世論 1999・10月号	神山 吉光	閣文社	1999・10
月刊 沖縄世論 1999・11月号	〃	〃	1999・11
月刊 沖縄世論 1999・12月号	〃	〃	1999・12
月刊 沖縄世論 2000・1月号	〃	〃	2000・01
月刊 沖縄世論 2000・2月号	〃	〃	2000・02
外交史料館報 第13号	外務省外交史料館	外務省外交史料館	1999・06
地域総合研究 第27巻第2号	鹿児島経済大学地域総合研究所	鹿児島経済大学地域総合研究所	2000・03
那覇市美術工芸収蔵品展	那覇市経済文化部歴史資料室	那覇市経済文化部歴史資料室	1999・10
首里城研究 No.5	首里城研究会	首里城公園友の会	2000・03
伊波前原古墓群発掘調査速報展	石川市教育委員会	石川市教育委員会	2000・02
土器からみた琉球列島の交流史（抜刷）	下地 安広	古代学協会	2000・03
記念誌 徳田球一	記念誌編集委員会	顕彰記念事業期成会	2000・03
徳田球一の軌跡展（展示リーフレット）	名護市立中央図書館	名護市立中央図書館	2000・03
人間科学 第5号	琉球大学法文学部	琉球大学法文学部	2000・03
沖大経済論叢 第22巻第1号	沖縄大学経済学会	沖縄大学経済学会	2000・03
御冠船踊—組踊と舞踊—（首里城普及書）	海洋博覧会記念公園管理財団	海洋博覧会記念公園管理財団	2000・02

書名	編著者	発行者	発行年月
歴史民俗資料学研究 第5号	神奈川大学大学院歴史民俗資料科学研究科	神奈川大学大学院歴史民俗資料科学研究科	2000・02
古代文学 39	古代文学会	古代文学会	2000・03
浦添市立図書館紀要 No.11	浦添市立図書館	浦添市立図書館	2000・03
琉球舞踊 御冠踊 (パンフレット)	静岡県邦楽舞観賞会	静岡県邦楽舞観賞会	1967・02
国立劇場招待沖縄民俗芸能プログラム	沖縄民俗芸能団	沖縄民俗芸能団	1969・07
月報 文化庁 第40号	文化庁長官官房庶務課	文化庁長官官房庶務課	1971・12
昭和57年度復帰10周年記念			
沖縄県芸術祭 古典芸能公演	沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会	1982・12
昭和48年度第2回沖縄県芸術祭 民俗芸能公演	〃	〃	1973・11
文化財保護法実施十周年記念公演	琉球政府文化財保護委員会	琉球政府文化財保護委員会	1964・11
法政大学沖縄文化研究所所報 第48号	法政大学沖縄文化研究所	法政大学沖縄文化研究所	2000・03
琉球往復文書及関連史料・二〈沖縄研究資料17〉	〃	〃	2000・03
琉球の方言 24 〈1999年度〉	〃	〃	2000・03
沖縄文化研究26 〈法政大学沖縄文化研究所紀要〉	〃	〃	2000・03
琉球・中国・日本・朝鮮年代対照表 (普及版)	沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県公文書館史料編集室	2000・03
沖縄国際大学日本語日本文学研究 第4巻第1号	沖縄国際大学文学部	沖縄国際大学文学部	2000・01
神奈川大学評論35 特集＝デモクラシー	神奈川大学評論編集専門委員会	神奈川大学広報委員会	2000・03
沖縄国際大学 外国語研究 第4巻第1号	沖縄国際大学外国語学会	沖縄国際大学外国語学会	1999・09
沖縄国際大学 総合学術研究紀要 第4巻第1号	沖縄国際大学総合学術学会	沖縄国際大学総合学術学会	2000・03
Southern Review No.14	沖縄外国文学会	沖縄外国文学会	1999・12
米国が見たコザ暴動	沖縄市企画部平和文化振興課	沖縄市役所	1999・03
鹿児島県史料 旧記雑録拾遺・家わけ八	鹿児島県歴史資料センター黎明館	鹿児島県	2000・01
鹿児島県史料 玉里島津家・史料八	〃	〃	1999・01
沖縄考古関係文献目録・暫定〈沖縄県史研究叢書9〉	沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県教育委員会	2000・03
沖縄毎日新聞見出集・下〈沖縄県史研究叢書8〉	〃	〃	2000・03
ぶりでい子ども博物館 (平成11年度)	名護博物館	名護博物館	2000・03
平和の礎 軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦X	平和祈念事業特別基金	平和祈念事業特別基金	2000・03
平和の礎 シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦X	〃	〃	2000・03
平和の礎 海外引揚者が語り継ぐ労苦X	〃	〃	2000・03
沖縄の米軍及び自衛隊基地・統計資料集	沖縄県総務部知事公室	沖縄県総務部知事公室	2000・03
漢方交遊 第2号〈沖縄県漢方医学研究会会誌〉	新垣 敏雄	沖縄県漢方医学研究会	1999・12
中国の庭 造園と建築の伝統	杉村 勇造	球龍堂	1965・09
沖縄の紙	安部栄四郎	沖縄タイムス社・他	1962・04
浦添市美術館紀要 第9号	浦添市美術館	浦添市美術館	2000・03
琉球文化の研究 (集成版)	加藤 三吾	沖縄郷土文化研究会	1971・12
全軍労・全駐労沖縄運動史	全駐労沖縄地区本部	全駐労沖縄地区本部	1999・09
全軍労・全駐労沖縄運動史 写真集	〃	〃	1999・09
全軍労・全駐労沖縄運動史 資料集	〃	〃	1999・09

書 名	編 著 者	発 行 者	発行年月
豊見城村の文化財	豊見城村教育委員会	豊見城村教育委員会	1999・03
全軍労・全駐労沖縄地本ビラ 縮刷版 1961年10月～1996年10月	全駐労沖縄地区本部 運動史編集委員会	全駐留軍労働組合沖縄 地区本部	1996・01
全軍労機関誌速報 縮刷版 1964年1月～1978年8月	〃	〃	1996・07
全駐労沖縄地本速報 縮刷版 1978年10月～1996年5月	〃	〃	1996・07
掘り出された徳島の歴史（新発見考古速報展）	徳島県立博物館	徳島県立博物館	1999・10
伊東忠太沖縄調査ノート（複写）	伊東忠太	伊東忠太	1924
古琉球の芸術（『考古学雑誌第16第2号』複写）	考古学会	考古学会	1926・02
古我知村仲尾親雲上 萬書留（複写）	宮城 真治		1938・07
東西南北 1999 和光大学総合文化研究所年報	和光大学総合文化研究所	和光大学総合文化研究所	1999・03
キリスト教文化研究所研究年報 民族と宗教 第33号	宮城学院女子大学キリ スト教文化研究所	宮城学院女子大学キリ スト教文化研究所	2000・03
沖縄研究ノート 9	《共同研究》南島における民族と宗教	〃	2000・03
茅ヶ崎市史研究 24	茅ヶ崎市史編集委員会	茅ヶ崎市	2000・03
沖縄大学地域研究所年報 1999年度 No.14	秋山 勝	沖縄大学地域研究所	2000・03
浦添市新年祝賀会名簿 2000	浦添市新年祝賀会実行委員会	浦添市新年祝賀会実行委員会	2000・01
吉祥ー中国美術にこめられた意味ー シンポジウム 田和山は生きている	東京国立博物館	東京国立博物館	1998・10
平成10年度古文書資料目録 4	古代出雲をみつめよう実行委員会	古代出雲をみつめよう実行委員会	2000・01
福岡市総合図書館	福岡市総合図書館	福岡市総合図書館	1999・03
沖縄と台湾（沖縄県史ビジュアル版6・近代1）	福岡県公文書館	福岡県公文書館	1999・03
概説 沖縄の歴史と文化	沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県教育委員会	2000・03
沖縄県公文書館年報 第1号	〃	〃	2000・03
沖縄県公文書館研究紀要 第2号	沖縄県公文書館	沖縄県公文書館	1999・03
音楽学専攻卒業論文修士論文要旨 1999年度	〃	〃	2000・03
漆木ヤンセ踊り考ー琉球人踊り・佐賀の面浮立・ 駒ヶ水ヤンセ踊り比較ー（『知覧文化』37抜刷）	沖縄県立芸術大学音楽学部	沖縄県立芸術大学音楽学部	1999・02
『歴代宝案』訳注本第1・2冊 語注一覧表	下野 敏見	知覧町立図書館	2000・03
『歴代宝案』訳注本第3冊 語注一覧表	沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県公文書館史料編集室	1999・03
『明清檔案』第1冊～第290冊 琉球関係史料	〃	〃	2000・03
米国の沖縄統治下における琉球政府以前の 行政組織変遷関係資料（1945～1952）	〃	〃	1999・03
大分県公文書館だより 第7号	沖縄県公文書館	沖縄県公文書館	2000・03
広島県立文書館だより 第15号	大分県公文書館	大分県公文書館	2000・03
川内市歴史資料館年報 平成9年度	広島県立文書館	広島県立文書館	2000・03
聞き書き沖縄の食事（日本の食生活全集47）	川内市歴史資料館	川内市歴史資料館	1999・03
生活文化研究所年報 第13輯	同編集委員会	農山漁村文化協会	1988・04
	ノートルダム清心女子大学生生活文化研究所	ノートルダム清心女子大学生生活文化研究所	2000・03

書名	編著者	発行者	発行年月
「八重芸」年報 第1号	山里 純一	琉球大学八重山芸能研究会	1998・03
「八重芸」年報 第2号	〃	〃	1999・03
「八重芸」年報 第3号	〃	〃	2000・03
竹富町史だより 第17号	竹富町史編集室	竹富町史編集室	2000・03
新版 沖縄・反戦地主	新崎 盛暉	高文研	1995・12
沖縄法学 第29号 渡嘉敷一郎教授退職記念号	沖縄国際大学法学会	沖縄国際大学法学会	2000・03
那覇市議会史・第5巻 議会の記録			
アメリカ統治期（合併前）	那覇市議会事務局議会史編さん室	那覇市議会	2000・03
民俗文化 第432号	菅沼晃次郎	滋賀民俗学会	1999・09
民俗文化 第433号	〃	〃	1999・10
民俗文化 第434号	〃	〃	1999・11
民俗文化 第435号	〃	〃	1999・12
民俗文化 第436号	〃	〃	2000・01
民俗文化 第437号	〃	〃	2000・02
民俗文化 第438号	〃	〃	2000・03
明治大学博物館図書目録 第2号 1998年度版	明治大学博物館事務局	明治大学博物館事務局	2000・03
明治大学博物館研究報告 第5号	〃	〃	2000・03
琉球王国の時代〈沖縄国際大学公開講座1〉	沖縄国際大学公開講座委員会	沖縄国際大学公開講座委員会	1996・12
琉球王国と蝦夷地〈沖国大ブックレットNo.3〉	〃	〃	1998・03
環境問題と地域社会〈沖縄国際大学公開講座2〉	〃	〃	1997・03
女性研究の展望と期待〈沖縄国際大学公開講座3〉	〃	〃	1997・02
沖縄の基地問題〈沖縄国際大学公開講座4〉	〃	〃	1997・02
アジアのダイナミズムと沖縄〈沖縄国際大学公開講座5〉	〃	〃	1997・03
沖縄経済の課題と展望〈沖縄国際大学公開講座6〉	〃	〃	1998・03
南島文化への誘い〈沖縄国際大学公開講座7〉	〃	〃	1998・03
21世紀への私立大学の課題〈沖国大ブックレットNo.2〉	〃	〃	1998・12
アメリカの大学と少数民族そして沖縄			
〈沖国大ブックレットNo.1〉	〃	〃	1996・12
多数派と少数派、民主主義の意味			
〈沖国大ブックレットNo.4〉	〃	〃	1998・03
川内市《城上町》の地域研究	望月 通子	鹿児島純心女子大学	1998・05
複合支配と地域—従属的二重朝貢国・琉球—			
（『地域の世界史11 支配の地域史』複写）	豊見山和行	山川出版社	2000・03
首里城に関する「書道」の歴史的ことがら			
について（複写）	屋部憲次郎	屋部憲次郎	2000・04
仲宗根豊見親組躍書 本題「古本組踊・			
仲宗根豊見親の鬼虎征伐」（複写）	慶世村恒任校訂	岡本 恵昭	1928・12
元島尻郡長第11代齊藤用之助資料	南部振興会（島尻博物館）	南部振興会（島尻博物館）	1999・10

書 名	編 著 者	発 行 者	発行年月
えらぶせりよさNo.6 (沖永良部郷土研究会会報)	出村 卓三	沖永良部郷土研究会	1999・04
えらぶせりよさNo.7 (沖永良部郷土研究会会報)	〃	〃	1999・07
えらぶせりよさNo.8 (沖永良部郷土研究会会報)	〃	〃	1999・10
えらぶせりよさNo.9 (沖永良部郷土研究会会報)	〃	〃	2000・01
えらぶせりよさNo.10 (沖永良部郷土研究会会報)	〃	〃	2000・04
阿波の古文書 パート1・棟付帳―徳島藩政の			
なぞに迫る基本台帳―(第20回資料紹介展)	徳島県立文書館	徳島県立文書館	2000・04
汲 古 第36号	古典研究会	汲古書院	1999・12
日本東洋文化論集・創刊号(複写)	琉球大学法文学部	琉球大学法文学部	1995・12
八重山歌謡に見える植物(複写)	山里 純一	〃	2000・03
びぶろお VOL.33 No.5 <琉球大学附属図書館報>	琉球大学附属図書館	琉球大学附属図書館	2000・04
びぶろお 1988・7～2000・4 CD・R	〃	〃	2000・04
沖縄仏教100のナゾ	比嘉 朝進	風土記社	1997・09
うらそえ文芸 第5号 五周年記念特別号	「うらそえ文芸」編集委員会	星 雅彦	2000・04
よなばる今・昔 <与那原町施行50周年記念写真集>	与那原町役場総務課	与那原町役場	2000・03
柳河新報記事目録Ⅰ <柳川歴史資料集成第4集>	柳川市史編集委員会	柳川市	2000・03
兵庫のしおり 2	兵庫県県政資料館	兵庫県県政資料館	2000・03
都城地域史研究・第6号(市史編さんだより)	都城市立図書館市史編さん係	都城市	2000・03
かつれんの民話 本島篇	遠藤 庄治	勝連町教育委員会	1991・03
かつれんの民話 離島篇	〃	〃	1991・03
沖縄県史 資料編10・遺跡総覧 考古1	沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県教育委員会	2000・03
心の遺産 塩屋橋物語	「塩屋橋物語」編集委員会	沖縄県総合事務局	2000・03
石垣市立八重山博物館紀要 第14・15号合併号	石垣市立八重山博物館	石垣市立八重山博物館	1997・03
石垣市立八重山博物館紀要 第16・17号合併号	〃	〃	1999・03
若い人の為の琉球ブクブク茶道	あけしの会	あけしの会	1995・03
対馬丸遭難の軌跡の真相究明(推理考察の過程)	當間 栄安	當間 栄安	2000・05
エスキス 99 <和光大学人間関係学部紀要別冊>	エスキス編集委員会	和光大学	2000・03
東西南北 2000 <和光大学総合文化研究所年報>	和光大学総合文化研究所	和光大学総合文化研究所	2000・03
人間関係学部紀要 4号	和光大学人間関係学部	和光大学人間関係学部	2000・03
沖縄県立博物館紀要 第26号	沖縄県立博物館	沖縄県立博物館	2000・03
伝統芸能を通じた国際交流拠点形成推進調査			
報告書(平成10年度沖縄総合事務局委託調査)	株式会社国建	株式会社国建	1999・03
平良市の文化財 平成11年度文化財要覧	平良市教育委員会	平良市教育委員会	2000・03
租税史料図録	国税庁税務大学校租税史料館	国税庁税務大学校租税史料館	2000・03
租税史料目録・近世編	〃	〃	2000・03
エスキス 98 <和光大学人間関係学部紀要別冊>	エスキス編集委員会	和光大学	1999・03
KOZA BUNKA BOX 第2号	沖縄市企画部平和文化振興課	沖縄市役所	2000・03
奥山の牡丹 沖縄歌劇の巨星・伊良波尹吉物語	新里 堅進	与那原町教育委員会	2000・03

書名	編著者	発行者	発行年月
嘉手納町史 資料編 5 戦時資料・上	嘉手納町史編纂審議会	嘉手納町教育委員会	2000・03
感想文集 ひめゆり 第11号	ひめゆり平和祈念資料館	ひめゆり平和祈念資料館	2000・06
「沖縄戦の全学徒たち」展報告書	〃	〃	2000・03
はえばるの自然と地理〈南風原町史第4巻〉	南風原町編集委員会	南風原町	2000・03
なきじん研究 Vol. 9 山原の港	今帰仁村歴史文化センター	今帰仁村教育委員会	1999・03
琉球王国評定所文書 第16巻	琉球王国評定所文書編集委員会	浦添市教育委員会	2000・03
豊見城村の文化財	豊見城村教育委員会	豊見城村教育委員会	1999・07
豊見城村の文化財 第2集(マップ)	〃	〃	2000・03
ひめゆり平和祈念資料館館報 第11号	ひめゆり平和祈念資料館	ひめゆり平和祈念資料館	2000・05
ひめゆり平和祈念資料館資料館だより 第25号	〃	〃	2000・05
具志川市史だより 第15号	具志川市史編さん室	具志川市史編さん室	2000・03
沖縄学・第3号〈沖縄学研究所紀要〉	沖縄学研究所	沖縄学研究所	1997・07
沖縄学・第4号〈沖縄学研究所紀要〉	〃	〃	2000・06
琉球・沖縄史教育の現状と課題	秋山 勝	沖縄大学地域研究所	2000・05
史料編集室紀要 第25号	沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県教育委員会	2000・03
民俗学研究所紀要 第24集	成城大学民俗学研究所	成城大学民俗学研究所	2000・03
民俗学研究所紀要 第24集別冊 柳田國男の日記	〃	〃	2000・03
佐伯文庫蔵書目録	〃	〃	2000・03
民俗学研究所ニュース No47	松崎 憲三	〃	2000・01
民俗学研究所ニュース No48	〃	〃	2000・04
宮古島の墓制について－墓地制度の分類の試み－ (『平良市総合博物館紀要・第7号』抜刷)	岡本 恵昭	平良市総合博物館	2000・03
光緒5年写 中北山之由来記(複写)	徳助		1879・08
沖縄のいしずえ(複写)	石原正一郎	藤岡 豊子	1980・06
独 旅 第6号(複写)	広瀬 頼吾	広瀬 頼吾	1974・06
大平養護学校及び鏡ヶ丘養護学校国立沖縄療養所 分校仮校舎建築工事(青焼き設計図綴り)	末吉建築設計事務所	末吉建築設計事務所	
具志川市サミット記念第15回全島獅子舞フェス ティバル・アジア獅子舞フェスティバル	具志川市	具志川市	2000・07
西川家文書目録その1〈埼玉県立文書館収蔵文書目録第39集〉	埼玉県立文書館	埼玉県立文書館	2000・03
〔埼玉県立文書館〕要覧 第18号	〃	〃	2000・06
省庁作成地図目録Ⅱ－建設省国土地理院－ 〈埼玉県立文書館収蔵地図目録第5集〉	〃	〃	2000・03
文書館紀要 第18号	〃	〃	2000・03
琉球王国評定所文書 第15巻	琉球王国評定所文書編集委員会	浦添市教育委員会	2000・03
滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要 第33号	滋賀大学経済学部附属史料館	滋賀大学経済学部附属史料館	2000・03
沖縄女子短期大学紀要 第17号	沖縄女子短期大学	沖縄女子短期大学	2000・02
琉球大学経済研究 第59号	琉球大学法文学部	琉球大学法文学部	2000・03

書名	編著者	発行者	発行年月
汲古第7号	古典研究会	汲古書院	2000・06
琉球歴史便覧	宮里 朝光	月刊沖縄社	1987・12
シマ・第2号ー琉球大学民俗学実習調査報告書	琉球大学法文学部人間科学科民俗研究室	琉球大学法文学部人間科学科民俗研究室	2000・03
糸満売りー実録・沖縄の人身売買	福地 曠昭	那覇出版社	1986・06
實年の三四士会誌 第2号	石田 磨柱	安田 繁史	1996・08
戦場に生きるー梯梧学徒の体験記ー	昭和高女同窓会	昭和高女同窓会	2000・03
北満・宮古島戦記ー戦局と将兵の心理ー	龍沼 梅光	旺史社	1989・08
藍のよそおい（企画展）	徳島県立博物館	徳島県立博物館	2000・03
沖縄の赤土流出問題ー開発と自然の調和を求めてー	EDIC・121じんぶん企画	翁長謙良	2000・06
名護博物館所蔵資料目録 自然史資料（2）	名護博物館	名護博物館	2000・03
旅独 第10号（複写）	広瀬 頼吾	広瀬 頼吾	1976・12
旅独 第12号（複写）	〃	〃	1978・03
旅独 第14号（複写）	〃	〃	1979・02
フランスにおける琉球関係資料の発掘と その基礎的研究	赤嶺 政信	琉球大学法文学部	2000・03
民俗学研究所ニュース No49	松崎 憲三	成城大学民俗学研究所	2000・07
コザ 市勢要覧 1965年版	コザ市役所企画室	コザ市役所	1966・06
平良市総合博物館紀要 第7号	平良市総合博物館	平良市総合博物館	2000・03
〔港川小学校・幼稚園〕創立20周年記念記念誌	記念誌発行委員会	浦添市立港川小学校	2000・02
The History and Culture of Okinawa	沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会	2000・03
沖縄の歴史と文化	〃	〃	2000・03
国内・国外派遣研究員研究報告書 第9号	沖縄県人材育成財団	沖縄県人材育成財団	2000・03
那覇市立壺屋焼物博物館年報（平成10年度）	那覇市立壺屋焼物博物館	那覇市立壺屋焼物博物館	1999・03
壺屋焼物博物館紀要 創刊号	〃	〃	2000・03
浦添市市制施行30周年記念・2000年度市勢要覧	浦添市国際交流課	浦添市	2001
古城 第24号	浦添中学校	浦添中学校	1996・03
沖縄県史だより 第10号	沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県公文書館史料編集室	2000・06
宮古郷土史研究会会報 No119	宮古郷土史研究会	宮古郷土史研究会	2000・07
沖縄の振興開発 平成12年	沖縄開発庁	沖縄開発庁	2001・03
平成12年度 教育計画	浦添市立港川中学校	浦添市立港川中学校	2001・03
平成11年度 教育計画	浦添市立前田小学校	浦添市立前田小学校	2000・03
平成12年度 教育計画	〃	〃	2001・03
1998年度 スクールカウンセラー活用調査 研究報告書 1年次	浦添市立宮城小学校	浦添市立宮城小学校	1999・03
首里城復元期成会会報 第19号	首里城復元期成会	首里城復元期成会	2000・07
新聞で伝える東村 Vol. 4 1971年～1980年	東村役場企画課	東村役場	2000・03
平良市総合博物館紀要 第7号	平良市総合博物館	平良市総合博物館	2000・03
平良市総合博物館年報 No10 平成11年度	〃	〃	2000・04

書名	編著者	発行者	発行年月
はいさい HAISAI 和英両文 創刊号～12号	那覇防衛施設局	那覇防衛施設局	1999・04
沖縄の心「技と心」伝統工芸展	浦添市美術館	浦添市美術館	2000・07
琉球列島産コオロギ科昆虫に関する研究	大城 安弘	鳴き虫会	1995・11
清流を考える	清流研究会	(財)リバーフロント整備センター	2000・03
対米協研究シリーズNo.1			
米軍人・軍属等の消費支出実態調査	(社)沖縄県対米請求権事業協会	(社)沖縄県対米請求権事業協会	2000・03
対米協研究シリーズNo.2			
いつでも ごきげん なーふあの街	〃	〃	2000・03
対米協研究シリーズNo.3			
沖縄型エコツーリズムの試み	〃	〃	2000・03
対米協研究シリーズNo.4			
オキネット地域政策研究報告	〃	〃	2000・07
那覇市教育史 資料編	那覇市教育委員会	那覇市立教育研究所	2000・07
アジア遊学 No.16			
特集：東アジアの道教と民間信仰	勉誠出版	勉誠出版	2000・05
〔徳島県立文書館〕文書館だより 第15号	徳島県立文書館	徳島県立文書館	2000・08
北海道開拓と徳島の人びと(展示図録)	〃	〃	2000・07
広島県立文書館だより 第16号	広島県立文書館	広島県立文書館	2000・07
新収蔵平佐焼展－展示解説書－	川内市歴史資料館	川内市歴史資料館	1997・12
沖縄行政機構研究史録	照屋 栄一	照屋 栄一	2000・05
山崎青樹特別展 古代の色に酔う(カタログ)	新市町立歴史民俗資料館	新市町立歴史民俗資料館	1997・10
廃藩後旧例相替り候事件(複写)	比嘉 正行	中城間切役場	1904・10
素 顔(複写)	仲里村字謝名公民館	仲里村字謝名公民館	1994・07
仮名草子 清水物語(複写)	金城 元正	玉城村教育委員会	
久米島オモロの特殊性について－神女、君南風を 考察して－(『史料編集室紀要』第25号抜刷)	島村 幸一	沖縄県公文書館史料編集室	2000・03
「地方」で謡われたオモロ (『講座日本の伝承文学』第8号複写)	〃		2000・03

【寄贈者名一覧〈団体・個人〉】(順不同)

名桜大学附属図書館 与那国町史編纂委員会事務局 九州文化史研究所史料集刊行会 首里城復元期成会
 九州大学大学院比較社会文化研究科九州文化史資料室 那覇市議会事務局議会史編さん室 徳島県立文書館
 石垣市総務部市史編集室 沖縄国際大学南島文化研究所 鹿児島経済大学地域総合研究所 滋賀民俗学会
 沖縄大学短期大学部 沖縄大学教養部 伊江村教育委員会 沖縄大学地域研究所 琉球大学附属図書館
 千葉県文書館 沖縄県ハンセン病予防協会 沖縄女子短期大学 財団法人西郷南洲顕彰会 南島研究会
 長崎市教育委員会文化財課 浦添市教育委員会文化課 宜野湾市教育委員会文化課 沖縄大学附属図書館
 馬事文化財団馬の博物館 浦添市教育委員会 あけぼの出版 沖縄県環境保健部自然保護課 汲古書院

琉球大学法文学部 九州歴史資料館分館柳川古文書館 船舶特幹一期生会事務局 御茶屋御殿復元期成会
 浦添市美術館 成城大学民俗学研究所 沖縄県公文書館管理部史料編集室 宇楚辺公民館 名護博物館
 広島県立文書館 西表民俗芸能保存会 具志川市史編さん室 沖縄県教育文化資料センター 風土記社
 那覇市教育委員会文化財係 那覇市経済文化部歴史資料室 法政大学沖縄文化研究所 沖縄県公文書館
 精華町史編さん室 仲里村教育委員会 沖縄県教育委員会 平良市総合博物館 第11管区海上保安本部
 朝日新聞社 琉球大学教育学部 りゅうせきネットワーク会議 那覇市教育委員会 社団法人国民会議
 沖縄開発庁・沖縄総合事務局 神奈川大学公報委員会 沖縄県平和振興課 佐敷町役場 松本市文書館
 琉球大学法文学部国際言語文化科欧米系 柳川古文書館柳川市史編さん係 全駐留軍労働組合沖縄地区本部
 沖縄国際大学文学部考古学研究室 津田塾大学国際関係研究所沖縄関係学研究会 沖縄キリスト教短期大学
 読谷村立歴史民俗資料館 南風原町史編集委員会 名護市史編さん室 豊見城村教育委員会村史編さん室
 おもろ出版 和光大学人文学部 ひめゆり平和祈念資料館 新市町立歴史民俗資料館 沖縄外国文学会
 沖縄県歴史教育者協議会 南涛文学会 外務省外交史料館 首里城研究会 沖縄国際大学総合学会
 琉球大学法文学部人間科学科 神奈川大学大学院歴史民俗資料科学研究科 鹿児島県歴史資料センター黎明館
 徳田球一顕彰記念事業期成会 沖縄大学経済学会 財団法人海洋博覧会記念公園管理財団 山陰民俗学会
 浦添市立図書館資料係 沖縄市役所企画部平和和文化振興課 沖縄国際大学外国語学会 福岡市総合博物館
 平和祈念事業特別基金 名護市立中央図書館 沖縄県総務部知事公室基地対策室 沖縄県漢方医学研究室
 全駐留沖縄地区本部 琉球大学大学院教育学研究科 沖縄県立芸術大学音楽学部音楽学専攻 EKEの会
 和光大学総合研究所 宮城学院女子大学キリスト教文化研究所 茅ヶ崎市史編集委員会 東京国立博物館
 ノートルダム清心女子大学生活文化研究所 大分県公文書館 那覇市議会事務局 明治大学博物館事務局
 沖縄タイムス社 竹富町史編集室 川内市歴史資料館 農山漁村文化協会 南部振興会（島尻博物館）
 沖縄国際大学公開講座委員会 都城市立図書館市史編さん室 沖永良部郷土研究会 与那原町役場総務課
 浦添市文化協会文芸部会 柳川市役所 兵庫県県政資料館 沖縄県立博物館 那覇市立壺屋焼物博物館
 沖縄総合事務局北部国道事務所 あけしの会 国税庁税務大学校租税史料館 今帰仁村歴史文化センター
 株式会社国建 与那原町教育委員会 嘉手納町教育委員会 具志川市史編さん室 豊見城村教育委員会
 昭和高女同窓会 沖縄学研究所 南風原町史編集委員会 成城大学民俗学研究所 浦添市立浦添中学校
 埼玉県立文書館 琉球大学法文学部人間科学科民俗研究室 浦添市立前田小学校 旺史社 清流研究会
 国際交流基金アジアセンター 港川小学校・港川幼稚園 那覇防衛施設局 財団法人沖縄県人材育成財団
 浦添市立宮城小学校 那覇市教育研究所教育史編さん室 東村役場 社会法人沖縄県対米請求権事業協会
 浦添市立港川中学校 勝連町教育委員会 浦添市役所国際交流課

岡本 恵昭	山本 弘文	宮良 スミ	佐藤 壮広	犀川 一夫	金城 善	矢沢 秀雄	又吉 盛清
金城 聡子	仲里 長和	里井 洋一	前津 政廣	崎原 永啓	安田 繁史	新崎 盛暉	下野 敏見
神山 良光	玉木 順彦	下地 安広	島村 幸一	島尻 克美	豊見山和行	松崎 憲三	秋山 勝
屋部憲次郎	大城 安弘	照屋 栄一	都築 晶子	山里 純一	福地 曠昭	玉城 一男	翁長 謙良
當間 栄安	榊原悠紀田郎	仲宗根将二	石原正一郎	広瀬 頼吾	比屋根美代子	小野まさ子	
安和 吉則	梁 相淑	野原 千明	長間 安彦				

〔 本号執筆者 〕

仲 西 昌 教 (NAKANISHI, Masanori)

浦添市立図書館奉仕係長

石 川 典 子 (ISHIKAWA, Noriko)

浦添市立図書館臨時職員

友 利 幸 子 (TOMORI, Sachiko)

浦添市立図書館嘱託員

宮 城 あきの (MIYAGI, Akino)

浦添市立図書館嘱託員

森 田 牧 子 (MORITA, Makiko)

浦添市立図書館主事

栗 野 慎一郎 (KURINO, Shinichiro)

琉球王国評定所文書編集嘱託員

謝 敷 真起子 (SHASIKI, Makiko)

浦添市美術館嘱託員

岡 本 亜 紀 (OKAMOTO, Aki)

浦添市美術館学芸員

玉 木 真 哲 (TAMAKI, Shintetu)

近・現代史研究家

前 津 政 廣 (MAETSU, Masahiro)

浦添市立図書館沖縄学研究室

主事

当 山 全 修 (TOYAMA, Zensyu)

浦添市立図書館職員

2002年 3 月15日 印刷

2002年 3 月22日 発行

浦添市立図書館紀要

No. 13

編 集 浦添市立図書館沖縄学研究室
沖縄県浦添市安波茶 2 - 2 - 1

PHONE (098)-876-4946

FAX (098)-875-1772

発 行 浦 添 市 教 育 委 員 会
印 刷 株式会社 太 陽

沖縄県浦添市安波茶 2 - 1 - 6

PHONE (098)-876-4188



埔城市立圖書館